

# I. はじめに

## 1. はじめに

コミュニティ・ビジネス（以下 **CB** と略記）や環境 **CB** は、多様化する環境問題・社会問題に対応する上で重要な役割を担いつつあります。また、それに伴い、市民の環境 **CB** 等に対する意思ある資金を集め、地域社会の様々な主体の連携・協働によって環境 **CB** 等を支援する仕組みとして、市民出資・市民金融が重要な意義を持つようになってきています。

さらに、市民による **CB** に出資される資金の意思を尊重し、出資者が安心して出資できる仕組みを構築することや、**CB** の成長や社会的価値が実感できる仕組みや理解が深まるための仕組み、またそれに向けた政策的支援が必要とされてきています。

以上を踏まえ、わが国において環境 **CB** 等の事業者及び市民出資・市民金融の担い手の登場を促すことや、持続的成長を促すことなどを目指し、本マニュアルを作成いたしました。

本マニュアルは、特に、今後市民出資・市民金融を実際に行おうとする方、あるいは、市民出資・市民金融を活用し、環境 **CB** 等への資金調達を促進しようとする方にとって、有益となる情報を提供することを目的としています。

市民出資・市民金融を実践することで、社会全体にとって必要なサービスを担う **CB** や、環境問題解決に向けて力強く活動する環境 **CB** を応援したいと考える方に、幅広く活用頂ければ幸いです。

2010年3月  
環境省

## 2. 本書について

### 2.1 マニュアルの使い方

本マニュアルは、現在社会から認識されつつある、いわゆる NPO バンク方式による市民出資・市民金融と、自然エネルギー関連の市民事業を中心に利用されている匿名組合形式による市民出資・市民金融の二つに着目し、現在取られている手法（法人格・組織構造）、運営（決済・審査・コスト・出資者とのコミュニケーション・事業者との関係構築）、各手法における留意点（行政手続き・法解釈・リスク管理等）等について実際の事例を参照し掘り下げ、ノウハウとして集約したものです。

### 2.2 姉妹編「環境 CB のための資金調達マニュアル」について

また、環境省では、平成 21 年度にこのマニュアルの姉妹編として、「環境 CB のための資金調達マニュアル」を作成しました。

同マニュアルは、環境コミュニティビジネス（以下 CB と略記）にとってもっとも頭の痛い悩みである「資金調達」にスポットを当て作成しています。また、資金調達は組織のマネジメントやミッションの確認・整理などと不可分であることから、組織運営に必要な事項も盛り込まれています。あわせてご活用下さい。

[http://www.env.go.jp/policy/community\\_fund/index.html](http://www.env.go.jp/policy/community_fund/index.html)

### 2.3 検討体制について

本マニュアルの作成にあたっては、検討会を 3 回開催しました。

検討会では、回ごとに事務局案を提出し、委員からの意見を踏まえ修正提案を行ないました。また検討会以外の場でも、各委員から個別に意見を頂きました。また市民出資・市民金融の実践者に対してヒアリングを実施しました。

#### <マニュアル検討会 委員>

委員名（所属）
小関 隆志 氏 ※ （明治大学経営学部 准教授）
加藤 秀生 氏 （株式会社自然エネルギー市民ファンド事業部長）
木下 万暁 氏 （外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所）
木村 真樹 氏 （コミュニティ・ユース・バンク momo 代表理事）
深尾 昌峰 氏 （NPO 法人きょうと NPO センター 常務理事・事務局長）

（※は検討会座長。所属は全て委員委嘱時点のもの）

事務局
黒川 陽一郎 (環境省 総合環境政策局 環境計画課 課長補佐)
徳永 秀太 (環境省 総合環境政策局 環境計画課 地域政策係)
山谷 明彦 (環境省 総合環境政策局 環境計画課 地域政策係)
織田 博嗣 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 主任研究員)
金谷 扇 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 副主任研究員)
水谷 衣里 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究員)
前田 拓生 (NPO 法人 まちぽっと 研究員)



# 目次

I. はじめに .....	i
1. はじめに.....	i
2. 本書について.....	ii
2.1 マニュアルの使い方.....	ii
2.2 姉妹編「環境 CB のための資金調達マニュアル」について.....	ii
2.3 検討体制について.....	ii
II. NPO バンクの設立編 .....	1
1. NPO バンクとは.....	3
1.1 概要.....	3
1.1.1 NPO バンクの非営利性.....	3
1.1.2 NPO バンクと貸金業法.....	4
1.2 特徴.....	5
1.2.1 日本における NPO バンクの一覧.....	5
1.2.2 NPO バンクの運営の特徴.....	8
1.3 運営に必要な能力とは.....	12
1.3.1 ネットワークと審査能力.....	12
1.3.2 その他に必要な能力.....	12
2. 設立・運営について.....	13
2.1 NPO バンクを立ち上げる.....	13
2.1.1 スキームについて.....	13
2.1.2 組織の設立.....	19
2.1.3 資金調達、及び、その注意点等.....	20
2.1.4 立ち上げの際に必要な法的手続き等.....	22
2.2 NPO バンクの運営.....	26
2.2.1 融資について.....	26
2.2.2 融資先案件の管理等.....	31
2.2.3 情報公開と発信.....	31
3. 関連法規.....	33
3.1 貸金業法、及び、貸金業施行規則.....	33
3.1.1 貸金業法.....	33
3.1.2 貸金業施行規則.....	35
3.2 金融商品取引法.....	36
3.3 出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）.....	36
3.4 利息制限法.....	37
参考資料 : NPO バンクの設立編.....	39
参考文献.....	85

III. 匿名組合契約による市民ファンド編.....	87
1. 匿名組合とは.....	88
1.1 特徴.....	88
1.1.1 匿名組合契約（商法 535 条）.....	88
1.1.2 匿名組合員の出資及び権利義務（商法 536 条）.....	88
1.1.3 税制.....	88
1.2 他の投資スキームとの比較.....	89
1.3 先行事例.....	90
2. 設立・運営について.....	94
2.1 市民ファンドを立ち上げる.....	94
2.1.1 ビジョン.....	94
2.1.2 事業計画.....	94
2.1.3 募集スキームについて.....	95
2.1.4 立ち上げの際に必要な法的手続きについて.....	99
2.2 市民出資を募集する.....	103
2.2.1 募集前準備について.....	103
2.2.2 募集活動について.....	106
2.3 市民ファンドを運営する.....	115
3. 関連法規.....	118
3.1 商法.....	118
3.2 金融商品取引法.....	118
3.3 金融商品販売法（「金融商品の販売等に関する法律」）.....	119
3.4 犯罪収益移転防止法.....	120
3.5 個人情報保護法.....	120
参考資料：匿名組合契約による市民ファンドの設立編.....	121
参考文献.....	147

## II. NPO バンクの設立編

NPO バンクとは、一体何でしょうか。

一言で「NPO バンク」といっても、個々の NPO バンクについて見てみると設立経緯も融資先もガバナンス方法などもそれぞれ大きく異なっています。従って、事業スキーム等の外見だけで NPO バンクを定義することはできません。

しかし、NPO バンクには共通した特徴があります。それは、将来の社会を地域住民/市民が描く理想の形に近づけていくために「お金の流れを市民の手で変えていこう」という意志をもって設立された団体であるということです。

なぜ、将来の社会を変えることと「お金の流れ」を変えることが繋がるのでしょうか。

本マニュアルの姉妹編にあたる「環境コミュニティ・ビジネスの資金調達編」でも述べたように、現在、社会の様々な課題に対応しようとする市民の自発的な活動が芽生え始めています。また地域経済の沈下や格差といった課題が広がる中、「ふつうの暮らし」を営む上での課題を抱えた個人への資金循環も、いっそう重要となっています。

NPO バンクとは、こうした地域住民/市民による自発的な取り組みに対して融資を行うことで、社会的課題を解決しようとする地域住民/市民、あるいは暮らしの上での課題を乗り越えようとする個人を応援する仕組みです。必要などころに必要なお金を流すことで、前向きに取り組もうとする組織や個人を「資金循環」によって支え、将来の社会を変えていく、NPO バンクとはそうした存在だといえるでしょう。

具体的に見ていきましょう。

例えば、未来バンク事業組合では、「平和で地球にやさしい社会」を目指し、環境や福祉に関する活動をする事業者への融資を行っています。また、女性・市民コミュニティ・バンクは、女性や市民を中心にした、非営利・自主管理の金融システムを作ることで、神奈川を中心に地域社会で市民事業を行う女性や個人を応援しています。

コミュニティ・ユース・バンク momo は「わたしの暮らすまちで、わたしの子や孫がずっと、暮らしていけるように。そのために、お金を使ってできること。」を合言葉に、東海三県で活動する個人や組織を応援していますし、北海道 NPO バンクは「北海道民による道民のための市民活動を相互に支援する金融システム」として活動を行っています。また、日本共助組合は組合員の相互扶助的な市民金融組織をもって、キリスト教精神に基づき、教会の内と外において組合員の自立共助に役立つ人間尊重の「経済活動」を実践しています。

今までわが国に設立された NPO バンクを眺めると、この設立の理念は大きく三つに分けることができそうです。

図表 1 NPO バンクの設立根拠

設立の目的	地域の活性化・復興	社会的問題の解決	相互扶助
内容	地域コミュニティの活性化・再生のために資金循環を促していこうとする団体。	環境問題・女性の自立など現代社会における特定の課題の解決を、金融的手法を用いて支えようとする団体	主にある特定の会員間の相互扶助により、課題解決を目指そうとする団体
該当する主な団体	コミュニティ・ユース・バンク momo、北海道 NPO バンク	未来バンク事業組合 女性・市民コミュニティ・バンク	日本共助組合

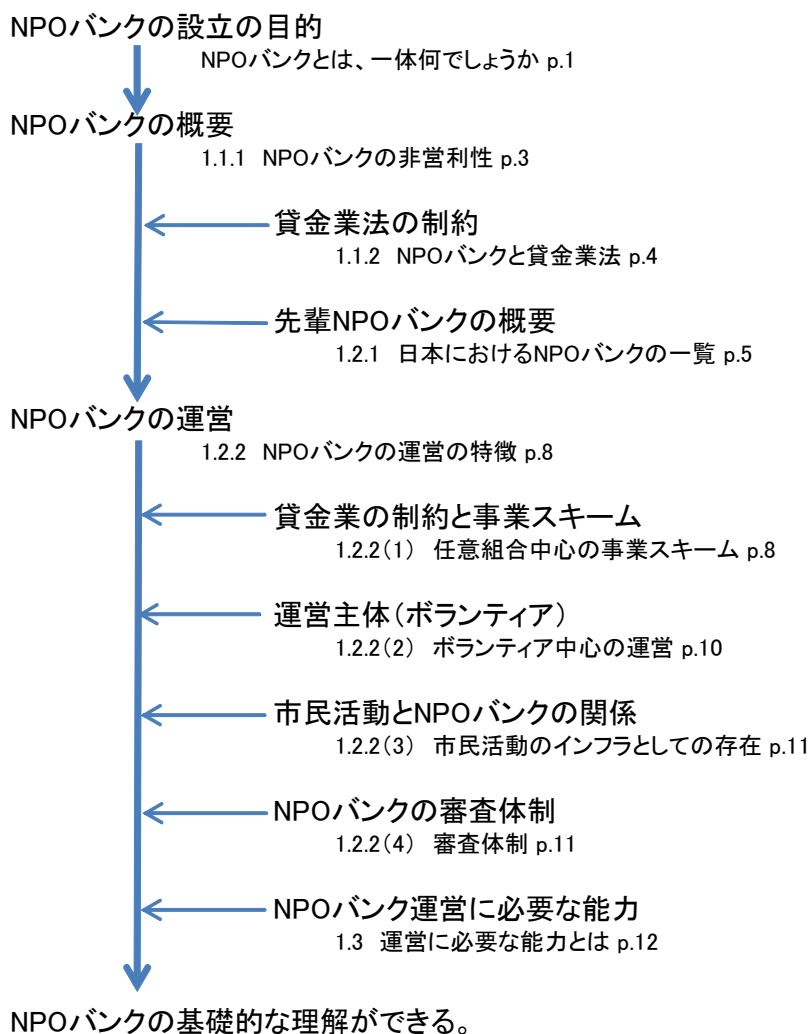
(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

NPO バンクは多様な目的を持って活動しています。従って、この分類も厳密なものではありません。しかし、NPO バンクとは、以上に見たようにそれぞれの団体が「お金の流れを考え直し、作り直すこと」によって、それぞれが目指す「理想的な社会」の構築を実践している組織だといえそうです。



## 1. NPOバンクとは

<NPOバンクの理解のプロセス>



### 1.1 概要

#### 1.1.1 NPOバンクの非営利性

一般に「NPOバンク」とは、市民が自発的に設立し、市民からの出資を原資として、環境問題を始めとする社会的課題解決に向けて活動する個人や事業者、グループなどに貸出を行う非営利の団体を指します。ここでいう「非営利」とは「営利を目的としない」ということであり、換言すれば、出資者等の「個人的な儲け(私益)」のために事業を行っているのではなく、共益(または、公益)のために事業を行っているということを意味します。従って、貸出原資として市民から出資された資金には「配当がつかない」、または、「配当上限に規制がかかっている」という

団体が多いという特徴があります。つまり、出資した市民に対して配当を行わない団体や、配当上限に制限をかけている団体をあわせて広い意味で「NPOバンク」と捉えることができます。

### 1.1.2 NPOバンクと貸金業法

NPOバンクとして非営利活動を行うとしても、「業として貸出を行う」ことになるため、貸金業者として登録をしなければなりません。貸金業登録をする場合、貸金業法では「登録時における団体の純資産（総資産から負債を引いた額）が2,000万円以上であること」が求められます（この2,000万円も、貸金業法の完全施行時には、5,000万円に引き上げられることが決まっています）。従って、NPOバンクとして事業を行う場合であっても、基本的には当該法律に定められている純資産を確保することが必要になります。

しかし当該法律では、一定の要件（図表2）を満たせば、純資産が500万円以上でも登録が可能となっています。

図表2 貸金業法における特例（貸金業法施行規則第五条の三第2項）の主な要件

要件	内容
出資金の非営利性	出資金は無配当であり、団体解散時においても残余財産における剰余金の分配がない
貸出金利の上限	貸出金利は7.5%を上回らないこと
貸出対象者の制限	特定非営利活動に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けが事業の100分の50を超えていること

※上記の要件は全てではありません。詳細は「3. 関連法規」の「3.1.2 貸金業施行規則」（p.35）を参照。

（資料）三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

今後、NPOバンクを設立する場合に、2,000万円（または、5,000万円）という多額の資金を出資等で調達することが困難である際には、この特例を使って登録するという方法が考えられます。なお、法律的または制度的に「NPOバンク」を正確に定義することはできないことから、貸金業法の上述の特例を利用するか否かで「NPOバンクであるか否か」を判別することは、必ずしも「妥当」とはいえません。

## 1.2 特徴

### 1.2.1 日本における NPO バンクの一覧

以下は、現在わが国に存在する NPO バンクについて、組織概要を整理したものです。融資対象は環境・福祉・地域事業が中心になっています。出資総額は最大でも約 1 億 6,000 万円であり、金融機関としては極めて小規模な組織といえます。融資条件については、上限は 300~1,000 万円であり、金利は 1~5% と低利に抑えられています。

図表 3-1 NPO バンクの事例 (組織概要等)

組織名	設立	活動地域	活動内容	融資対象
未来バンク 事業組合	1994	東京都	環境・福祉などの事業に融資	環境グッズ購入、 NPO、エコロジー住宅 等
女性・市民 コミュニティ・ バンク	1998	神奈川 県	市民事業団体等に融資	神奈川県内で事業を 行う NPO、ワーカーズ コレクティブ等
北海道 NPO バンク	2002	北海道	北海道内の NPO などへ融資。北海道、札幌市も出資	NPO、ワーカーズコレ クティブ等
東京 コミュニティ パワーバンク	2003	東京都	東京の NPO、小規模事業者向け。「ともだち融資団」方式も	ワーカーズコレクティ ブ、NPO、市民事業者 等
NPO 夢バンク	2003	長野県	長野県の NPO 向け融資。長野県から無償融資	NPO
ap bank	2003	東京都 (全国)	人気音楽家3人が出資。環境・エネルギー関連事業融資	自然エネルギー事業 等
コミュニティ ・ユース・バ ンク momo	2005	愛知県	地域の起業などを支援	豊かな未来を実感で きる地域社会をつくる 事業
新潟 コミュニティ ・バンク	2005	新潟県	地域の NPO 支援や、市町村合併・震災後のまちづくり支援	コミュニティ・ビジネス、 まちづくり支援
くまもと ソーシャル バンク	2008	熊本県	熊本県内の社会問題を解決する事業への融資を実施	熊本県内で社会性の ある事業
天然住宅 バンク	2008	東京都 (全国)	国産材と自然素材で建てた「天然住宅」の購入者を資金面からサポート	住宅取得等に伴う転 居時の省エネ家電製 品・家具・ペレットス トープの購入に係わる 融資等
日本共助 組合	1990	東京都、 神奈川 県、愛知	a. カトリック教会信徒の中から組合員を希望した者及びその家族組合員を対象とした個人向け小口金融(支部)	左記の通り、個人向け 小口金融、及び、非収 益団体への事業者向

	県など8都府県	b. 教会、社会福祉団体、病院、学校、NPO活動団体、等の非収益団体への事業者向け金融(貸出限度:1億円/1団体)(bは本部事業)	け金融
--	---------	---	-----

図表3-2 NPOバンクの事例(出資の状況等)

組織名	出資状況			その他		融資原資総額 (①+②+③)
	口数	件数	金額 ①	寄付金 ②	借入金 ③	
未来バンク 事業組合	1万口(1万円 以上から)	—	¥182,184,735	—	—	¥182,184,735
女性・市民 コミュニティ・ バンク	個人1口10万 円、団体3口以 上	—	¥127,540,000	—	—	¥127,540,000
北海道 NPOバンク	1口1円単位1 万口以上	—	¥43,304,500	¥7,030,000	—	¥50,334,500
東京 コミュニティ パワーバンク	個人1口5万 円、団体3口以 上	585	¥93,700,000	—	—	¥93,700,000
NPO 夢バンク	1口1円単位1 万口以上	—	¥16,550,000	¥25,000,000	¥22,000,000	¥63,550,000
ap bank	—	—	¥100,000,000	—	—	¥100,000,000
コミュニティ ・ユース・バ ンク momo	1口1万円、個 人1口以上、法 人5口以上	290	¥34,920,000	—	—	¥34,920,000
新潟 コミュニティ ・バンク	個人1口1万円 以上、団体1口 3万円以上	69	¥6,720,000	—	—	¥6,720,000
くまもと ソーシャル バンク	1口1万円、個 人1口以上、法 人5口以上	21	¥3,970,000	¥56,000	—	¥4,026,000
天然住宅 バンク	1口1円単位融 資残高1万口 以上	—	¥20,233,488	—	—	¥20,233,488
日本共助 組合					¥0	¥1,150,000,000
計	—	—	¥24,203,488	—	—	¥1,833,208,723

※日本共助組合の出資状況等は不明。

図表 3-3 NPOバンクの事例（融資の状況等）

組織名	直近財務年度1年間の融資状況		融資累計		融資残高	融資条件等
	件数	金額	件数	金額		
未来バンク 事業組合	—	¥60,710,000		¥737,006,775	—	金利:3% 上限 900 万円 (初回 300) 万円 最長 10 年
女性・市民 コミュニティ ・バンク	12	¥26,700,000	111	¥397,960,000	¥39,430,000	金利:1.8%~5.0% 上限 1,000 万円 (出資金の 20 倍まで) 最長5年
北海道 NPO バンク	18	¥27,000,000	136	¥216,270,000	¥21,650,193	金利:2% 上限:200 万円 (2期以上の事業実績が ある場合は出資の 100 倍、以外は 20 倍) 最長1年 (延長 1 年可)
東京 コミュニティ パワー バンク	6	¥23,500,000	18	¥62,100,000	¥29,714,000	金利:2.5% 上限:1,000 万円 (出資金の 10 倍まで) 最長:5年
NPO 夢バンク	—	—	44	¥104,690,000	¥24,431,647	金利:年利2~3% 上限:300 万円 最長3年
ap bank	—	—	85	¥295,875,000	—	金利:1% 上限:500 万円 最長 10 年
コミュニティ ・ユース・バ ンク momo	5	¥16,500,000	10	¥22,000,000	¥10,184,176	金利:2.5% 上限 300 万円 最長3年
新潟 コミュニティ ・バンク	1	¥300,000	1	¥300,000	¥300,000	-
日本共助 組合			225	¥680,000,000	¥543,000,000	金利:個人向け年率 3.65~5.475%、事業者 向け年率 1.75~3.65% 上限:個人向け 300 万 円、事業者向け1億円 貸出期間:個人向け8 年、事業者向け 10 年

※くまもとソーシャルバンク、天然住宅バンクについては、調査時点で融資実績を持たない。日本共助組合の直近財務年度1年間の融資状況は不明。

(資料) 各団体の HP ほか、北海道 NPO バンク編集『NPO バンクを活用して起業家になろう』昭和堂 2007、谷本寛治『SRI と新しい企業・金融』東洋経済新報社、2007 等を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成。なお作成にあたっては、全国 NPO バンク連絡会に協力を得、出資総額、融資累計額は各団体から情報提供頂いたものをもとに作成した。調査結果については、2009 年 3 月末時点見込み。なお、記載した例は、全国 NPO バンク連絡会からの情報提供による。わが国全ての情報を網羅するものではない。

## 1.2.2 NPOバンクの運営の特徴

### (1) 任意組合中心の事業スキーム

NPOバンクは市民活動を金融的に支援するために設立されるものなので、本来はその目的に合致するのであれば、どのような事業スキームであっても問題はありません。しかし、上述の貸金業法の特例を利用するのであれば、出資資金に対して「配当を行わない」、「解散時に残余財産があった場合には剰余金の分配を行わない」などの「非営利性」を備えた事業スキームにする必要があります。

とはいえ、現状の法制度においては「営利」を中心とした事業スキームが主流であり、「非営利性」を主張することができない可能性もあり、「非営利」で活動できる事業スキームの数は限られています。また、非営利の事業スキームの場合、法制度上の条件が多いことから、実際に活動する際の制約等も存在します。

図表4 非営利の法人格とその問題点

事業スキーム	特定非営利活動法人 (NPO法人)	一般社団法人 ／一般財団法人	協同組合
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合法 (農業協同組合)</li> <li>・ 水産業協同組合法 (漁業協同組合)</li> <li>・ 消費生活協同組合法 (生活協同組合) など</li> </ul>
非営利性	配当なし／残余財産の分配なし	配当なし／残余財産の剰余部分の分配については定款により「なし」を規定可能	配当あり、但し、上限規定がある
制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資の受け入れができない</li> <li>・ 「公益」が目的</li> <li>・ 法律により特定非営利活動が限定列挙されている</li> </ul>	基金は増加させることはできるが、減らすことができない	根拠法により、設立の規定が異なるもの、設立にはハードルが高い
備考	資金調達「寄付と借入」のみに限定される		

(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「非営利性」を有している法人格としては「特定非営利活動法人 (以下、「NPO法人」)」「一般社団法人／一般財団法人」「協同組合」があります (図表4)。

まず、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて設立された法人を指します。NPO法人は、「出資の受け入れができない」ことから、このスキームでNPOバンクを組成すると貸出のために市民から受け入れる資金は「寄付」か「借入」になります。「寄付」での資金調達は極めて難しい上に、「借入」だけでは純資産要件 (たとえ500万円でも) を満たすことができないという問題が生じることになってしまいます。

次に、「一般社団法人／一般財団法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された法人を指します。一般社団法人／一般財団法人の場合、「基金」という形で出資を受けることができます。またこの基金は「配当」がなく、当該法人が解散する際でもその残余財産の剰余部分の分配については「分配しない」ことを定款で定めることができます。従って、一般社団法人／一般財団法人は、事実上「非営利法人」として活動ができることとなります。ところが、当該法人における「寄付」には、株式会社でいう「減資手続き」がないため、「基金を減らす」ということができず、会計上の処理等において問題が生じる可能性があります。

「協同組合」とは、共通する目的のために個人あるいは事業者が集まり、組合員となって事業体を設立し共同所有し、管理運営を行う非営利の相互扶助組織を指します。この組織形態の場合、貸金業の範囲から適用除外になっているので、貸金業法の特例における「非営利性」を考慮する必要はありません。しかし、協同組合は設立の要件が厳しく定められている（例えば、生活協同組合の場合、300人以上の会員が必要など）ため、事実上、協同組合でNPOバンクを設立することは不可能になっています。

以上のように、非営利性を有する法人格でNPOバンクを設立するのは難しいことから、今のところ多くのNPOバンクでは、比較的組成が容易な「組合」形式によりNPOバンクを設立することが多くなっています。

図表5 NPOバンクの事業スキームとして考えられる「組合」

	任意組合	匿名組合	有限責任事業組合 (LLP: Limited Liability Partnership)	投資事業有限責任組合 (LPS: Limited Partnership)
根拠法	民法第 667 条	商法第 535 条	有限責任事業組合契約に関する法律	投資事業有限責任組合契約に関する法律
非営利性の担保	定款または組合員規定などにより規定可能	根拠法において「営利の分配」を想定している	定款または組合員規定などにより規定可能	定款または組合員規定などにより規定可能※
問題点	当該組合の組合員は無限責任である	根拠法により「非営利」で用いるのは困難	組合員は全員、何らかの業務を行うことになっている（つまり、資金拠出だけの組合員は存在しない）	会計士による監査が義務付けられているため、監査費用がかかる

※ 但し、LLP 及び LPS の場合には、そもそも「営利のファンドの組成」のために作られた事業スキームなので、「非営利性」について疑問があるという意見もある。

(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表5はNPOバンクを組成する上で、選択が可能な組合の一覧です。

「匿名組合」はその根拠法において「営利の分配」を想定していることから、貸金業法で求

められている純資産の例外要件を満たしていないこととなります。

LPS（投資事業有限責任組合）は、そもそも「営利のファンドの組成」のために作られた事業スキームなので、非営利性がどの程度担保できるか、専門家であっても意見が分かれるところです。また LPS は、外部監査を重要視しています。このため、監査費用がかなり多額になり、低利融資を基本とする NPO バンクにとって、その費用を稼ぎ出すことが非常に困難です。

こうしたことから、貸金業法の特例により NPO バンクを設立するのであれば、「任意組合（民法上の組合）」、または、「有限責任事業組合（LLP）」というスキームが現実的な選択肢として考えられます。この二つであれば、「無配当」「残余財産の剰余金の分配はしない」などの項目を定款に記載することにより、貸金業法の特例を受けることができます<sup>1</sup>。

ところが、貸金業法の特例にかかわらず、NPO バンクの殆どが「任意組合」により組成されているのが実状です。理由としては、任意組合以外の組合は、法的な制約があるため、NPO バンクの事業スキームにマッチしないためと考えられます。たとえば、LLP の場合、「出資のみを行い事業面でのコミットを行わない」組合員の存在が認められていません。そのため、数多くの市民から出資を募ることが難しくなります。

一方任意組合の場合、組合員となる人々が当該組合の定款に合意していれば、組織として活動を行うことができます。こうしたことから、法制度上、NPO バンクにフィットした事業スキームが存在しないわが国の現状において、多くの NPO バンクはオーダーメイドで事業スキームを構築できる任意組合が最も NPO バンクの器に適していると考え、この方式を選択しているのです。但し、任意組合の場合、組合員は全て組合の活動について無限責任を負います。この点は任意組合の大きな問題として認識しておく必要があります。

## （2）ボランティア中心の運営

NPO バンクは営利を追求することはありません。また現在わが国で活動する殆どの NPO バンクは 1～5%の低利で貸付を行っています。また、融資残高は規模の大きな団体でも 2,000 万円程度です（図表 3-3 参照）。ですから、仮に金利収入を計算しても、多くても年間 60 万円程度（融資残高 2,000 万円で 3%として）ということになります。これでは NPO バンクが事務所の家賃を支払うことも厳しい状態ですし、たとえ事務所を持たず、家賃を支払う必要が無くても、一時的なスペース確保や融資審査、融資先との面談、事務書類費用などを考えれば、有償スタッフを雇い入れることは難しいことが理解できると思います。また貸倒れによる損失に備えるため、積み立てを行うことも必要です。

そのため、多くの NPO バンクは、無償のボランティアが運営の中心を担う形になっています。こうした無償のボランティア人材は各 NPO バンクが目指す理想の社会を構築すべく活動している人たちであり、融資審査の専門家なども含めて、共通した理想を持った人々が参加し、皆で協力して運営を行っています。

---

<sup>1</sup> LLP についても、LPS 同様に、専門家間で「営利性があるか否か」は意見が分かれているようです。従って、実際にこの事業スキームを選択しようとする場合には、事前に、顧問として依頼する弁護士の方などに相談をするようにしてください。



### (3) 市民活動のインフラとしての存在

このように NPO バンクは、共通の理想を持ち、市民活動等を支えたいと考えている人々の意志によって運営されています。こうした活動により、銀行などとは異なるお金の流れを作り出すことができるのです。

NPO バンクは、市民の意志によって拠出された資金を集め、各バンクがそれぞれの考え方にに基づき NPO 等に融資を行っています。融資の際には各バンクに協力する専門家の意見も踏まえ、NPO バンクを運営する理事たちによって、NPO や CB などへ金銭的、または、それに付随するサポートが行われることとなります。このようにお金の流れを作り出すことによって、より良い社会を作り出すことができるのです。

既に、いくつかの金融機関では CB や NPO を対象とする融資制度が登場しています。また、NPO や CB 向けに特別に作られた融資制度以外にも、通常の融資業務の範囲内で NPO などに融資している金融機関もあります。しかし、事業経験の浅さや信用力等の問題から、やはり金融機関からの借入が難しく、資金調達に苦しむ団体も存在します。

NPO バンクも、既存の金融機関と同様、事業採算性や返済能力の有無を厳しく判断します。しかし自らの意志に基づき融資を行うことで、既存の金融機関とは一味違った資金循環を生み出す可能性を持ちます。

このように「NPO バンクがある」「意志を持ったお金の流れが存在する」ということによって、市民事業の成長可能性が高まったり、「理想の社会」の実現の可能性が高まることとなります。こうした観点からいうと、NPO バンクは「市民活動のインフラである」ともいえます。今まで、社会や産業の発展には「道路」「港湾」などのインフラが必要だといわれてきました。同様に、市民活動の発展には NPO バンクなどのインフラが必要なのではないでしょうか。

### (4) 審査体制

NPO バンクは、全ての NPO や CB 等に融資を行うわけではなく、当然ながら融資審査を行います。融資審査を行うといっても、銀行などのように常に融資審査を専門的に行っている部署があるわけではありません。多くの NPO バンクでは、融資業務を行った経験のある理事や団体の関係者が、融資案件が登場すると適宜、手弁当で審査を行います。

審査においては財務諸表などをみて、返済能力を判断します。しかし NPO バンクはそれぞれ独自の「理想」「理念」を持って集まった人々によって設立されており、事業の社会的側面からの審査も行っています。

例えば、未来バンク事業組合であれば「地球環境にやさしく、平和な社会」を、また、北海道 NPO バンクであれば「北海道民による道民のための市民活動の支援」を目指して設立されています。従って、未来バンク事業組合には環境等の事業に対して強い専門性を持っている人が多く集まり、また、北海道 NPO バンクには北海道地域における市民活動事業に対して強い専門性を持っている人が多く集まっています。NPO バンクはこうした人的資産・人的ネット

ワークを活用することによって、独自の融資基準を作り、審査を行っています。

### 1.3 運営に必要な能力とは

#### 1.3.1 ネットワークと審査能力

NPOバンクは上述の通り、銀行のように常に審査部署を保有しているわけではありませんが、独自の人的資産・人的ネットワークを駆使して審査を行っています。その意味でネットワークこそが審査能力の決め手といえます。そして、このネットワークも「理念」「理想」に共感して集まった人々によって作られていったものなので、やはり、「設立の目的」が重要になります。

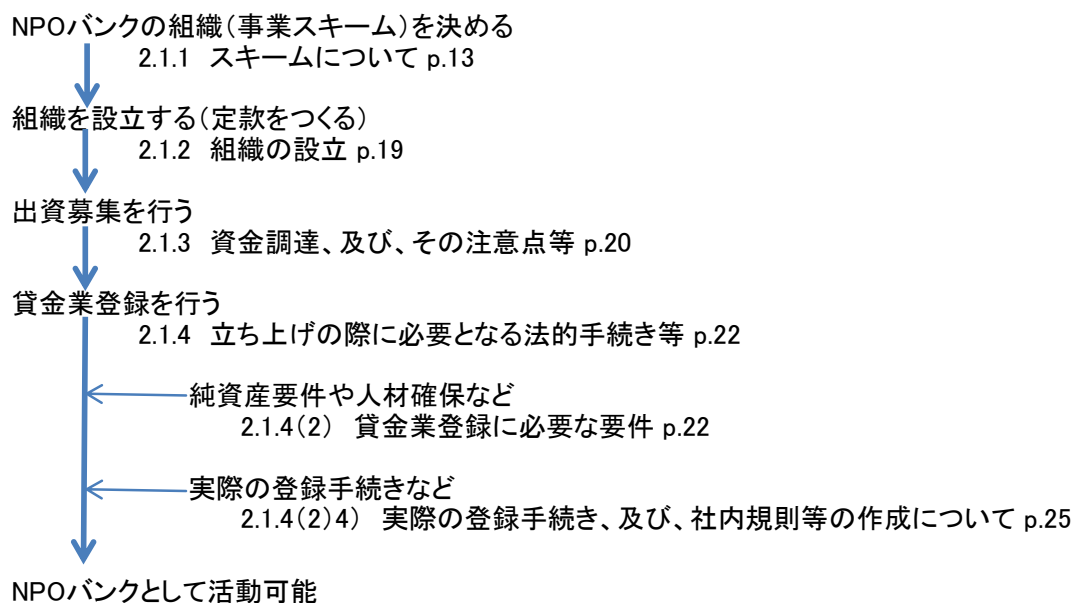
#### 1.3.2 その他に必要な能力

他方、融資を行う場合には、「理念」「理想」に伴う専門性以外にも、財務諸表を読めなくてはなりませんし、融資の際の法的な手続きなどの知識が重要になってきます。

また、さらに専門的な会計知識・法的な知識を持った人材が必要である場合には、全国 NPO バンク連絡会や地域の間支援組織等に相談を行うことも一つの方法です。このような団体の多くは弁護士、会計士、税理士といった専門家とのネットワークを有しており、様々なサポートやアドバイスを得られる可能性があります。

## 2. 設立・運営について

<設立・運営の手順>



### 2.1 NPO バンクを立ち上げる

#### 2.1.1 スキームについて

ここではNPOバンクの事業スキーム（組織形態）を説明します。といっても、そもそも「NPOバンク」という特殊なスキームは存在しないので、事業を行う場合には、何らかの既存のスキームを使うこととなります。その場合、上述の通り、「任意組合」の形態が制度的に最も手軽なので、このスキームを使ってNPOバンクを設立することが多くなっています。しかし、NPOバンクを目指す方々の中には「非営利組織（NPO）であることを示したい」という意向も強く、スキームとしては少し複雑になるのですが、NPO法人と任意組合の組み合わせの形を取る団体も存在しています。その他、一般社団法人といったスキームでもNPOバンクが組成されています（図表6）。

図表6 NPOバンクの事業スキーム

団体名	事業スキーム
未来バンク事業組合事業組合	任意組合+任意組合
東京コミュニティパワーバンク	任意組合
コミュニティ・ユース・バンク momo	任意組合
新潟コミュニティ・バンク	任意組合
くまもとソーシャルバンク	任意組合
天然住宅バンク	任意組合
女性・市民コミュニティ・バンク	任意組合

日本共助組合	任意組合
北海道 NPO バンク	任意組合+NPO 法人
NPO 夢バンク	任意組合+NPO 法人
ap bank	一般社団法人

(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

## (1) 任意組合（民法上の組合）

図表 6 から明らかなように、現時点では NPO バンクの多くは任意組合を活用した事業スキームを選択しています。

任意組合の利点としては「自由度が高い」ということにあります。ある程度、志を同じくするメンバーが集まり組合契約、または、それに準じるような定款を作れば、組織としては体制が整ったこととなります。官公庁への申請や登録等は必要ありません（但し、貸金業を行う場合には、スキームの形態に関係なく、貸金業登録が必要になります）。また、貸金業法の純資産要件に関する特例（純資産 500 万円以上で貸金業登録が可能）を利用する場合には「非営利性」が求められるのですが、任意組合であればその旨を定款に書き込むなど一定の要件が満たされていればよく、こうしたことから任意組合を選択するケースが多くなっています。

任意組合の欠点は「組合全員が無限責任になる」ということです。これば、当該組合が負債を抱えて破たんした場合、出資者は出資額以上に損失を被る可能性があることを意味します。

他方、組織のガバナンス（統治）について考えてみると、任意組合は合議制を取っているため、メンバーの都合でどのような型の意志決定方法でも作ることができます。

例えば、議決権についていえば、1 人 1 票制を取ることもできますし、出資額に応じて配分するという事も可能です。理事や監事の数についても規定はなく、自ら定款で定めることができます。また、定款は改訂方法を事前に決めておけば、不都合な規定を修正することも可能です。自由過ぎることから社会的な信用の面で「劣っている」というイメージを受ける方もいるでしょうが、スキームとして問題があるわけではありません。

## (2) NPO 法人

### 1) NPO 法人の特性

「非営利」であることを明確にして活動を行いたいと考えた場合、「NPO 法人」を選択し事業を行うケースがよく見られます。NPO バンクのスキームにおいても、NPO 法人格を活用している例が良く見られます。また、NPO 法人の方が活動に対する賛同を得やすく、資金も集まりやすいと考えられているのも事実です。NPO バンクの場合、融資も重要な業務ですが、運営に必要な資金を集めることも大切であり、賛同者の多くが「NPO バンクには NPO 法人として活動して欲しい」と考えているのであれば、こうした意見を尊重することも大切です。しかし上述の通り、NPO 法人は出資を受け入れることはできません。従って、このスキームで NPO バンクを組成すると、受け入れられる資金は「寄付」か「借入」ということになりま

す。

近年は、団体側の地道な努力や、大規模なキャンペーン、あるいは民間非営利活動に対する理解の促進により、わが国においても大規模な寄付を獲得している団体も登場しています。しかし一般的にはわが国では寄付はなかなか集めにくいといわれています。NPOバンクのように、ある程度の資金量を必要とする場合、寄付を資金調達を中心に据えることはリスクを伴います。

従って、こうした場合においては擬似私募債や普通の借入契約（金銭消費貸借契約）などで資金を集めることとなります。出資ではないため、資金調達とガバナンスがセパレートになる点は非営利法人として理想的ではありますが、融資後に損失が生じた場合、寄付等で調達した自己資本部分が多くない限り、NPOバンクの運営が厳しくなります。

## 2) NPO 法人と任意組合の組み合わせ

こうしたことから、NPO 法人のスキームのみで NPO バンクを組成するのではなく、任意組合と NPO 法人とを組み合わせることで、NPO バンクを組成する方法が取られています。この例としては、北海道 NPO バンク、NPO 夢バンクが挙げられます。この場合は、任意組合と NPO 法人という異なるスキームで二つの組織を作り、その二つを一体として NPO バンクを運営することになります。

この形式の場合、まず任意組合は組合出資という形態で資金を調達します。集まった資金は任意組合から NPO 法人に貸し出されます。借入を行った NPO 法人はその資金を使って融資事業を行います。このように「NPO 法人」というスキームを活かしつつ、その補完のために任意組合を組み合わせるのがこのパターンの特徴です。

この場合、組織構成自体は複雑にはなりますが、「NPO」を標榜した NPO バンクを組成することが可能になります。とはいえ、やはり組織形態が複雑であるため、意思決定の方法や二つの組織の関係性などについては事前に取り決めを行っておくことが重要です。特に、任意組合が NPO 法人に貸出した資金の契約内容については、詳細に決めておく必要があると思われます。また、「任意組合から NPO 法人への貸出は 1 回だけしか行わない」ということであれば、任意組合が貸金業登録する必要はありませんが、複数回、任意組合から NPO 法人へ貸出が行われる場合には、任意組合と NPO 法人両方の団体が貸金業登録を求められる可能性もあります。

## 3) NPO 法人の運営

また、NPO 法人は任意組合とは違い、設立の際には特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき所轄庁へ申請を行い、認証を受ける必要があります。認証後は登記を行う必要もありません。認証にあたっては、当該団体が「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とする組織であることが必要です。NPO 法では、①別表の 17 分野の活動のどれか（複数でもよい）に該当する活動であることと、②不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする

こと、の2点が示されています。①で挙げられた別表とは、具体的には図表7に掲げられた17の分野を指します。さらに、理事や監事などといった役員の数や総会の開催などにも規定（図表8）がありますから、それに従う必要があります。

図表7 特定非営利活動促進法 別表（第二条関係）

1.保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2.社会教育の推進を図る活動 3.まちづくりの推進を図る活動 4.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 5.環境の保全を図る活動 6.災害救援活動 7.地域安全活動 8.人権の擁護又は平和の推進を図る活動 9.国際協力の活動 10.男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 11.子どもの健全育成を図る活動 12.情報化社会の発展を図る活動 13.科学技術の振興を図る活動 14.経済活動の活性化を図る活動 15.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 16.消費者の保護を図る活動 17.前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
---

（資料）特定非営利活動促進法を参照し三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表8 NPO法人の管理・運営の基本<sup>2</sup>

役員	法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表し、その過半数をもって業務を決定します。役員になれる人については、親族の数の制限など法律で一定の制限が設けられています。
総会	法人は、少なくとも毎事業年度1回、通常総会を開催しなければなりません。
その他の事業	法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（その他の事業）が行えます。この場合、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。
会計原則	法人は、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法律の第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。
情報公開	法人は、毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書等の書類を所轄庁に提出すると共に、事務所に備え置いて、利害関係人に閲覧させなければなりません。 また、これらの書類は、所轄庁において一般公開されます。なお内閣府が所轄庁となる法人の場合は、事務所の所在する都道府県においても、公開されることとなります。
監督	所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、また場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取消することもできます。

（資料）内閣府NPOホームページを参照し三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

<sup>2</sup> <http://www.npo-homepage.go.jp/found/index.html>

### (3) 社団法人

#### 1) 一般社団法人

現在このスキームによって運営を行っているのは ap bank だけです。このスキームの利点は以下の点が挙げられます。

- ①法人格がある。
- ②有限責任である。
- ③出資と議決権が分かれている。

「①法人格がある」ことによって法的な様々な契約等がスムーズに行えますし、資金を他の主体（銀行など）から借り受ける場合も受けやすくなります。

また「②有限責任」ですから、出資者等における負担が任意組合よりも軽くなります。そして、社団法人の場合、「基金」という株式会社などの自己資本に当たる勘定科目があるので、「出資」として資金を調達することが可能です。従って、任意組合と NPO 法人の2階建てにする必要がありません。さらに「基金」には配当がつかず、議決権もないので、非営利性を有していると考えられます。従って、定款に非営利性について書き込むことによって、貸金業法の純資産要件に関する特例（500 万円以上で貸金業登録が可能）が適用されます。

他方、デメリットについても「基金」が関係してきます。上述の通り、「基金」には株式会社という「減資手続き」がないため、「基金を減らす」ということができません。従って、出資者から基金の返還を求められた際、当該基金の減少分は、別の誰かから出資を受け調達する必要があります。この対策として、「基金の返還は行わない」ということにしても良いのですが、それは事実上の「寄付」になるため、基金の募集が困難になる可能性があります。つまり、社団法人は「基金」があることで NPO 法人よりも NPO バンクの組成にとって有利だといえますが、その基金がデメリットとして作用することもあるということです。

なお、社団法人も法務省に登記をする必要がありますから、登記手続きが必要になります。登記等の手続きは弁護士、または、司法書士にお尋ね下さい。

#### 2) 公益社団法人

社団形態には、上述のような一般社団法人の他、公益認定を受けた「公益社団法人」があります。公益社団法人の場合、貸金業の範囲から適用除外になっているので、貸金業登録なしに融資業務を行うことが可能です。

現在、「信頼資本財団<sup>3</sup>」や「ふくしま NPO バンク<sup>4</sup>」などの団体が公益社団法人という事業スキームを利用して活動しようとしています。

---

3 信頼資本財団は公益認定を取得し、すでに公益社団として活動をしています。HP は「<http://www.shinrai.or.jp/>」。

4 ふくしま NPO バンクの HP は「<http://www.utsukushima-npo.jp/npobank/index.html>」。

#### (4) LPS（投資事業有限責任組合）

現在このスキームで組成している NPO バンクはありませんが、LPS そのものは NPO バンクの組成には適していると思われます。しかし、低利融資を行おうとする NPO バンクにとっては、特にコストの面でのデメリットが存在します。

LPS のメリットは、出資者の大半が「有限責任である」という点です。極端な場合、無限責任を負うゼネラルパートナー（GP）が 1 人いれば、残りの出資者は有限責任出資者（LP：リミテッドパートナー）でよいことになっています。また、出資金には無配当にするなどの規定を設ければ、貸金業法の純資産要件に関する特例（500 万円以上で貸金業登録が可能）が適用されます。このように任意組合のデメリットである無限責任性を回避でき、NPO 法人や社団法人のように出資関係で問題が起こることも少ないわけです。

一方でデメリットも存在します。例えば LPS はそもそも「営利のファンド」の組成のために作られたスキームなので「非営利性」に対して疑問があるという意見があります。また投資家保護の観点から「会計監査」が義務付けられています。会計監査には当然、それなりの費用がかかるため、その費用を融資の際に上乗せする必要があります。幅広く多くの主体に多額の融資をしていけば、上乗せ金利も薄まりますが、現状の NPO バンクの融資状況を見る限り、会計監査費用が上乗せされれば、低利融資の実現は困難であるといわざるを得ません。

#### (5) その他のスキーム

##### 1) 会社法上の法人（株式会社や持分会社）

現在会社法上の法人を使って NPO バンクを組成している団体はありません。しかし、貸金業法の純資産要件に関する特例（500 万円以上で貸金業登録が可能）を受けないのであれば、組成等や、出資の受け入れ・引き出しも容易であり、株式会社や合同会社であれば有限責任性が担保されているので、NPO バンクのスキームとして活用可能だと思われます。登記手続き等は必要ですが、この点は社団法人でも NPO 法人でも同じです。

「非営利」にこだわれば、「株式会社」で NPO バンクを組成することに抵抗を感じるケースも考えられます。また、出資側の受け止め方も大きく関係してくる点には留意が必要です。

##### 2) 匿名組合

匿名組合は、「事業を行う者（営業者）と名前を出さないで出資を行う者（匿名組合員）との間で出資と利益分配の契約を行うことで成立する」と商法で認められた組合です。

匿名組合の場合、法人格はありませんが、LPS と同様出資を引き受けることができます。また、匿名組合員は有限責任であることから、NPO バンクのスキームとしても可能ということになります。

一方、この組合は法律上「非営利性」を想定していないため、「非営利」であることを示すことが困難といわれています。従って、会社法上の法人と同様に貸金業法の純資産要件に関



する特例（500万円以上で貸金業登録が可能）を受けることはできない可能性があります。そういうことからこのスキームでNPOバンクを組成している団体はありません<sup>5</sup>。

### 3) LLP（有限責任事業組合）

LLPとは、事業を目的とする組合契約を基礎に形成された企業組織体です。LLPの出資者は出資額の範囲までしか責任を負いませんが、出資者は全員有限責任を付与されます。

現在LLPで組成されたNPOバンクはありません。しかし小規模のNPOバンクを目指す場合には適したスキームといえます。LLPはそもそも任意組合の問題点である「無限責任性」を解消するために作られたスキームです。従って無限責任であることを「デメリット」と感じている団体には適しています。

一方、LLPの意思決定は原則出資者全員で行うこととされています。従って出資者全員が経営（業務執行）に参加することになります。よって、LLPでは「出資だけを行う」というメンバーは存在し得ないので、出資を幅広く集めようとする支障が出ることになります。

当初から「あまり大きくしない」ということでNPOバンクを始めるのであれば、この方法での組成も選択肢の一つになるかもしれません。

## 2.1.2 組織の設立

### (1) 定款の作成

事業スキームが決まれば、次は組織設立の手続きに入ります。法人などの場合、正式な設立は認証や登記などの各種手続きが終了した時点となりますが、「設立準備会」などを立ち上げ、準備手続きに入ることができます。但し活動を行う場合、その前に組合契約やそれに準じた「定款」を作る必要があります。

定款とは、組織の目的・組織・活動・構成員・業務執行などを定めた基本規則を指します。記載すべき事項は組織形態や事業スキームによって異なります。

巻末には、「参考資料（1）」（p.40）として任意組合としてNPOバンクを設立する際のひな形を掲載しました。実際の作成の際は、各団体の状況等を加味しそれぞれの団体が工夫をすべきではありますが、作成する際の参考としてご活用下さい。

### (2) 役員の選定

組織はあくまでも「器」でしかなく、実際に組織を運営するのは「役員」と呼ばれる人々です。任意組合の場合であれば、理事や監事がその任に当たります。役員は定款に基づいて選任することになります。

---

<sup>5</sup> 「非営利性」については専門家の間でも意見が分かれているので、その点については顧問として依頼される弁護士の方などと相談をするようにしてください。

### 2.1.3 資金調達、及び、その注意点等

#### (1) 設立・運営を行うにあたって必要な資金

NPOバンクの設立運営には当然費用がかかります。

団体設立の際の費用として最も大きいものの一つに、貸金業を行う場合の登録料（約15万円）が挙げられます。

また、設立の際には、規定の純資産（通常の場合は2,000万円以上、貸金業法の完全施行後は5,000万円以上、特例の場合は500万円以上）が必要です。

純資産として資金を集めるには、「出資」や「寄付」など自己資本が増加する方法による必要があります。借入による資金調達は自己資本に当たらないため、これに該当しません。

また、設立準備委員会等により、設立準備を行う際に会議費用等の必要経費が発生することも考えられますので、こうした必要経費を除いて規定の純資産を満たす必要があります<sup>6</sup>。

なお、上記の費用は、会計帳簿上、いわゆる「創業時費用」として考えることができるので、初年度の会計記録には「繰延資産」として計上し、融資業務によって収益が発生するようになった時点から費用計上することになります。

また運営上の必要経費としては、事務所経費、審査委員等の交通費、出資者等への連絡に関する諸経費、資料作成費、貸金業の更新手数料などが考えられます。また、融資を行っている以上、やむを得ず貸倒れ損失が発生する可能性もあるので、そのための積み立て（貸倒れ損失準備金）なども必要になってきます。また上述した繰延資産についても留意が必要です。

貸金業登録を済ませれば、業務として融資を行うので、融資による金利収入が見込まれることとなります。従って、上記の必要経費については、融資による金利収入の範囲で行う必要があります。これを超えての支出が多いと、純資産を取り崩すことになるため、団体の維持が困難になってしまいます。

#### (2) 出資

出資とは借り入れなどの負債（他人資本）ではなく、いわゆる「自己資本」になるものです。負債との違いは「返済義務」にあります。負債の場合には、元本込み（場合によってはある程度の金利付き）で全額を返済する必要があります。従って、何らかの理由で返済できないような事態になれば、法的なペナルティを受けることにもなります。

一方、自己資本として集める出資の場合は、たとえ目減りしたとしても残額を按分して返済することになります。つまり事業の運営側からすれば「自由度の高い資金」といえます。運営側にとって自由度が高いからこそ、出資者にはその資金の用途を監視する権利が与えられる場合が多く、例えば株式会社などの場合には、当該法人を運営する取締役は出資者の合議体である株主総会によって選出されるなど、株主（出資者）の権利をかなり幅広く法的に保障してい

---

<sup>6</sup> 金融機関には預金取扱金融機関と非預金取扱金融機関があります。預金取扱金融機関には銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行などがあります。NPOバンクは預金を取り扱うことができません。従って出資のかわりに「預金」と称して資金を預かることはできません。

ます。

社団法人などの場合、基金は純資産として認められているものの、基金へ出資した人たちと運営に関する議決権は切り離されています。このように事業スキームによっては、出資と議決権とがリンクしないこともあるので、事業スキーム選択の際には議決権についても考慮する必要があります。

### (3) 出資募集にあたっての留意点

事業スキームが決まり、定款や役員を定めたら、次はいよいよ各 NPO バンクが選択したスキームの規定に従って出資を募ることになります。

500 万円以上で貸金業登録を可能とする貸金業の純資産要件の特例により NPO バンクの設立をする場合、NPO バンクへの出資には配当や剰余金の分配といった金銭的なリターンを付けることができません。一方「出資」ですから「損失」の可能性はあります。従って出資を集める際には出資者に対してこの点を十分説明する必要があります。団体が目指している「将来の社会」をしっかりと語り、その共感を得ることで、出資者に資金を出してもらうことが大切です。こうした点をあやふやにして、トラブルにならないよう、十分留意しましょう。

### (4) 出資募集

実際に出資を募集する際には、「①配当や残余財産の分配がある」場合と「②配当や残余財産の分配をしない」という場合で募集の方法が大きく異なります。

①に挙げた「配当や残余財産の分配を行う」場合、こうした金融商品は金融商品取引法上、全て「有価証券」に該当します。従って、その募集については専門の証券仲介業者（第2種金融商品取引業者）などを利用して出資を募ることになります。第2種金融商品取引業者を仲介することで、募集の際には別途費用が発生します。このため多くの NPO バンクは現在②に挙げた「配当や残余財産の分配をしない」形式を取っています。

②の方法によって出資を受ける場合、こうした金融商品は「有価証券」に該当しないため、金融商品取引法に関係しません。従って、各 NPO バンクが直接出資者に呼びかけ、出資を募ることができます。

しかし出資である限り、金銭消費貸借契約（つまり借入）とは異なり、元本が保証されたものであると疑われるような説明を行うことはできません。これは出資法に基づく決まりです。従って、②の方法により出資を受ける場合においても、事前に出資者に対して「金銭的なリターンがないこと」「元本が保証されたものではないこと」を十分に説明する必要があります。また、説明した内容は出資者に手渡す書類に明記することなども必要です。

なお、このように「金銭的なリターンなく」「元本」という状態で出資を受けることになるので、NPO バンクの設立の経緯や理念を説明し、共感を得られた人から出資を集めるなど、「募集勧誘」のあり方は①の場合と大きく異なることが想定されます。

また、出資者から NPO バンクに対して出資があった場合には、出資者に対し出資を証する

書類を交付します。任意組合の場合は出資をすることによって当該団体の組合員になるため、組合員契約書が必要になります。しかし、一般的には出資希望者が事前に定款を確認し、出資を行う場合に、加入申込書を当該団体に提出することで手続きを完了させる場合が多いようです。

巻末の「参考資料（２）」（p.47）には、加入申込書を作成することを想定したひな形を掲載しました。この雛形についてもこの通りである必要はありませんし、むしろ、各団体の状況等を加味するなど工夫をすべきではありますが、作成する際の参考としてご活用下さい。

## 2.1.4 立ち上げの際に必要な法的手続き等

### (1) 貸金業登録

貸金業を営もうとする者は、貸金業規制法に基づき財務局長または都道府県知事の登録を受けなければなりません。NPO バンクは個人や法人に金銭を貸し付ける（他の主体に融資を行う）ことから貸金業登録を行う必要があります。

登録制になったのは、誰でもが好き勝手に貸金業を行っていた時代に、違法に高い金利を取ったり、厳しい取り立てを行う業者が現れ、「マチ金問題」「サラ金地獄」などといったことが社会的に大きな問題になったことが原因です。このような悪質業者を取り締まるため、業者登録を行うことになったわけです。

登録は、事務所等の所在地によって二つに分かれています。

営業所又は事務所の全てが一つの都道府県内にある場合は、当該都道府県知事登録となります。他方、営業所又は事務所の全てが二つ以上の都道府県の区域に跨る場合は、国の財務局長登録となります。また3年ごとに貸金業登録を更新する必要があります。

### (2) 貸金業登録に必要な要件

業者登録については以前から行われていたのですが、昨今の景気の悪化を受け、厳しい取り立てをする悪徳業者が跋扈するようになってきました。そのため、貸金業への規制を強化しようとする動きが強まり、現在では貸金業として登録するために求められる要件が厳しくなっていることから、簡単には貸金業登録が認められない状態になっています。

#### 1) 純資産要件

2006年に成立、翌年施行された改正貸金業法では、貸金業登録を行う場合、純資産が2,000万円以上（貸金業法が完全施行される2010年6月までに「5,000万円以上」に変更される予定）必要となっています。純資産がこの金額に達していない場合、登録申請をしても受け付けられません。但し、上述した通り、特例として一定の要件を満たせば、純資産が500万円以上であればNPOバンクとして設立を行うことができます。

具体的な要件については法律の内容を確認する必要がありますが、要点だけ抜き出すと「特定非営利活動に係る事業（図表7、特定非営利活動促進法 別表（第二条関係））に対す

る貸付、または、生活困窮者を支援するための貸付を主目的とし、その旨を定款、または、寄付行為において定めている団体、剰余金の分配を行わないこと等を定款、または、寄付行為において定めている団体」ということになります。

## 2) 貸金業登録に必要な人材の確保

貸金業登録を行う場合、1) に挙げた純資産要件以外に、貸金業を行っていくために必要な人材を確保することが必要です。

具体的には、当該団体に常務に従事する役員のうち、貸付の業務に3年以上従事した経験を有する者が必要であると同時に、営業所等ごとに貸付の業務に1年以上従事した者が常勤の役員または使用人として1人以上在籍している必要があります。つまり、貸付業務を行った経験（3年以上）がある人材を団体のメンバーとして常勤で参加してもらうことが必要になるということです。この場合、その人が「常勤」で参加できるのであれば問題はないものの、そうではない（例えば、「常務」と判断される程度の）場合には、別途、営業所ごとに貸付の業務に1年以上従事した経験のある人材に「常勤」で参加してもらう必要があります<sup>7</sup>。

他方、今後の問題としては「貸金業務取扱主任者」が問題になってきます。現在も貸金業を行う場合、「主任者」が必要ですが、これは主任者研修を受けることによってなれるので、現時点では問題はない状態です。しかし、貸金業法の完全施行時には、「貸金業務取扱主任者」の国家試験に合格しなければ、主任者になれないことになっています。これは制度が移行した時点で、猶予措置がないことから、事前に各団体で当該試験に合格した者を確保しておく必要があります。貸金業に携わる者として必要な知識であり、また、この主任者が団体のメンバーにいないければ、将来的には登録要件を満たしていない団体ということになるので、これから設立を目指す方々の場合、早期の対応が必要になると考えられます。

## 3) 貸金業登録に必要となる書類、及び、その作成における留意点

NPOバンクは任意組合で行うことが多いことから、以下では貸金業登録に必要となる書類を中心に説明します<sup>8</sup>。必要書類は以下の通りです。

図表9 貸金業登録の必要書類

1	登録申請書一式、及び、誓約書
2	営業所の所有権限を証する書面
3	営業所の写真
4	営業所案内図
5	金融機関残高証明書等
6	定款、及び、貸借対照表
7	登録申請者（理事）等の名簿

<sup>7</sup> 「常務」とは「貸金業者の通常の業務執行の内容及び態様を基本的に把握できるだけの実態が認められるか否かが判断される」（上柳・大森（編）（2008）『逐次解説 貸金業法』商事法務 p70 引用）とされています。

<sup>8</sup> 社団法人やNPO法人など、法人格がある場合には、別途「登記簿謄本」などが必要になります。

8	社内規則、及び、組織図 (以下は理事等全員)
9	成年後見制度に係る登録事項証明書
10	身分証明書
11	住民票
12	履歴書

(資料) 各種資料から三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

実際の登録手続きは、後述の「4) 実際の登録手続き、及び、社内規則作成について」で説明しますが、ここで書類作成上の留意点について簡単に述べておきます。

まず「1. 登録申請書一式、及び、誓約書」ですが、これは日本貸金業協会<sup>9</sup>に出向いて一式を購入することになります(料金は300円)。記入方法なども入っていますから、それを参考に書き上げることになります。

「2. 営業所の所有権限を証する書面」とは営業所の存在を証明するものであり、不動産の登記簿などが該当します。賃貸事務所の場合には使用承諾書や管理規約(マンションなどの場合)が必要です。

「3.」「4.」は問題ないと思いますが、「5. 金融機関残高証明書等」は純資産額などの確認のために必要な書類です。

「6.」から「8.」は貸金業として行うだけの体制が整っているのかを見るための書類です。ここで純資産要件の特例により登録申請をするのであれば、定款上に「非営利」である旨の項目が必要になります。「8.」は、社内規則等のチェックです。近年、貸金業登録が難しくなっていますが、社内規則における作成上の注意等は、後述の「4) 実際の登録手続き、及び、社内規則作成について」で説明します。

「9.」から「12.」は理事や監事等の役員に関連する書類です。「9. 成年後見制度に係る登録事項証明書」は法務局で発行手続きを行う必要がありますが、個々の理事ではなく、理事から委任状を取って、代理で取得をすることができます。

「10. 身分証明書」は本籍地の役場で、また、「11. 住民票」は現住所の役場等で取得できます。

「12. 履歴書」は日本貸金業協会から購入する書類一式の中に数部が入っており、それをコピーして使用することになります。なお、この履歴書の「職歴」は貸金業務に関する事項のみを記入するもので、当該団体で「常務に従事する役員のうち、貸付業務に3年以上従事した経験を有する者」以外の理事は、殆どの場合、空白で良いことになります。従って、それ以外の理事は「氏名」「現住所」「役職名(理事など)」「生年月日」及び署名捺印のみを履歴書に記入します。

9 HPは「<http://www.j-fsa.or.jp/>」です。

#### 4) 実際の登録手続き、及び、社内規則等の作成について

##### ① 実際の登録手続き

事業スキームも決まり、定款を作り、役員（理事、監事）を選任し、出資を募った後、純資産が貸金業登録可能な水準に達すれば、貸金業登録を行ないます。ここでは実際の登録申請手続きについて説明します。

3) で記載した内容を全て取りまとめ、都道府県庁または財務局へ提出します。提出後、当局から現地調査を行う旨の連絡を受けます。この現地調査とは「本当に所在地があるのか」、「貸金業務を行う体制はできているのか」等を調査するためのもので、「当該バンクの看板が設置されていること」、「定款や社内規則、出資者の名簿（広報書類）などの提出を求められれば、すぐに取り出せるようにしておくこと」、などを準備しておけば、大きな問題があるわけではありません。

現地調査には、できれば代表者（理事長など）が立ち会う方がスムーズです。代表者がいない場合には、後ほど、当局から改めて呼び出しがあり、当該バンクの業務の体制などについて聞かれることとなります。

ここまでで問題がなければ当局から「登録済通知書の交付案内」が届きます。このはがきに記載されている日時に集合場所へ出向き、当局が用意している講習を聞けば、その日に「登録済通知書」が交付されます。この講習へ代表権のない理事が出席する場合、代表者の委任状が必要です。この講習では実際の業務にあたっての注意事項等の話がありますから、内容については後ほど、メンバーに伝えて共有することが必要です。

##### ② 社内規則等の作成

上記が実際の登録までの手順です。昨今、高利貸付業者や違法取り立てなどが社会問題になっているため、貸金業登録における審査は厳しさを増しています。

特に審査では社内規則等を重視するようになってきています。そのため、社内規則等の作成にあたっては、金融庁の「貸金業者向けの総合的な監督指針」や「自己検証リスト」をベースにして、かなり細かな項目まで設定しておく必要があります<sup>10</sup>。

巻末の参考資料（3）から（6）には、社内規則として「運営規則」「運営細則」「融資規則」「融資細則」を作成することを想定し、そのひな形を掲載しました。この通りである必要はありませんし、むしろ、各団体の状況等を加味するなど工夫をすべきではありますが、作成する際には参考としてご活用下さい。

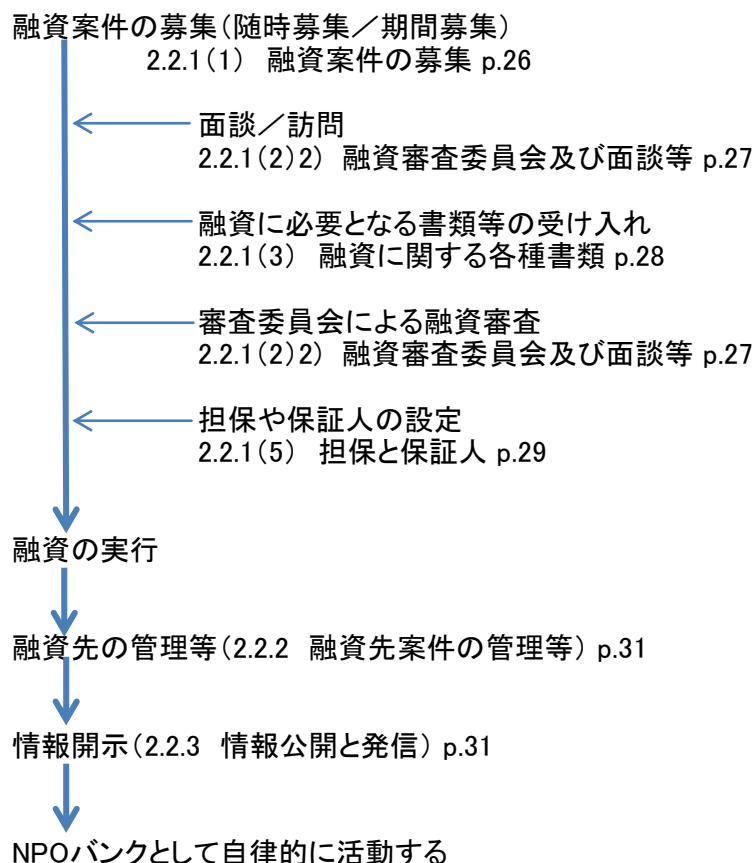
---

<sup>10</sup>貸金業者向けの総合的な監督指針については「<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kashikin/index.html>」から、自己検証リストについては「[http://www.j-fsa.or.jp/doc/pdf/release/ordinance/self\\_verification.pdf](http://www.j-fsa.or.jp/doc/pdf/release/ordinance/self_verification.pdf)」から取得できます。

## 2.2 NPOバンクの運営

### 2.2.1 融資について

<NPOバンクの融資の流れ>



#### (1) 融資案件の募集

NPOバンクの融資の募集は大きく「随時募集」と「期間募集」に分かれます。

随時募集とは融資の受け付けを常時行う方法です。いつでも融資を申し込むことができ、迅速な融資が可能であることから、融資を受けたい個人や団体にとっては大変便利です。しかしNPOバンク側からすれば、審査に関わる手続きや融資希望者との面談や訪問、審査委員会の開催など、融資に関連する諸手続きを行う上で手間がかかります。

期間募集とは、ある一定の融資募集期間を設定し、その間だけ融資申し込みを受け付ける方法です。この方法であれば、一定期間に集中して訪問や面談のスケジュールを組んだり、一度の審査委員会の日程に合わせて人員や場所の確保が可能ですから、この方法を取り入れているNPOバンクも多くあります。

一般的には融資を受けたい団体・個人が、友人知人、または、ホームページや新聞等の各種



メディアを通じて NPO バンクの存在を知り、応募するというパターンが多いようです。しかし一方で、社会的課題の解決を目指しながらも資金調達に悩む事業者を積極的に探し、こうした活動を助けるべく自ら融資先を発掘している NPO バンクも存在します。

## (2) 審査方法

### 1) 融資審査について

融資案件の募集方法が、それぞれの NPO バンクによって異なるのと同様、融資審査の方法や審査基準も NPO バンクによってそれぞれ異なります。

一般に金融機関の融資業務には「融資の 5 原則」という観点が存在するといわれます（図表 10）。これはあくまでも原則であるため、いずれの観点到重点を置くか、あるいは優先順位をどのように考えるかについては、それぞれの金融機関の戦略や個別の案件によって異なります。

NPO バンクの場合も、各バンクが自らの設立の目的や趣旨、経済性や安全性といった観点から独自の審査基準を有しています。NPO バンクは大幅な利潤を確保することを目的として融資を行うわけではありませんが、出資者から預かった資金を上手く活用するため、融資希望者の事業や組織の状況を十分に審査し、貸倒れリスクを考慮した融資の実行が求められます。

図表 10 融資の 5 原則

安全性の原則	回収に懸念のないこと 将来（見通し）のチェック 担保はあくまで信用補完
収益性の原則	金利と社会的使命 総合的な取引メリットの追求
成長性の原則	融資先の成長は金融機関の成長 将来性への配慮
公共性の原則	コスト資金の供給 公平な資金配分（供給） 健全な融資推進
流動性の原則	貸出原資の安定性維持 運用資産の流動性確保

（資料）経済法令研究会 HP を参照し三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

### 2) 融資審査委員会及び面談等

融資においては、出資者から預かった資金を不要なリスクに晒さないよう、十分な審査体制を整える必要があります。

また、多くの NPO バンクが融資実績に関して出資者へ情報開示を行っています。こうした取り組みは出資者との良好な関係を築く上でも重要です。また事業者の活動を出資者が知る

ことは、事業者の活動を多くの目で確認し、事業リスクをいち早く察知することにも繋がります。

融資審査について、NPOバンクの多くは、審査の客観性を担保するため、融資審査の際、積極的に識者に参加してもらうなどの方法を取っています。

融資審査委員会は、審査員が実際に顔をあわせて審議を行うのが一般的です。しかし最近ではインターネット環境も充実していることから、メーリングリストなどによって審査を行う方法を取っている団体も存在します。メーリングリスト等を使った審査であれば、会場費など必要となる経費や時間的な制約もなく、多くの専門家が議論に参加できるという利点があります。しかしこうした場合には、当然ながら情報流出等が起こらないようにセキュリティを万全にする必要があります。

審査は書類等により、また外部の専門家の協力も得て客観的な視点から行う必要がありますが、それだけで融資可否を判断するのではなく、必ず融資先を実際に訪問し、面談等を行うことが必要です。手間と時間はかかりますが、実際に目で見て確認しなければ、見落とししてしまうことも多く、訪問や面談というステップは審査過程に欠かせません。

### (3) 融資に関する各種書類

融資に関する書類としては、「①本人確認書類」「②収入に関する書類」「③融資契約に関する書類」が必要になります。まず「①本人確認書類」としては、個人の場合であれば「住民票」等になりますし、法人の場合であれば「登記簿」等になります。これは連帯保証人を設定している場合、当該保証人からも同様の書類が必要になります。また、契約書等には実印が必要になるので「印鑑証明書」が必要になります。

次に「②収入に関する書類」としては、個人の場合であれば「所得証明書」や「納税証明書」等になりますし、法人の場合は財務諸表等になります。なお、法人の場合、資金の返済計画書の作成を求めることが多く、また、つなぎ融資の場合などでは返済の確実性を示す証明書（当該助成団体の助成決定証明など）を徴求することが多いようです。

最後に「③融資契約に関する書類」としては融資金額、期日、金利などが書き込まれた金銭消費貸借契約書が必要になります。なお、金額が多額になるような場合には念書を徴求する場合があります。以上をまとめると下記の図表 11 のようになります。

図表 11 融資に関する各種書類

	個人	法人
本人確認書類	住民票など	登記簿など
収入に関する書類	所得証明書 納税証明書など	財務諸表 資金返済計画書など
融資契約に関する書類	金銭消費貸借契約書	
その他	印鑑証明書、念書等	

(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

#### (4) 返済方法

融資に対する金利返済について、銀行等の場合には「複利」で計算された金利を課すことが基本ですが、NPOバンクの場合には、概ね「単利」で計算された金利を課すことが多いようです。また、返済時期については、元利共に均等割りされ、毎月返済する形が多いようです<sup>11</sup>。

返済が遅れたり、滞った場合には、懲罰的に高い金利を徴求することになりますが、その金利については、予め、金銭消費貸借契約書に記入しておくこととなります。

#### (5) 担保と保証人

融資審査をしっかりと行ったとしても、事業環境の変化や天災等不測の事態によって返済ができなくなる場合も考えられます。

しかし、融資資金は返済されなければならないので、不測の事態が生じた場合に備えて、担保や保証人を予め徴求することとなります。ここで「担保」とは物上担保を指しています。つまり、融資をした資金が契約通りに返済されない場合には、契約内容に基づき所定の動産、または、不動産等（これが「担保物件」）を差し押さえ、換価、競売などを行うことによって、融資した資金の全部、または、一部の返済に充てることとなります。

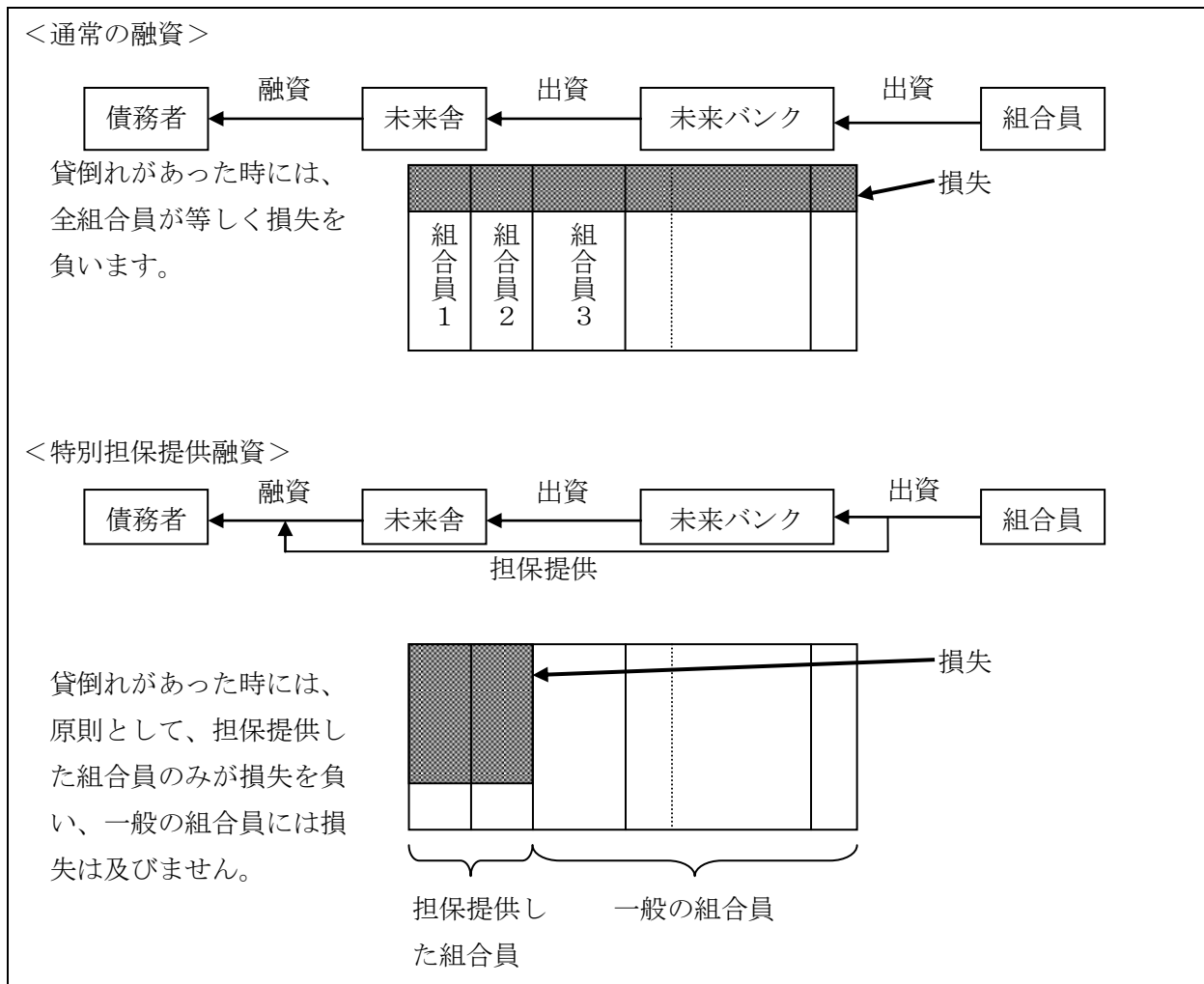
他方、保証人とは人的担保と呼ばれるものであり、融資先本人が返済できないような事態になった場合、当該本人に代わって第三者（これが「保証人」）が支払うことになるというものです。但し、連帯保証人の場合は、融資先本人と同じ返済義務が生じるので、融資を行う側としては安心感が高くなります。

担保や保証人は、審査をしっかりと行っているから不要、というものではなく、融資資産の安全性の観点から必要になるものだといえます。とはいえ、NPOバンクの場合、事業スキームが任意組合である団体が多く、任意組合は不動産の登記ができないことから、不動産を担保にすることができないため、保証人が多用されています。

---

<sup>11</sup> 但し、「つなぎ融資」などの場合には期末一括返済が一般的のようです。

図表 12 特定担保融資の仕組み



(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

NPO バンクの場合、もし万が一貸倒れが生じた時には、その損失を出資者が均等に負担することになります。そのため、本来であれば融資を行いたい事業であっても、信用リスクが高い事業の場合には、融資を断らざるを得ないこともあります。

但し、中にはいろいろな仕組みを工夫することで、融資ができるよう努力を行っている NPO バンクもあります。例えば未来バンク事業組合が行う「特定担保融資 (図表 12)」や東京コミュニティパワーバンクが行う「ともだち融資団」などです。

未来バンク事業組合が行う「特定担保融資」とは、特定の事業者への融資に対して、担保を差し出す組合員を募り、貸倒れがあった場合に一般の組合員には損失が及ばないようにする仕組みです。融資申し込みのあった事業が、未来バンク事業組合の理念と照らして融資を行うべきであるが、通常の融資を行うにはリスクが高い状態である場合に適応されます。

この仕組みでは、未来バンク事業組合が出資者に融資案件の内容や融資のリスクを説明し、もし融資実行後に A 事業者 (図表 12 の「債務者」) が破たんをした時には、自分の出資分を損失に充ててもよいという出資者を募ります。つまり、このような出資者は自分の出資を A 事業者の融資の担保として拠出したのと同じ状態になります。未来バンク事業組合ではこの場

合の出資持ち分を「特定担保」と名付けています。このような特定担保が存在することによって、融資後に A 事業者が破たんしても、特定担保部分が損害を受けるものの、その他の出資者には損害が生じないことになるため、融資の実行が可能になります。

東京コミュニティパワーバンクの行う「ともだち融資団」では、融資を受ける側が当該事業への賛同者を募り、賛同者は当該バンクに出資を行います。賛同者による出資分は「ともだち融資団」として、他の出資分とは別に管理されます。東京コミュニティパワーバンクはもし融資先が破たんし、損害が生じた場合には、ともだち融資団の出資分をもって損害の補てんに充てます。

このようにいくつかの NPO バンクでは、「理想」「理念」に適うものの、リスクが高い主体に対してもできるだけ融資ができるよう、工夫を行っています。

### 2.2.2 融資先案件の管理等

中小企業金融の再生と持続可能性の確保の観点から、ここ数年リレーションシップバンキングの重要性に注目が集まっています。

NPO バンクは、もともと地域に根ざした深い絆を有している場合が多く、人的なつながりを実際の業務で活用できるという利点を有しています。

また、融資先との関係性を積極的に構築し、事業支援を行う NPO バンクも登場しています。この理由としては、融資案件の進捗を確認でき、リスクの低減に繋がること、融資先に積極的に関わることで、出資者を始めとする NPO バンクを支えたいと思っている人や組織と共有できること、こうした活動を通じて、新たな融資先と出会ったり、より豊かなつながり作りに繋がると考えていること、などが挙げられます。例えばコミュニティ・ユース・バンク momo は、こうした考え方から出資者やボランティア等が融資先を訪問する「融資先訪問ツアー」などを積極的に行っています。また、「momo レンジャー」と呼ばれる若者を中心としたボランティアが多数参加しており、融資先が行うイベントを手伝っています。

一方、NPO バンクの中には、融資先に深くコミットせず、あくまでも一歩引いた姿勢で資金的な支援を行う団体も存在します。こうした NPO バンクの例として、未来バンク事業組合が挙げられます。未来バンク事業組合は、貸し手の関与は借り手にとって時に大き過ぎる影響力を持つと考えていることから、融資案件に対して積極的な関与を行っていません。

こうした融資先との関係性構築の方法は、どちらが正しいということではなく、各団体の考え方により判断すべき事項です。

### 2.2.3 情報公開と発信

#### (1) 出資者へ向けた情報公開と発信

現在活動を行っている殆ど全ての NPO バンクは、出資者や寄付者に対して積極的な情報公開と発信を行っています。NPO バンクの活動原資は、出資者や寄付者など、活動に賛同する個人や組織から集まった資金です。こうした観点からも、出資者に対しては、できる限り情報

公開することにより説明責任を果たすことが重要です。

また会員型の組織形態を取っている NPO バンクにおいては、会員に対する報告も当然ながら必要です。

## (2) 社会に向けた情報公開と発信

出資者への情報公開以外にも、社会に向けた情報公開と発信も積極的に行いましょう。

積極的な情報公開と発信は、潜在的な出資者や寄付者を発掘したり、団体に対する理解や信用を高める意味でも重要です。また融資先を公開することで、NPO バンクの活動について具体的なイメージを伝えることができますし、出資や寄付がどのように社会に役立つのか、より明確に伝えることができます。

### 3. 関連法規

#### 3.1 貸金業法、及び、貸金業施行規則

##### 3.1.1 貸金業法

###### (1) 貸金業法

貸金業登録については、貸金業法において以下のように定められています。

###### (登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の登録のうち内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

###### (登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の二までを除き、以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（第十二条の三第一項に規定する貸金

業務取扱主任者をいう。第十四条において同じ。)の氏名

七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

八 業務の種類及び方法

九 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

三 個人である場合においては、その者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

四 営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

貸金業務取扱主任者試験については、以下のように定められています。

(資格試験)

第二十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業務取扱主任者資格試験(以下「資格試験」という。)を行わなければならない。

2 資格試験は、貸金業に関して、必要な知識について行う。

## (2) 貸金業の規則等に関する法律施行規則

貸金業登録の拒否の審査については、以下のように定められています。

(登録の拒否の審査)

第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

二 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること(申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること。)

三 営業所等(自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。)ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。



### 3.1.2 貸金業施行規則

以下は、純資産要件の特例に関する項目について抜粋したものです。

第五条の三 二 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 営利を目的としない法人であること。

ロ 純資産額（第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。）が五百万円以上であること。

ハ 特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。

ニ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。

（1） 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。

（2） 解散時の残余財産をハに規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

ホ 純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない者がイからニまでに掲げる要件に該当し法第三条第一項の登録を受けた場合（純資産額が令第三条の二で定める金額に満たない貸金業者が、第二十六条の二十五第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の届出をして引き続き貸金業を営む場合を含む。）においては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

（1） イからニまでに掲げる要件に該当した後行うすべての貸付けに関し、年七・五パーセントを超える割合による利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）の契約をし、又はその貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。

（2） 貸付け（イからニまでに掲げる要件に該当した後行つた貸付けに限る。以下この号において同じ。）による利息の収入があるときは、各事業年度における当該収入額に占めるハに規定する貸付けによる利息の収入額の割合が百分の五十を超えていること。

（3） 次に掲げる書類を作成し、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日までの間、主たる営業所又は事務所に備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。

（i） 法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した登録申請書の写し その登録の有効期間の満了日

（i i） 各事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他決算に関する書類 翌々事業年度の末日

（i i i） 各事業年度末において残高のある貸付けの契約の内容がわかる書面（個人である債務者等の氏名は除く。） 翌々事業年度の末日

### 3.2 金融商品取引法

金融商品取引法上、「有価証券」とならないものについての定めは以下のようになっています。

第二条の二の第5項 ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

### 3.3 出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）

出資金についての元本保証や預金等の受入れの禁止について、出資法では以下のように定められています。

（出資金の受入の制限）

第一条 何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。

（預り金の禁止）

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

一 預金、貯金又は定期積金の受入れ

二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

### 3.4 利息制限法

以下は、利息の最高限度を定めた項目の抜粋です。

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合	年二割
元本が十万円以上百万円未満の場合	年一割八分
元本が百万円以上の場合	年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。



**参考資料 : NPOバンクの設立編**

参考資料（１）：定款 40 ページ

参考資料（２）：組合加入申込書 47 ページ

参考資料（３）：運営規則 48 ページ

参考資料（４）：運営細則 52 ページ

参考資料（５）：融資規則 63 ページ

参考資料（６）：融資細則 66 ページ

**\*\*\* ○○バンク定款 \*\*\***

○○バンク定款

第1章 総則

（目的）

第1条 本組合（以下「組合」と称する）は、あらゆる経済行動に対して必要な資金を提供する金融の機能に着目し、組合員自らがその資金の提供者であることを自覚した上で、金融システムを自らの手の届くところまで引き戻すことによって、持続可能な社会の実現を目指すと共に、組合員の福祉向上を目的とする<sup>※1</sup>。

<※1：団体の目的は、各団体で決めることであり、団体によって異なります。十分検討して作成して下さい。なお、貸金業法における純資産要件の特例を受ける場合には、特定非営利活動17分野（図表7に掲げている項目）を主な目的としている旨を記すことが必要になります。>

（名称）

第2条 組合は、○○バンクと称する<sup>※2</sup>。

<※2：名称として「○○銀行」は銀行法上使用できません。>

（事務所の所在地）

第3条 組合は、事務所を××県に置く。

（規則及び細則）

第4条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、運営規則及び運営細則で定める。

第2章 事業

（事業）

第5条 組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う<sup>※3</sup>。

- （1） 第1条の目的を達成するための事業を行う組合員に対して出資または融資を行う。
- （2） 第1条の目的を達成するための啓蒙、広報及び情報の提供を行う。
- （3） その他第1条の目的を達成するものとして規則で定めた事業を行う。

<※3：事業内容については、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

第3章 組合員

（組合員の資格）

第6条 次に掲げる者は、組合の組合員になることができる<sup>※4</sup>。

- (1) 法人その他の団体
- (2) 20歳以上の個人

<※4：組合員の資格については、各団体で決めることであり、団体により大きく異なります。>

(加入の申し込み)

第7条 組合員になろうとする者は、細則に定める様式の加入申込書に、必要事項を記載して組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

(出資の金額)

第8条 出資1口の金額は金1円とし、組合員になろうとする者は10,000口<sup>※5</sup>以上の出資をなすことを要する。

- 2 前項の要件は、相続加入、出資口数の減少においても維持されなければならない。
- 3 1組合員の出資口数は、全組合員の総口数の100分の50<sup>※6</sup>を超えてはならない。

<※5・※6：個々の数字は、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

(加入と出資金の払込みの方法)

第9条 加入の申し込みの諾否は理事会において決する。

- 2 出資は全額払込みとする。払込みにかかる費用は組合員になろうとする者の負担とする。
- 3 理事会が第7条の規定に従って差し出された加入の申し込みを本条第1項により承認し、かつ、組合が前項による出資金の払込みを確認した時点で、組合員となろうとする者は組合員の地位を取得する。
- 4 出資金の払込みの後、加入が承認されなかった場合、組合は加入の申し込みをした者に対して出資金より規則に定める手数料を除いた金額を返還する。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で第6条に定める組合員になるための資格を有する者は、その組合員死亡の日から1年<sup>※7</sup>以内に、第7条に準じた加入の申し込みをすることができる。

- 2 前項の規定により加入の申し込みをした者は、理事会の承諾を得た場合、相続開始の時に組合員となったものとみなす。
- 3 被相続人の持分につき、第8条第1項並びに本条第1項及び第2項の要件を満たす限り、これを数名の相続人により任意の割合で分割して相続することを妨げない。
- 4 第1項の申し込みを行うときは、持分を相続しない相続人全員の同意書を添付することを要する。
- 5 前4項並びに第16条第4項及び第5項の規定にかかわらず、組合員死亡の日から30日以内に持ち分を相続した相続人から書面による申出があった場合には、理事会の議

決により年度途中においても30万円<sup>※8</sup>までの持分の払戻しを行うことができる。なお、当該払戻しを行った後、残額がある場合には、第16条第4項の規定により事業年度末に残額の払戻しを行うものとする。

<※7・※8：個々の数字は、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

(記載事項変更の届出)

第11条 第7条に掲げる事項に変更を生じた時には、組合員は、遅滞なく、組合に書面にて届出なければならない。第10条により加入した組合員の場合も同様とする。

(任意脱退)

第12条 組合員は組合を脱退することができる。

2 組合を脱退するときは、運営細則に定める様式の脱退申込書に記載して組合に差し出す。

3 組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により脱退を延期することができる。

(強制脱退)

第13条 組合員は次の事由によって脱退する<sup>※9</sup>。

(1) 死亡又は解散

(2) 破産又は禁治産

(3) 除名

(4) 第8条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき

(5) 長期にわたり、組合事務局からの郵便物が届かないなど音信不通であった場合で、かつ、総会の承認を得た場合

2 組合員が前項第5号に定める事由により脱退する場合においては、組合員としての権利を喪失し、持ち分の払戻し等を請求することはできない。

<※9：組合員の脱退については、各団体で決めることであり、団体により大きく異なります。>

(除名)

第14条 組合員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によって当該組合員を除名することができる。但し、この場合においては、当該組合員に対して総会において弁明する機会を与えなければならない<sup>※10</sup>。

(1) 持続可能な社会の実現を目指す組合の趣旨に反する行為を行った場合

(2) 組合の事業の妨害を行った場合

(3) 法令等に違反し、組合の信用を失墜させるような行為を行った場合

(4) その他前各号に準じる行為を行った場合

<※10：組合員の除名については、各団体で決めることであり、多く異なります。>



(出資口数の減少)

第15条 組合員は出資口数を減少させることができる。

- 2 出資口数を減少させるときは、細則に定める様式の出資口数減少申込書に記載して組合に差し出す。
- 3 組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により出資口数の減少を延期することができる。

(持分の払戻し)

第16条 組合員は、出資口数の減少又は脱退に伴って持分の払戻しを受ける場合は、細則に定める持分の払戻し請求書に記載して組合に差し出し、その持分の払戻しを受けることができる。

- 2 前項の規定による払戻しの額は、第8条を基本とし、組合財産の状況を勘案し、出資者間の公平を保つよう考慮したうえで定められた規則に基づいて計算される。但し、やむを得ざる事情がある場合においては、理事会の承認を受けたうえで計算方法を変えることができる。
- 3 組合は、前項の規定による払戻しの額の計算について、当該組合員からの請求があったときには、その計算根拠を示さなければならない。
- 4 持分の払戻しは事業年度末に行う。但し、第12条第3項又は第15条第3項の規定により脱退又は出資口数の減少を延期した場合には、脱退又は出資口数の減少が認められた時点で遅滞なく持分の払戻しを行う。
- 5 前項の規定にかかわらず、出資金の払戻し金額が5万円<sup>※11</sup>以内の場合には、理事会の議決により年度途中においても出資金の払戻しを行うことができる。
- 6 払戻しの額は、出資の額を超えることはできない<sup>※12</sup>。

<※11：この数字については、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

<※12：「非営利団体」としては、この条項が必要になります。>

## 第4章 総会

(総会)

第17条 組合の通常総会は、事業年度終了後2ヶ月<sup>※13</sup>以内に招集する。

- 2 臨時総会は、必要があるときは、いつでも招集することができる。
- 3 総会は理事長が招集する。
- 4 総出資口数の10分の3<sup>※14</sup>を超える組合員の要求がある場合においては、組合は総会を開かなければならない。

<※13・※14：この数字については、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

(総会招集の手続き)

第18条 総会の招集は、会日の10日前<sup>※15</sup>までに、各組合員に、会議の目的たる事項、日時場所を記載した書面を発しなければならない。

<※15：この数字については、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

(総会の議事)

第19条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りでない。

(総会の議決権)

第20条 総会の議決権は出資口数<sup>※16</sup>による。但し、不統一行使はこれを認めない。

- 2 総会における有効議決権が総議決権の過半数を超えた場合において総会は有効に成立する。
- 3 議決は有効議決権の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合、議長が決する。
- 4 組合員は代理人をもってその議決権を行使することができる。但し、代理人は組合員に限り、かつ、代理権を証明する書面を組合に差し出さなくてはならない。なお、本項の規定は第22条及び第23条に規定する選挙権についても準用する。

<※16：この団体では出資口数により議決権を配分していますが、出資口数ではなく、1人1議決権を採用している場合もあります。>

(総会の議決事項)

第21条 第14条、第22条、第23条、第29条及び第31条に規定する場合のほか、次に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の改正
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

## 第5章 役員及び事務局

(役員の数及び選任)

第22条 組合の役員は、7人<sup>※17</sup>以内の理事及び監事1人とする。

- 2 役員は通常総会において選任する。
- 3 役員選挙権は出資口数により、多数の有効口数を得た者を当選人とする。なお、組合員が出資口数を分割して投票することはこれを妨げない。累積投票は行わない<sup>※18</sup>。

<※17：この数字については、各団体で決めることであり、団体により大きく異なります。>

<※18：ここでは出資口数により議決権を配分している団体を前提にしているため、1人1議決権の団体の場合には大きく異なります。>

(理事長※19)

第23条 組合には、理事長1人及び業務執行理事1人を置く。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選出する。

3 理事長が欠けた場合は、理事会の決議により理事の中から代行者を定めるものとする。

4 理事長の選挙権は第22条第3項に準ずる。

(業務執行理事及び事務局※20)

第24条 業務執行理事は組合の常務を行う。

2 事務局は業務執行理事を補佐する。

3 業務執行理事は事務局長を兼務する。

4 業務執行理事は、定款、規則、総会決議又は理事会決議に基づいて細則を定めることができる。

5 業務執行理事は前項の規定のほか、組合の常務の執行に必要な事務処理上の細則を定めることができる。

(役員任期※21)

第25条 役員任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(理事会※22)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、過半数の理事の出席において有効となる。

3 議決は、出席理事の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合、議長が決する。

4 第9条、第12条、第15条、第16条、第23条に規定する場合のほか、以下に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。

(1) 第10条に規定する加入の承諾

(2) 第13条に規定する脱退の決議

(3) 第14条に規定する除名を総会にかけることの承認

(4) 総会で議決する事項の承認

5 理事会は、定款もしくは総会決議に基づいて運営規則を定めることができる。

6 理事会は、前項の規定のほか、組合の運営上必要と認めるときは運営規則を定めることができる。

<※19～※22：役員規定については、各団体で決めることであり、団体によって大きく異なります。>

## 第6章 経理

(事業年度)

第27条 組合の事業年度は、▲月▲日から翌年▲月▲日とする。

(事業準備金)

第28条 将来の事業の損失に備えるため、運営規則に定める額まで事業準備金を積み立てることができる。

(剰余金の処分)

第29条 総会において議決したときは、その他の積立金を積み立てることができる。

(配当)

第30条 組合員に対する剰余金の配当は行わない<sup>※23</sup>。

<※23：「非営利団体」としては、この条項が必要になります。>

(損失の処理)

第31条 損失のてん補は、事業準備金、第29条のその他の積立金によって行う。

2 前項の規定によっても損失のてん補に不足する場合には、総会の議決により、出資口数を減少させるか、欠損金を翌期に繰り越すことができる。

3 前項の規定により出資口数を減少させる場合には各組合員の出資口数に応じて同一の割合で出資口数を減少させ、持分の払戻しは行わない。

(財産の分配)

第32条 本組合の解散のときにおける財産の分配は、出資の額を超えることができない。剰余金が発生した場合には、国、自治体等に寄付しなければならない<sup>※24</sup>。

<※24：「非営利団体」としては、この条項が必要になります。>

## 附則

第1章 本定款は、▲年▲月▲日より施行する。

第2章 組合の最初の事業年度は、定款第27条の規定にかかわらず、設立の日から▲年▲月▲日とする。

第3章 組合の設立時の役員の任期は、定款第25条の規定にかかわらず、設立の日から▲年▲月▲日とする。

以上、〇〇バンク設立のため、この定款を作成し、理事長が下記に記名捺印する。

平成▲年▲月▲日

理事長 □□ □□ 印

\*\*\* ○○バンク加入申込書 \*\*\*

○○バンク定款に同意し、下記の通り、○○バンクに加入を希望します。

\_\_\_\_\_年 月 日

氏名（団体加入の場合には団体名及び代表者名）、年齢

\_\_\_\_\_印（ 歳）

住所（又は事務所の所在地）、連絡先電話番号等

〒 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

出資口数（1口＝1円<sup>※1</sup>）

<※1：「1口」については各団体によって異なります>

\_\_\_\_\_口

\*\*\* ○○バンク運営規則 \*\*\*

第1章 総則

（目的）

第1条 ○○バンク（以下「組合」という）の適正な運営を確保するために、本規則を作成する。

（業務運営の委託）

第2条 組合の業務運営については、外部機関に委託しないこととする。

第2章 内部管理体制及びコンプライアンス

（内部管理委員会）

第3条 内部管理委員会を設置する。内部管理委員会の委員は理事の中から理事長が指名する。内部管理委員会の委員長は委員会の委員の中から互選する<sup>※1</sup>。

2 内部管理委員会は、内部管理委員長が招集し、四半期ごとに開催する<sup>※2</sup>。

3 事務局長は○○バンク運営細則（以下「細則」という）に定めるチェックシートに基づいてモニタリングを行い、内部管理委員会に報告する。

4 内部管理委員会における指摘事項は、事務局長が各担当者に通知し、速やかに是正を図ると共に、次回の内部管理委員会に是正状況を報告する。

<※1、2：内部管理委員会の選任方法や開催は各団体で決める事項なので、各団体により大きく異なります>

（コンプライアンス）

第4条 コンプライアンスについては、事務局長が統括する。

2 コンプライアンスマニュアルを作成する。コンプライアンスマニュアルの詳細は運営細則で定める。コンプライアンスマニュアルは四半期ごとに内容を確認すると共に、四半期ごとに関係者に周知徹底を行う<sup>※3</sup>。

<※3：コンプライアンスマニュアルの作成及びその時期などは各団体で決める事項なので、各団体により大きく異なります>

（貸金業務取扱主任者）

第5条 貸金業務取扱主任者については、担当理事が統括する。

2 貸金業務取扱主任者は、融資担当スタッフを指導する。資金需要者から苦情を受け付けた場

合には、当該スタッフを指導するものとする。

### 第3章 個人情報の管理

(総則)

第6条 個人情報の取扱については、事務局長が統括する。

2 セキュリティポリシーを定め、ホームページ上に告知する。

3 個人情報は外部への提供は行わない。但し、提携その他で個人情報を提供する場合は、その都度当該組合員の同意を取る。

4 組合においては、融資の手続き及びそれに付随する業務にのみ個人情報を利用する。

5 審査のための個人情報を徴収する際には、セキュリティポリシーを説明する。融資の申込書には個人情報の利用目的を記載する。

6 センシティブ情報は徴収しない。徴収する個人情報に関する書面などにセンシティブ情報が記載されている場合には、マジックで上塗りするなどの処置を講ずる。

7 個人情報を取り扱うスタッフから誓約書を徴求する。

8 個人情報の漏洩があった場合には、当該本人に連絡すると共に、金融当局に報告する。また、内部管理委員会に報告する。

(個人情報の開示及び訂正)

第7条 個人情報の開示請求は、書面によって受け付ける。また、本人確認のために、本人確認書類の写しを徴収する。

2 個人情報の開示は書面によって行う。組合において付加した評価情報は開示の対象としない。また、開示のための実費は請求するものとする。

3 個人情報の訂正請求は、書面によって受け付ける。また、本人確認のために、本人確認書類の写しを徴収する。

4 個人情報の訂正結果は書面によって通知する。また、訂正のための実費は請求するものとする。

### 第4章 各種業務

(総則)

第8条 以下の各条に定める業務は、事務局長が統括する。

(本人確認)

第9条 資金需要者及び連帯保証人の本人確認は原則として印鑑登録証明書によって行う。

2 印鑑証明書で本人確認が不十分な場合は、運転免許証その他の、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」施行規則第4条に定める本人確認書類で確認を行う。

(疑わしい取引の届出)

第10条 マネーロンダリングその他の疑わしい取引があった場合には、理事長に報告すると共に、金融当局に届出る。

(反社会的勢力による被害の防止)

第11条 反社会的勢力との取引等が発生した場合には、理事長に報告する。

2 理事長は遅滞なく警察と連携するものとする。

(苦情対応)

第12条 苦情の申出があった場合、顧客に対して十分な説明を行う。

2 苦情の申出状況については、記録・保存すると共に、内部管理委員会に報告する。

(不祥事件対応)

第13条 不祥事件が発生した場合には、理事長に報告する。理事長は遅滞なく金融当局に届出る。

(禁止行為)

第14条 法令に定める禁止行為、社会通念上望ましくない行為については、これを行わない。

(勧誘及び契約締結時の説明)

第15条 勧誘は行わない。

2 契約締結時には、金利その他の重要事項について、口頭又は書面で説明を行うものとする。

3 案件ごとに進捗状況を記録する。

4 保証人、連帯保証人及び担保提供者に対して十分な説明を行う。

(過剰貸付の禁止)

第16条 適切な信用審査を行い、過剰貸付とならないよう融資条件を設定する。

(広告)

第17条 広告はこれを行わない。

(書面の交付)

第18条 細則に定める書面を交付するものとする。

2 細則に定めるところにより、交付記録を残すものとする。

(帳簿の備付け)

第19条 細則に定める帳簿を備え付ける。



(帳簿等の閲覧)

第20条 帳簿その他については、アクセス権の設定等により、特定の閲覧可能者のみ閲覧可能とする。

2 閲覧可能者は理事長が指名する。

(取立行為)

第21条 取立行為については、法令の定めるところにより適正に行う。

2 書面又は電子的な方法によって催告を行う場合は、細則の定めるところによって行う。

(債権譲渡)

第22条 債権譲渡は行わない。

(業務の透明性)

第23条 資金需要者の利益の保護に影響を及ぼす事態が発生した場合には、理事長又は内部管理委員会に報告する。

2 上記情報の開示が必要な場合には、ホームページ上で公表すると共に、電話及びメールで問い合わせに対応する。

\*\*\* ○○バンク運営細則 \*\*\*

（内部管理に係るチェックシート）

第1条 ○○バンク運営規則（以下「規則」という）第3条第3項に規定するチェックシートは別紙1に定める。

（コンプライアンスマニュアル）

第2条 規則第4条に規定するコンプライアンスマニュアルは別紙2に定める。

（スタッフから徴求する誓約書）

第3条 規則第6条第7項に規定する、スタッフから徴求する誓約書は別紙3に定める。

（苦情対応に係る記録）

第4条 規則第12条第2項に規定する、苦情対応に係る記録は別紙4に定める。

（禁止行為）

第5条 以下に定める事項は禁止行為として行わない。

- （1）契約内容についての問い合わせに回答しないこと
- （2）契約の締結又は変更に際して、次に掲げる行為を行うこと
  - ①白地委任状及びこれに類する書面を徴求すること
  - ②白地手形及び白地小切手を徴求すること
  - ③印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の、債務者の社会生活上必要な証明証書を徴求すること
  - ④貸付金額に比し、合理的な理由がないのに、過大な担保や保証人を徴求すること
  - ⑤クレジットカードを担保として徴求すること
  - ⑥借入申込書等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること
- （3）人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求すること
- （4）顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付の金額や貸付日などを基にし残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること
- （5）債務の弁済に際して、架空名義又は借名口座に振込みを行うよう要求すること
- （6）資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結すること
- （7）資金需要者に一方的に不利となる契約の締結を強要すること

(進捗状況の記録)

第6条 規則第15条第3項に定める進捗状況の記録は〇〇バンク融資規則（以下「融資規則」という）による。

(保証人、連帯保証人及び担保提供者に対する説明)

第7条 規則第15条第4項に定める保証人、連帯保証人及び担保提供者に対する説明は、融資規則に定める書面の交付によって行う。

(過剰貸付の禁止)

第8条 過剰貸付の禁止に係る事項は融資規則に定める。

(書面の交付)

第9条 規則第18条の規定による書面は以下に定めるものとする。

- ①融資規則に定める融資の確認書
- ②細則第7条に定める書面
- ③保証契約締結後に交付する書面（融資規則に定める）
- ④債権の全部又は一部の弁済を受けたときに交付する受取証書（融資規則に定める）

2 交付記録については融資規則に定める。

(帳簿の備付け)

第10条 規則第18条に規定する帳簿は以下のものとする。

- ①細則第9条第1項第1号に定める融資の確認書の写し
- ②細則第9条第1項第3号に定める書面の写し
- ③細則第9条第1項第4号に定める書面の写し
- ④債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額
- ⑤細則第6条に定める記録

2 帳簿は営業所ごとに備え付けるものとする。但し、営業所において電子的に取り出すことができる場合には、備え付けに代えることができる。

(帳簿等の閲覧)

第11条 帳簿等の閲覧可能者は別紙5に定める書式により理事長が指名する。

(取立行為)

第12条 規則第21条第2項に規定する催告を行う場合には、別紙6の書式によるものとする。

2 催告を行った場合には、別紙7に定める書式に記録を残すものとする。

## 内部管理に係るチェックシート

		適否	状況／改善策
外部委託	外部委託は行っていないか。		
内部管理委員会	内部管理委員会は四半期ごとに、かつ適切に開催運営されているか。		
コンプライアンスマニュアル	コンプライアンスマニュアルは四半期ごとに周知徹底されているか。		
貸金業取扱主任者	貸金業取扱主任者は営業所ごとに設置され、適切に運営されているか。		
個人情報	セキュリティポリシーはホームページ上に告知されているか。		
	融資の面談の際にセキュリティポリシーは説明しているか。		
	提携等に係る個人情報の取扱に関する同意は得ているか。		
	個人情報の利用は適切に行われているか。		
	個人情報を取り扱うスタッフ全員から誓約書を受け入れているか。		
	個人情報の開示等（帳簿の開示を含む）には適切に対応しているか。		
本人確認	本人確認は適切に行われているか。		
	本人確認の際に問題のあった顧客に対して適切に対応したか。		
疑わしい取引	マネーロンダリングその他の疑わしい取引の確認は行っているか。		
	疑わしい取引はなかったか。		
	疑わしい取引は当局に届出を行っているか。		
反社会的勢力との取引	反社会的勢力との取引確認は行っているか。		
	反社会的勢力との取引はあったか。		
	反社会的勢力との取引は当局に届出を行っているか。		
苦情対応	苦情の申し出のあった顧客に対して十分な説明を行ったか。		
	苦情の内容、処理経過は記録し、保存しているか。		
不祥事件対応	不祥事件は発生しなかったか。		
	不祥事件が発生した場合、当局への届出は行ったか。		
禁止行為	契約内容についての問い合わせに回答しなかったか。		
	白地委任状及びこれに類する書面を徴求しなかったか。		
	白地手形及び白地小切手を徴求しなかったか。		
	印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明証書を徴求し		

	なかったか。		
	貸付金額に比し、合理的な理由がないのに、過大な担保や保証人を徴求しなかったか。		
	クレジットカードを担保として徴求しなかったか。		
	借入申込書等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めなかったか。		
	人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求しなかったか。		
	顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付の金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結しなかったか。		
	債務の弁済に際して、架空名義又は借名口座に振込みを行うよう要求しなかったか。		
	資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結しなかったか。		
勧誘	資金需要者に一方的に不利となる契約の締結を強要しなかったか。		
	勧誘は行っていないか。		
	重要事項を説明しているか。		
過剰貸付	案件ごとに進捗状況を記録しているか。		
	借入申込書は自署しているか。		
	貸付審査は融資規則に基づいて行っているか。		
	返済能力の調査を行い、調査結果を記録しているか。		
	資金需要者等の収入額等を検証しているか。		
広告	保証人や担保提供者の設定は、融資規則に基づいて適切に行っているか。		
書面の交付	Web、パンフ等で容易に借入ができるような表現はないか。		
	書面の交付は適切に行っているか。		
帳簿の備え付け	書面の交付記録は残しているか。		
	帳簿の備え付けは適切に行われているか。		
取立行為	帳簿のアクセス権は適切に管理されているか。		
	法令に違反した取立を行っていないか。		
	細則第12条第1項(別紙6)に基づいた催告を行っているか。		
債権譲渡	催告の記録は残っているか。		
標識	債権譲渡は行っていないか。		
身分証明書	法令に定める標識が掲示されているか。		
	融資スタッフは身分証明書を携帯しているか。		

## コンプライアンスマニュアル

		適否
外部委託	外部委託は行わない	
個人情報	融資の面談の際にセキュリティポリシーを説明する	
	提携等に係る個人情報の取扱に関する同意を得る	
	個人情報の利用を適切に行う	
	個人情報の開示等（帳簿の開示を含む）に適切に対応する	
本人確認	本人確認を適切に行う	
	本人確認の際に問題のあった顧客に対して適切に対応する	
疑わしい取引	マネーローディングその他の疑わしい取引の確認を行う	
	疑わしい取引は当局に届出を行う	
反社会的勢力との取引	反社会的勢力との取引を行わない	
	反社会的勢力からの接触があった場合、内部管理委員会に報告を行う	
	反社会的勢力との取引は当局に届出を行う	
苦情対応	苦情の申し出のあった顧客に対して十分な説明を行う	
	苦情の内容、処理経過は記録し、保存する	
不祥事件対応	不祥事件を発生させない	
	不祥事件が発生した場合、当局への届出を行う	
禁止行為	契約内容についての問い合わせに回答する	
	白地委任状及びこれに類する書面を徴求しない	
	白地手形及び白地小切手を徴求しない	
	印鑑、預貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明証書を徴求しない	
	貸付金額に比し、合理的な理由がないのに、過大な担保や保証人を徴求しない	
	クレジットカードを担保として徴求しない	
	借入申込書等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めない	
	人の金融機関等の口座に無断で金銭を振り込み、当該金銭の返済に加えて、当該金銭に係る利息その他の一切の金銭の支払いを要求しない	
	顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付の金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結することはない	
	債務の弁済に際して、架空名義又は借名口座に振込みを行うよう要求しない	
	資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら契約を締結しない	
	資金需要者に一方的に不利となる契約の締結を強要しない	
	勧誘	勧誘は行わない
重要事項を説明する		
案件ごとに進捗状況の確認を記録する		
過剰貸付	借入申込書は自署してもらう	
	貸付審査は融資規則に基づいて行う	
	返済能力の調査を行い、調査結果を記録する	
	資金需要者等の収入額等の検証を行う	
	保証人や担保提供者の設定は、融資規則に基づいて適切に行う	
書面の交付	書面の交付は適切に行う	

	書面の交付記録を残す	
帳簿の備え付け	帳簿の備え付けを適切に行う	
取立行為	法令に違反した取立を行わない	
	細則第12条第1項に基づいた催告を行う	
	催告の記録を残す	
債権譲渡	債権譲渡は行わない	
身分証明書	融資スタッフは身分証明書を携帯する	

誓約書

〇〇バンク殿

\_\_\_\_\_年 月 日

〇〇バンクで取り扱う個人情報については、法令及び規則等に基づいて適切に取り扱うことを誓います。

署名 \_\_\_\_\_ 印



## 苦情対応に係る記録

年月日	申立人	申立内容	対応	状態

帳簿等の閲覧可能者※

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日


<※：ここには理事長等が「個人情報の入った帳簿等を閲覧可能」として選定した者の名前を記載します。個人情報の流出を防ぐための措置です。>

## 書面又は電子的な方法による催告

書面又は電子的な方法による催告を行うときには、以下の書式による内容を含んだものでなければならない。

## &lt;債務者又は連帯保証人に対する催告&gt;

貸金業者：〇〇バンク  
××県▲▲市■●XX - YY - ZZ  
Tel. AAA - BBB - CCCC  
送付者氏名：〇〇〇〇  
契約年月日：XXXX年XX月XX日  
貸付の金額：XXX,XXX,XXX円  
貸付の利率：X.XX%  
支払の催告に係る債権の弁済期：XXXX年XX月XX日  
支払を催告する金額：XXX,XXX円  
弁済期における残存債務の額：XXX,XXX,XXX円  
支払を催告する金額の内訳  
元本：XXX,XXX円  
利息：XXX,XXX円  
債務不履行による賠償額：XXX,XXX円

## &lt;保証人又は担保提供者に対する催告&gt;

貸金業者：〇〇バンク  
××県▲▲市■●XX - YY - ZZ  
Tel. AAA - BBB - CCCC  
送付者氏名：〇〇〇〇  
契約年月日：XXXX年XX月XX日  
貸付の金額：XXX,XXX,XXX円  
貸付の利率：X.XX%  
支払の催告に係る債権の弁済期：XXXX年XX月XX日  
支払を催告する金額：XXX,XXX円  
弁済期における残存債務の額：XXX,XXX,XXX円  
保証債務の極度額：XXX,XXX円

## 催告の記録

催告 年月日	債務者 (組合員番号)	債務内容 (契約年月日/金額)	催告先 (本人/連帯保 証人/その他)	催告内容	結果

\*\*\* ○○バンク 融資規則 \*\*\*

（融資の対象）

第1条 ○○バンクは組合員に対して融資を行う。

（融資の決裁）

第2条 融資は理事長の決裁を要する。

（融資の目的）

第3条 融資は、以下の各号のいずれかの目的に該当することを要する。

- 一 △△の普及
- 二 □□の購入
- 三 その他理事長が必要と判断した融資

2 前項の規定に拘わらず、○○バンクに対する出資金（以下「出資金」という。）を担保とした当該組合員に対する融資を行うことができる<sup>※1</sup>。

<※1：NPOバンクの場合、出資金の返還を年に1回しか行わない場合があります。そうすると年度内にどうしても資金が必要になり、出資金を引き降ろしたいと思っても、引き降ろすことができないこととなります。そこでこのような項目を作ることによって、自分の出資した金額の範囲内であれば、自分の出資金を担保にすることで、いつでも現金できることから、実務的に運営が容易になります。>

（融資の種類）

第4条 以下の各号のいずれかに該当する融資を行う<sup>※2</sup>。

- 一 □□購入融資
- 二 自己担保融資

<※2：「一」及び「二」以外にも、助成金など将来受け入れ見込みが確からしい場合には「つなぎ融資」を行う団体も多いのですが、その場合にはその旨を項目に投入すべきです。>

（□□購入融資）

第5条 □□の融資を□□購入融資という。

2 □□購入融資の額は第8条第2項に規定する有効出資金の10倍を超えることができない。また、融資額は××万円を超えることができない<sup>※3</sup>。

3 □□購入融資の融資期間は5年を超えることができない<sup>※4</sup>。

4 前1項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前1項の上限を超えて融資をすることができる。

5 その他必要な手続きは融資細則に定める。

<※3、4：「融資の額」及び「融資期間」などは各団体によって大きく異なります。>

(自己担保融資)

第6条 自己の有効出資金を担保として行う融資を自己担保融資とする。

2 自己担保融資は担保となる出資金の10分の8を超えることはできない<sup>※5</sup>。

3 自己担保融資の融資期間は5年を超えることはできない<sup>※6</sup>。

4 前2項の規定に拘わらず、理事長が特別決裁をした場合には、前2項の上限を超えて融資をすることができる。

5 その他必要な手続きは融資細則に定める。

<※5、6：「融資の額」及び「融資期間」などは各団体によって、大きく異なります。>

(金利)

第7条 金利は年率X%とする。

2 前項の規定に拘わらず、以下の各号に該当する部分については金利Y%とする。

一 第4条第1号に該当する融資について、債務者以外が担保として提供する出資金の10分の8<sup>※7</sup>

二 第4条第2号に該当する融資について、その全額

3 前2項の規定に拘わらず、脱退及び出資口数の減少(以下「脱退等」という。)を前提とする自己担保融資の場合には金利は0%とする。脱退等を前提とする自己担保融資の返済は、出資金の払戻しと相殺することにより行う。

<※7：「債務者以外が担保として提供する出資金」の割合は各団体によって決める項目なので、大きく異なります。>

(有効出資金)

第8条 既存の融資契約に関して以下の各号のいずれかに該当する出資金については担保として設定することはできない。

一 第4条第1号(□□購入融資)に該当する融資について、担保として提供された出資金

2 出資金等から前項の出資金を控除したものを有効出資金という。

(融資細則)

第9条 以下に定める事項は融資細則に規定する。

① ○○バンク運営細則(以下「運営細則」)第6条に定める進捗状況の記録

- ② 運営細則第7条に定める保証人、連帯保証人及び担保提供者に対する交付書面
- ③ 運営細則第8条に定める過剰貸付に関する事項
- ④ 運営細則第9条各号に定める交付書面及び交付記録

(別表1<sup>※8</sup>)

融資期間	融資金額の上限
3ヶ月以内	有効出資金の10倍と500万円の小さい方
3ヶ月超6ヶ月以内	有効出資金の10倍と400万円の小さい方
6ヶ月超9ヶ月以内	有効出資金の10倍と300万円の小さい方

但し、融資期間が9ヶ月を超える場合には、理事会で融資金額の上限を決めることになる。

<※8：この表の「融資期間」や「融資金額の上限」は各団体で決める事項なので、大きく異なります。>

\*\*\* ○○バンク融資細則 \*\*\*

（債務者及び保証人）

第1条 債務者等（債務者及び連帯保証人、以下「債務者等」という。）は以下の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 自然人
- 二 会社（株式会社その他の、商法上の商人に該当する法人、以下「会社」という。）
- 三 その他の法人（前号に該当しない法人、以下「その他の法人」という。）
- 四 民法上の任意組合
- 五 権利能力なき社団

2 債務者等が第1項第1号（自然人）に該当する場合には、住所及び実印の確認できる書類（印鑑登録証明書等）を徴求する。

3 債務者等が第1項第2号（会社）に該当する場合には、法人の名称・所在地、代表者の役職と氏名、登記上の印鑑の確認できるもの（登記簿謄本（登記事項全部証明書）、印鑑登録証明書等）を徴求する。

4 債務者等が第1項第3号（その他の法人）に該当する場合には、法人の名称・所在地、代表者の役職と氏名、登記上の印鑑の確認できる書類（登記簿謄本（登記事項全部証明書）、印鑑登録証明書等）及び法人の定款を徴求する。法人の定款において、債務者については借入、連帯保証人については連帯保証が可能であることが確認できるものでなければならない。

5 債務者等が第1項第4号（民法上の任意組合）に該当する場合には、組合契約書（全組合員の住所氏名が確認できること、代表者に権限が付与されていることが確認できること、契約書が有効となった日付が確認できること）、代表者の住所及び実印の確認できる書類（印鑑登録証明書等）を徴求する。組合契約書において、債務者については借入、連帯保証人については連帯保証が可能であることが確認できるものでなければならない。

6 債務者等が第1項第5号（権利能力なき社団）に該当する場合には、定款等の文書（理事等（社員から委任を受けて社団の意思決定に責任を負う者）全員の住所氏名が確認できること、代表者に権限が付与されていることが確認できること、文書が有効になった日付が確認できること）、代表者の住所及び実印の確認できる書類（印鑑登録証明書等）を徴求する。定款等の文書において、債務者については借入、連帯保証人については連帯保証が可能であることが確認できるものでなければならない。

7 債務者が第1項第2号から第5号に該当する時には、代表者を連帯保証人とする。

8 第7項の連帯保証人の他に、1名以上の連帯保証人を必要とする。

9 第2項から第8項は以下の各号のいずれかに該当する時には適用しない。

- 一 ○○バンク融資規則（以下「規則」という）第4条第1号に定める□□購入融資
- 二 規則第4条第2号に定める自己担保融資



### 三 理事長が特別決裁を行った場合

(□□購入融資)

第2条 別途定める□□購入融資細則による。

(質権設定依頼書)

第3条 担保設定を行う場合には、担保提供者より質権設定依頼書その他を徴求する（様式1 - 1、及び、様式1 - 2）。但し、脱退等を前提とする自己担保融資はこの限りではない。

(稟議書及び特別稟議書)

第4条 融資を行う場合には、様式2に定める稟議書により理事長の決裁を要する。稟議書には審査表を添付する。

2 特別決裁を要する場合には、様式3に定める特別稟議書を添付する。

(金銭消費貸借契約証書)

第5条 融資契約は金銭消費貸借契約証書により行う。金銭消費貸借契約証書には以下の各号の記載等を要する。

- 一 金銭消費貸借契約であることの記載
- 二 契約年月日
- 三 債権者の名称と代表者の役職と氏名
- 四 債務者の氏名、住所、実印（又は名称、住所地、代表者の役職と氏名、印鑑）
- 五 借入金額、借入日、返済日
- 六 借入用口座及び返済用口座
- 七 返済方法
- 八 金利
- 九 その他必要事項

(進捗状況の記録)

第6条 規則第9条第1項第1号に定める進捗状況の記録は様式4による。

(保証人、連帯保証人及び担保提供者に対する交付書面)

第7条 規則第9条第1項第2号に定める保証人、連帯保証人及び担保提供者に対する交付書面は様式5の1～4による。

(過剰貸付)

第8条 過剰貸付の審査にかかる事項は様式2の審査表に基づいて行う。

(交付書面)

第9条 規則第9条第1項第4号に定める交付書面は以下の各号による。

- ①融資の確認書は細則第11条による。
- ②運営細則第8条に定める保証契約その他に関する事前交付書類は様式5の1~4による。
- ③保証契約締結後に交付する書面は様式6による。
- ④債権の全部又は一部の弁済を受けたときに交付する受取証書については、細則第12条及び第13条による。

(交付記録)

第10条 細則第9条による書面の交付記録は様式7による。

(融資の確認書)

第11条 融資契約成立後には、細則第9条第1項第1号に定める融資の確認書を債務者及び連帯保証人に送付する。融資の確認書は様式8による。

(融資の終了)

第12条 融資の返済が終了した時には、金銭消費貸借契約証書及び融資の終了通知書(様式9)を債務者及び連帯保証人又は担保提供者に対して送付する。

2 特別担保提供融資が終了した時には、融資の終了通知書(様式10)を特別担保提供者に対して送付する。

(受領書)

第13条 金融機関等(郵便振替を含む。以下同じ)を利用せずして金銭を受領した場合には、受領書を交付する。

- 2 金融機関等を利用せずして金銭を交付した場合には、受領書を徴求する。
- 3 金融機関等を利用した場合においても、受領書を交付することができる。

(様式1-1)

質権設定依頼書

\_\_\_\_\_年 月 日

〇〇バンク 御中

住 所 \_\_\_\_\_

質権設定者 \_\_\_\_\_ 印

住 所 ××県▲▲市■●XX - YY - ZZ

質 権 者 〇〇バンク 理事長 ▼▼▼▼

下記の通り、質権設定者の〇〇バンク出資金に対し質権の登録をして下さい。

記

質権設定口数 \_\_\_\_\_ 口

設定の事由 〇〇バンクに担保差し入れのため

被担保債務 債務者住所 \_\_\_\_\_

債務者氏名 \_\_\_\_\_

債 務 額 \_\_\_\_\_ 円

返済予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(様式1-2)

担保設定依頼書兼常任代理人契約書

\_\_\_\_\_年 月 日

〇〇バンク 御中

住 所 \_\_\_\_\_

質権設定者 \_\_\_\_\_ 印

住 所 ××県▲▲市■●XX - YY - ZZ

質 権 者 〇〇バンク 理事長 ▼▼▼▼

下記の通り、質権設定者の〇〇バンク出資金に対し質権の登録をして下さい。なお、求償権の行使にあたっては、〇〇バンクが常任代理人となる。

記

質権設定口数 \_\_\_\_\_ 口

(融資限度額 質権設定口数×0.8×1円)

設定の事由 〇〇バンクに担保差し入れのため

被担保債務 債務者住所 \_\_\_\_\_

債務者氏名 \_\_\_\_\_

上記質権者を債権者とし、債務者との間で交わされる金銭消費貸借契約のうち、本依頼書に基づいて担保されたものであることを明示した契約で、かつ、返済日が \_\_\_\_\_ 年 月 日以前であるもの

【融資細則 第4条第1項】

【融資細則 第8条】

(様式2)

稟議書

(〇〇バンク用)

年 月 日

案件番号	
決裁者	印
担当者	
融資の目的(規則第3条)	一 △△の普及 二 □□の購入 三 その他理事長が必要と判断した融資 四 出資金を担保とする融資
融資の種類(規則第4条)	一 □□購入融資(提携先 ) 二 自己担保融資
債務者	
連帯保証人1	
連帯保証人2	
出資口数	うち有効出資金 [出資金確認日 ]
融資金額	
借入日	
返済日	
融資期間	
適用金利	適用金利 被担保融資額 (割合: %)
担当者の所見	

特別担保提供融資審査表

案件	案件番号
融資期間の 上限	可(5年) 特別決裁
添付書類	担保提供者全員の質権設定依頼書兼常任代理人契約書
担保提供者	
質権設定口 数	
融資可能金 額	

自己担保融資審査表

特別担保融資の種類	一 脱退等（脱退及び出資口数の減少）を前提とするもの 【金利0%】 二 脱退等（脱退及び出資口数の減少）を前提としないもの 【金利0.5%】
融資金額の上限	有効出資金 × 80%
融資期間の上限	
添付書類1	質権設定依頼書
添付書類2 （その他）	

(様式3)

特別稟議書

(〇〇バンク用)

年 月 日

決裁者	印		
担当者			
特別決済 の種類	1	規則第5条第4項 [融資期間	融資金額 ]
	2	規則第6条第4項 [融資期間	融資金額 ]
	3	規則第7条第5項 [融資期間	融資金額 ]
	4	規則第8条第4項 [融資期間	融資金額 ]
	5	規則第9条第5項 [融資期間	融資金額 ]
	6	細則第1条第9項第4号 [不足書類	] ]
	7	細則第2条 [不足書類	] ]
	8	細則第3条 [不足書類	] ]
	9	その他 [	] ]
特別決済 を妥当と する理由			
特別添付 書類等			



(様式4)

進捗状況の記録

案件番号 \_\_\_\_\_

年月日	先方	当方	進捗状況記録

(様式5-1)

保証人に対する事前交付書面

〇〇バンク

1. 保証契約

債務者（借入をした本人）が融資の返済期日を過ぎても返済しないとき、債権者（〇〇バンク）は保証人に対して弁済を請求することができます。

2. 催告の抗弁権と検索の抗弁権

保証人には催告の抗弁権と検索の抗弁権が認められています。

催告の抗弁権とは、債権者が保証人に弁済を求めてきたときに、まず債務者に催促することを求めることができる権利のことを指します。

検索の抗弁権とは、債権者が保証人に強制執行を求めたときにまず債務者に対する強制執行を求めることができる権利のことを指します。

3. 時効

借入金の時効は5年です。

5年間債務者による返済がなく、債権者からの催告がない場合には、借入金が時効となり、債務がなかったこととなります。それに伴って、保証人の保証債務も消滅します。

4. 返済終了時の通知

債務の返済が終了した場合には、債権者より保証人に対してその旨の通知を行います。

(様式5-2)

連帯保証人に対する事前交付書面

〇〇バンク

1. 連帯保証契約

債務者（借入をした本人）の融資に関して、債権者（〇〇バンク）は連帯保証人に対していつでも弁済を請求することができます。

債務者（借入をした本人）が融資の返済期日を過ぎても返済しないとき、債権者（〇〇バンク）は債務者に催促することを求めることなく、連帯保証人に対して弁済を請求することができます。

2. 時効

借入金の時効は5年です。

5年間債務者又は連帯保証人による返済がなく、債権者からの催告がない場合には、借入金が時効となり、債務がなかったこととなります。それに伴って、連帯保証人の連帯保証債務も消滅します。

5年間債務者又は連帯保証人による返済がなく、かつ時効中断事由が存しない場合、債務者及び連帯保証人は借入金が時効となったことを援用することができます。時効が成立した場合、債務が消滅し、それに伴って、連帯保証人の連帯保証債務も消滅します。

3. 返済終了時の通知

債務の返済が終了した場合には、債権者より連帯保証人に対してその旨の通知を行います。

(様式5-3)

自己担保提供者に対する事前交付書面

〇〇バンク

1. 担保提供

〇〇バンクに対する出資金に対して質権が設定されています。出資金を自己担保として提供した債務者による融資返済が滞り、債権者が期限の利益の喪失を通知した場合には、期限の利益を喪失した当該債務と出資金とを相殺することができます。

2. 時効

借入金の時効は5年です。

5年間債務者又は連帯保証人による返済がなく、債権者からの催告がない場合には、借入金が時効となり、債務がなかったこととなります。それに伴って、担保提供も無効となります。

3. 返済終了時の通知

債務の返済が終了した場合には、債権者より債務者に対してその旨の通知を行います。

(様式5-4)

特別担保提供者に対する事前交付書面

〇〇バンク

1. 特別担保提供

〇〇バンクに対する出資金に対して質権が設定されています。債務者（借入をした本人）による融資返済が滞り、債権者が期限の利益の喪失を通知した場合には、期限の利益を喪失した当該債務と出資金とを相殺することができます<sup>※1</sup>。

<※1：債務者が融資返済をしなかった場合には、債権者は利息等の利益を喪失することになります。このような場合、その旨を債務者に通知することで、債務者の出資金によって相殺することができるということを明記した条項です。>

2. 時効

借入金の時効は5年です。

5年間債務者又は連帯保証人による返済がなく、債権者からの催告がない場合には、借入金が時効となり、債務がなかったこととなります。それに伴って、特別担保提供も無効となります。

3. 返済終了時の通知

債務の返済が終了した場合には、債権者より特別担保提供者に対してその旨の通知を行います。

(様式6)

保証（担保）契約締結後に交付する書面

〇〇バンク

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

1. 原債権

債務者氏名	
債務者住所	
返済予定日	
借入金額	

2. 保証（担保）契約の内容

(様式7)

書面の交付記録

年月日	交付先	交付内容

(様式8)

## 融資の確認書

〇〇バンク

年 月 日

債務者氏名	
債務者住所	
連帯保証人1氏名 (担保提供者1氏名)	
連帯保証人1住所 (担保提供者1住所)	
連帯保証人2氏名 (担保提供者2氏名)	
連帯保証人2住所 (担保提供者2住所)	
借入金額	
契約年月日	
返済予定日	
金利	
返済方法	
債権者 (登録番号)	××県▲▲市■●XX - YY - ZZ 〇〇バンク 理事長 ▼▼▼▼▼ ××県(1) XXXXXXXX
返済遅延1日当たりの利息金額	



(様式9)

## 融資の終了通知書

〇〇バンク

年 月 日

以下の融資の返済が終了したことを通知します。また、これに伴い、保証契約又は連帯保証契約、担保提供も解除されたことも通知します。

債務者氏名	
債務者住所	
連帯保証人1氏名 (担保提供者1氏名)	
連帯保証人1住所 (担保提供者1住所)	
連帯保証人2氏名 (担保提供者2氏名)	
連帯保証人2住所 (担保提供者2住所)	
借入金額	
契約年月日	
返済年月日	
金利	
返済方法	
債権者 (登録番号)	××県▲▲市■●XX - YY - ZZ 〇〇バンク 理事長 ▼▼▼▼▼ ××県(1) XXXXXXXX

(様式10)

特別担保提供融資の終了通知書

〇〇バンク

年 月 日

以下の融資の返済が終了したことを通知します。また、これに伴い、特別担保提供も解除されたことも通知します。

債務者氏名	
債務者住所	
借入金額	
契約年月日	
返済年月日	
金利	
返済方法	
担保提供口数	
債権者 (登録番号)	××県▲▲市■●XX - YY - ZZ 〇〇バンク 理事長 ▼▼▼▼▼ ××県(1) XXXXXXXX

## 参考文献

- ・上柳 敏郎 , 大森 泰人 (著) (2008) 『逐次解説 貸金業法』 商事法務
- ・奥田 裕之・加藤 俊也[編著] (2010) 『新しい公共を担う社会起業家と非営利バンク』 NPO まちぽっと  
(非営利法人・事業・資金等の課題及びその解決策について詳しい解説されていると共に、今後必要とさせる「非営利」に関する制度システム等についてのインプリケーションがコンパクトにまとまった本です。)
- ・樫田 秀樹 [著] (2006) 『「新しい貯金」で幸せになる方法—あなたの生活を豊かにする「NPOバンク」「匿名組合」のススメ』 築地書館
- ・田中 優[編著] (2007) 『おカネで世界を変える 30 の方法』 合同出版
- ・田中 優[編著] (2008) 『おカネが変われば世界が変わる—市民が創る NPO バンク』 コモンズ  
(全国 NPO バンク連絡会のメンバーが「NPO バンクって、いったい何なの」と問われたときに、名刺代わりに渡せるような本というコンセプトでつくられた本です。従って、「実際に NPO バンクを設立する」という場合には、是非、読んでいただきたい参考書の一つといえます。)
- ・谷本 寛治 (2007) 『SRI と新しい企業・金融』 東洋経済新報社
- ・藤井 良広 [著] (2007) 『金融 NPO』 岩波新書  
(「NPO バンク」等の「非営利金融」を志す方にとってのバイブル的な存在の本です。さまざまな知恵と工夫によって広がっている金融 NPO を詳しく解説し、今後の社会にとって望ましい金融制度の姿などもわかりやすく書かれています。)
- ・北海道 NPO バンク [編集] (2007) 『NPO バンクを活用して起業家になろう!—組織作りから資金調達まで』 昭和堂
- ・市民政調 (2009) 『コミュニティ・バンクに係る政策・制度設計調査 報告書』 (座長 ; 藤井 良広) <http://www.c-poli.org/pdfs/combank.pdf>



### III. 匿名組合契約による市民ファンド編

CBを実施するのに必要な資金は、既存の金融機関からでは十分に調達できないことが長い間問題となってきました。そのため、既存の金融機関に頼らない資金調達方法が模索されてきています。一方で、団塊の世代の退職、昨今の金融不安等の影響もあり、自分の資金を納得する形で使いたいという市民のニーズも強まってきました。

こうした中、市民の意志ある資金を集め、それをCBに投資しようとする動きが見られるようになってきました。匿名組合契約による出資方式もその一つの例です。

匿名組合は、「不特定多数の一般の人から、特定の事業に対しある程度の規模の資金を集める」場合、現行法における他の投資スキームに比較し、様々な点で有利であるといえます。「事業（営業）は自分に任せてほしい。資金調達のみ一般市民に協力してもらいたい」と考えているCB事業者にとって、匿名組合は魅力的なスキームです。（これに関しては、後述します。）こうした背景のもとに、匿名組合は、CBの資金調達手段として、広く活用されるようになってきました。

匿名組合方式により資金調達をしたCBの事例としては、まず、「はまかぜちゃん」の例が挙げられます。

2001年9月、北海道浜頓別町に日本で最初の市民風車「はまかぜちゃん」が建設されました。資金調達の方法を検討している際、関係者は、匿名組合<sup>12</sup>契約のスキームを使えば、幅広く出資者を募集することができ、1口あたりの出資額の設定も自由にするのが可能であることに気付きました。匿名組合方式は、自然エネルギー事業に適していると判断し、このスキームでの資金調達を検討、実施したという経緯があります。

「はまかぜちゃん」に続いて2003年に建設された市民風車が、青森県鮎ヶ沢町の「わんず」と秋田県天王町の「天風丸」です。これら二つのプロジェクトは国庫補助金の交付決定時期が同時だったことから白神山地プロジェクトとして同時並行で進捗した経緯があります。この際、「はまかぜ」の匿名組合契約の資金調達モデルをベースに、広範な出資募集を目的として有限会社自然エネルギー市民ファンドを設立（2003年2月に、株式会社に組織変更）し、地元募集と全国募集の2本立てでの資金調達を行いました。こうして、匿名組合方式により市民風車を建設する動きが広まってきました。

こうした状況の下、太陽光発電施設を市民出資で建設するという動きも出てきました。長野県飯田市内の市民団体が母体となって設立した「おひさま進歩エネルギー有限会社」は、2005年に、太陽光発電施設及び省エネルギー事業に必要な2億円強の資金を、匿名組合方式による市民出資により全国から集めました。

その後、「おひさま進歩エネルギー有限会社」を母体に、全国的な市民出資を行うファンド会社として、「おひさまエネルギーファンド株式会社」が2007年に設立され、太陽光発電事業や省エネルギー事業等に必要な資金が、匿名組合方式により、より広く集められるようになりました。

ここでは、CBに必要な資金を調達する手段として最近特に注目されている匿名組合方式の設立・運営方法等に関して、説明することとします。

---

<sup>12</sup> この事例における匿名組合の営業者は風力発電事業者である株式会社北海道市民風力発電（当時。現在は匿名組合部分のみをSPC化した株式会社浜頓別市民風力発電）です。

## 1. 匿名組合とは

### 1.1 特徴

匿名組合の基本的な特徴としては、以下のことが挙げられます。

#### 1.1.1 匿名組合契約（商法 535 条）

匿名組合は、商法で規定されている「匿名組合契約」に基づき設立される組合です。

商法では、「匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる」（商法 535 条）とされています。

この場合、営業を行う者（「営業者」という）は、複数の出資者（「匿名組合員」という）と個別に匿名組合契約を締結することになります。この匿名組合契約は、全て同一内容でも構いませんが、出資者の数だけ契約が存在することに留意する必要があります。

#### 1.1.2 匿名組合員の出資及び権利義務（商法 536 条）

##### (1) 営業者の独立性

商法では、「匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する」（商法 536 条 1 項）とされており、匿名組合員が提供した財産は、全て営業者のものとなります。

さらに、商法では、「匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない」（商法 536 条 3 項）としており、匿名組合員は、営業者の業務に関与することができず、議決権もありません。

##### (2) 匿名組合員（出資者）の有限責任

商法では、「匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない」（商法 536 条 4 項）とされており、たとえ営業者が第三者に対して債務を負ったとしても、その債務を返済する義務は匿名組合員には発生しません。即ち、匿名組合員は、出資金以上に損失を被ることはなく、出資者の有限責任が保証されているといえます。

#### 1.1.3 税制

営業者は、所得金額の計算において、出資者（匿名組合員）への配当分を損金として計上することが認められています。即ち、「法人が営業者である場合における当該法人の当該事業年度の所得金額の計算にあたっては、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を損金の額又は益金の額に算入することとされている（法人税法基本通達 14-1-3）」。<sup>13</sup>

---

<sup>13</sup> 藤瀬裕司（2008）p.100

従って、営業者は、出資者への配当が経費として認められる「パス・スルー課税」と同様の恩恵を得ることができます。

## 1.2 他の投資スキームとの比較

既述の通り、「不特定多数の一般の人から、特定の事業に対しある程度の規模の資金を集める」場合、匿名組合は、現行法における他の投資スキームに比較し、有効であるといえます。これには、以下の理由があります。

- ・匿名組合員は有限責任が保証されており、出資へのハードルが低い。一方、任意組合は、無限責任であり、不特定多数の人から資金を集めるという点では、利便性に劣る。島根県民ファンドや留学生ファンド等の市民ファンドの事例は、この任意組合に相当する。
- ・匿名組合員には議決権がなく、営業者は自らの裁量で事業を遂行できる。一方、有限責任事業組合（LLP）は、出資者が有限責任を確保するというメリットがあるものの、意思決定が合議制のため、出資者が多人数となれば運営に支障をきたす懸念が生じ、幅広く出資者を募集することが困難となる。
- ・株式会社の場合、会社を立ち上げそれに出資することになるが、事業が終了するたびに清算等を行わなければならない、そのための業務が膨大となる。また、総会において、議決を取らなければならない、事業を円滑に進める上で障害が多い。
- ・なお寄付の場合、資金が提供者に返ってこないため、調達可能な資金額に限度がある。また、そもそもコミュニティ・ビジネス（CB）とはいえない。

図表1は、匿名組合と他の投資スキームを比較したものです。

図表1 各スキームの比較

	根拠法	責任 (組合員・出資者)	議決権 (組合員・出資者)
匿名組合	商法	有限責任	なし
任意組合	民法	無限責任	あり
有限責任事業組合	LLP法	有限責任	あり
株式会社	会社法	有限責任	あり

(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### 1.3 先行事例

匿名組合契約による出資は、これまでも、エンターテインメント事業や著作権（音楽、映画等）に対する出資に多く活用されている手法ですが、公益的なCBにおける資金調達を目的としたものとしては、主として以下の自然エネルギー事業ファンドが挙げられます。

図表2 CB事業を支援する匿名組合の事例

ファンド名	設立	活動地域	活動内容	営業者	出資総額	1口あたり出資金額
北海道・浜頓別市民風力発電所匿名組合	2001	北海道	日本で初めて市民出資によって市民風車(「はまかぜちゃん」)を建設。総事業費の約8割が市民出資等によって賄われている。	株式会社 北海道 市民風力 発電(現市民 風力発電)	1億 4,150万円	50万円
市民風力発電所・「青森1号機」及び「秋田1号機」に関連する匿名組合	2003	青森県	NPO法人グリーンエネルギー(GE)青森が市民風車(「わんず」)を建設。有限会社自然エネルギー市民ファンドとGE青森が設立した事業会社の2社が全国枠、地域枠に分けて募集。	市民自然エネルギー株式会社(県民枠・町民枠) 有限会社自然エネルギー市民ファンド(全国枠)	1億 7,820万円	10万円 (全国枠、 県民枠、 町民枠)
	2003	秋田県	NPO法人北海道グリーンファンドが、「市民風車の会あきた」と共に市民風車(「天風丸」)を建設。有限会社自然エネルギー市民ファンドと秋田の地元有志が参加して設立した事業会社の2社が全国枠、地域枠に分けて出資を募集。	株式会社 ウィネット秋田 (県民枠)  有限会社 自然 エネルギー 市民 ファンド (全国枠)	1億 940万円	全国枠 (10万円) 県民枠A (5万円) 県民枠B (50万円)
市民風車ファンド 市民風力発電所・石狩	2004	北海道	「市民風車 かぜるちゃん」建設のためのファンドを募集。	株式会社 自然 エネルギー 市民 ファンド	2億 3,500万円 (470口)	50万円 (申込口 数制限な し)
市民風車ファンド いしかり市民風力発電所	2004	北海道	「市民風車 かりんふう」建設のためのファンドを募集。	株式会社 自然 エネルギー 市民 ファンド	2億 3,500万円 (470口)	50万円 (申込口 数制限な し)



南信州 おひさま ファンド	2005	長野県 飯田市	NPO 法人南信州おひさま進歩が設立した事業主体による地域環境エネルギー事業(太陽光発電、省エネルギー事業)を実施。	おひさま 進歩 エネルギー 有限会社	2億 150万円	全国枠 A (10万円) 全国枠 B (50万円)
市民風車 ファンド 2006 (大間・秋 田・波崎 ・海上) 匿名組合	2005	青森県 ・ 秋田県 ・ 茨城県 ・ 千葉県	市民風車「まぐるんちゃん」(青森県大間町)、「風こまち」「竿太朗」(いずれも秋田市)、「なみまる」(茨城県波崎町(現神栖市))、「かざみ」(千葉県旭市(旧海上町))の建設のためのファンドを募集。	株式会社 自然 エネルギー 市民 ファンド	8億 6,000万円 (1,720口)	50万円
備前みどりの エネルギー ファンド	2006	岡山県 備前市	「備前みどりのまほろば協議会」が設立した事業主体が、地域環境エネルギー事業(太陽熱・木質バイオマスによる熱供給、省エネ事業)を実施。	備前 グリーン エネルギー 株式会社	1億 8,800万円	全国枠 A (10万円) 全国枠 B (50万円)
市民風車 建設応援 ファンド (門前ウイン ドファーム) 匿名組合	2007	石川県	門前ウインドファームの建設工事完了までに必要なブリッジ資金をまかなう出資。	株式会社 自然 エネルギー 市民 ファンド	9,000万円 (900口)	10万円※ 1口以上 (上限9口 まで)
市民風車 ファンド 2008 石狩 匿名組合	2007	北海道	「市民風車 かなみ」建設のためのファンドを募集。	株式会社 自然 エネルギー 市民 ファンド	2億 3,500万円 (470口)	50万円
温暖化防止 おひさま ファンド	2007	長野県 ・ 岡山県 ・ 北海道	全国各地の自然エネルギー事業、省エネルギー事業のためのファンドを募集。	おひさま エネルギー ファンド 株式会社	4億 3,430万円	A号 (10万円) B号 (50万円)
おひさま ファンド 2009 匿名 組合	2009	長野県	太陽光発電事業、グリーン熱証書発行基盤整備事業のためのファンドを募集。	おひさま エネルギー ファンド3号 株式会社 (営業者) おひさま エネルギー ファンド 株式会社 (取扱者)	7,520万円	A号 (10万円) B号 (50万円)

カンボジア 1、2	2009	カンボ ジア	無担保の事業資金(少 額)の提供による自立支 援、貧困削減(マイクロ ファイナンス)。	CHC-Limited (営業者) ミュージックセ キュリティーズ 株式会社 (取扱者)	約 5,000 万円 (出資募集総 額 <sup>14</sup> )	3万円(上 限 33 口ま で)
西粟倉村 共有の森 ファンド 2009	2009 -2010	岡山	林業再生、地域再生(森 の施業・木材販売)のた めのファンドを募集。	株式会社 トビムシ (営業者) ミュージックセ キュリティーズ 株式会社 (取扱者)	1億 200 万円 (出資募集総 額)	5万円(上 限 10 口ま で)

(注) 上記のほか、ミュージックセキュリティーズ株式会社が、取扱者として、募集・勧誘するファンドがいく  
つか存在するが、CB 事業とは判断しにくいものも多く含まれているため、ここでは全てを掲載していない。

(資料) 各団体ホームページ、有限責任中間法人自然エネルギー市民基金作成「自然エネルギー事業のファイナ  
ンス初心者ガイドー市民から出資を募って自然エネルギーを普及させる方法」を参照し三菱 UFJ リサー  
チ&コンサルティング作成。  
なお、作成にあたっては、株式会社自然エネルギー市民ファンド及びおひさまエネルギーファンド株式  
会社に協力をいただいた。

<sup>14</sup> 出資募集額とは、出資募集する際の目標額を示している。

【匿名組合の設立・運営に関する業務の流れ】

段階	手順	業務内容
立ち上げ (p.94)	ビジョン設定 ↓ 事業計画策定 ↓ 募集スキーム選定	(営業計画策定)
登録 (p.99)	↓ 登録完了	登録準備(概要書取得、社内規定類等整備) 登録手続(概要書の提出、申請書の提出)
募集前準備 (p.103)	↓	各種出資候補者への配布資料作成(法務チェックも) 出資金の分別管理口座の開設 契約締結前交付書面の管財財務局への届出(出資者数500超の場合)
募集活動 (p.106)	募集開始 ↓ 契約完了	マーケティング手法の実施(イベント実施、メルマガ発信、パブリシティ等) 資料請求受付・発送、投資方針確認 契約、出資金振込依頼、問合せ等顧客対応
運営 (p.115)	↓ 出資者との交流	出資者への財務報告書等の送付 出資者への損益・元本等の金銭分配 事業報告書の作成、管轄財務局への提出 出資金の分別管理、帳簿書類の保管

## 2. 設立・運営について

### 2.1 市民ファンドを立ち上げる

#### 2.1.1 ビジョン

CB事業者は、まず、CBによって実現したい社会像（ビジョン）を持たなければなりません。ビジョンがないと、事業計画や資金調達計画の方向性すら定まりません。

本マニュアルの読者は、すでにこうしたビジョンを有しているCB事業者を想定していますが、参考までに、「おひさまエネルギーファンド株式会社」のビジョンを簡単に示しますと、「自然エネルギー、省エネルギーの導入を促進する事業を支援し、地球温暖化防止に貢献すること」、「地域における持続的なエネルギー自立社会の構築及び地域経済の活性化に貢献すること」が掲げられています。

#### 2.1.2 事業計画

事業計画は、自らのビジョン（理想とする社会像等）を実現し得る事業の実施計画を策定するものです。この事業計画は、ビジョンに示された社会性の他に、ビジネスである以上、収益性も担保するものでなければなりません。

収益性を担保するとは、即ち、収支がプラスになるような事業計画を策定するということです。

収支がプラスになるとは、具体的には、出資者に利益分配金を出せる、CBの黒字転換の見通しが立つ、リスクを市民に説明しかつ理解を得られるレベルまでに抑えることなどを意味します。

CBは、慈善事業ではありません。社会貢献重視のため低利であったとしても、出資者に損をさせない程度の収益は確保しなければなりません。

また、収支をプラスにするといっても、絵に描いた餅のような実効性のない計画を策定しても意味がありません。事業計画の実現可能性を高めるために、具体的な営業計画（マーケティングの方法等）についても十分に検討することが必要です。

例えば、「温暖化防止おひさまファンド」における太陽光発電及び省エネルギー事業の実施においては、以下のような営業計画が策定されました。

＜「温暖化防止おひさまファンド」の営業計画の概要＞

- ・太陽光発電パネル設置：一般住宅以外（公共施設、民間事業所）
  - －100ヶ所を目標に営業（発電した電力を提示価格で購入してもらう）
  - －保育園等、子供が多くいるような場所を優先（教育効果等のため）
  - －不足する場合、公募
- ・省エネ事業（ESCO）の促進：エネルギー消費量が多い場所（老ケア、宿泊施設、温泉等）に営業

このように、収支がプラスとなる実効性のある事業計画が策定できて初めて、市民ファンドを立ち上げるための検討に移る（募集スキームを選定する段階に移る）ことができます。

### 2.1.3 募集スキームについて

匿名組合契約による募集スキームとして、以下の四つの類型が挙げられます。いずれも、CB事業者が事業を行うための資金調達手法として活用できるスキームといえます。

#### (1) CB事業者自己調達型：(例)「市民風車 はまかぜちゃん」、「南信州おひさまファンド」等

CB事業者が営業者となり、出資者より資金を募集すると共に、自社事業に投資する基本的なスキームです。

営業者は、各出資者（匿名組合員）と個別に匿名組合契約を締結します。この場合、出資者の数と同数の匿名組合が設立されることとなります。営業者は、これらの出資者から集めた資金を合算し、自社事業に投資することとなります。

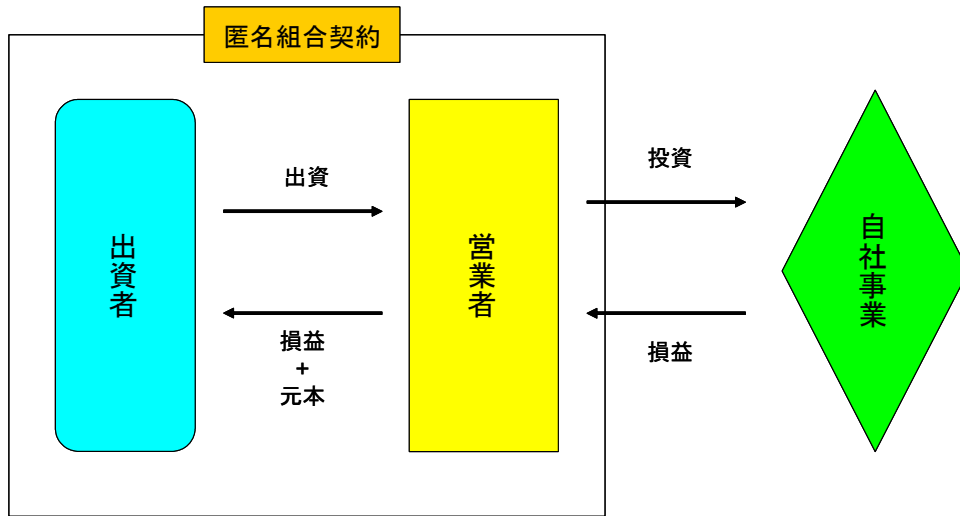
既述の通り、「匿名組合員は有限責任が保証されており、出資へのハードルが低い」、「匿名組合員には議決権がなく、営業者は自らの裁量で事業を遂行できる」という特徴から、匿名組合は、出資者、営業者（CB事業者）共に負担をあまりかけずに、「不特定多数の一般の人から、特定の事業に対しある程度の規模の資金を集める」ことができるスキームといえます。

このスキームにおける注意事項としては、営業者が別の事業を行っていた場合、その事業の業績等の影響が当該事業に及ばないように、適切な措置をとる必要があるという点です。これは、もし、他の事業が破綻し営業者が倒産するような事態になった場合、当該事業も破綻してしまうため、出資者のリスクが必要以上に高くなることにつながるからです。基本的には、営業者は、こうした事態を避け、倒産隔離<sup>15</sup>を行うため、当該事業以外の事業を実施しないことが望まれます。実施する場合でも、負債を要する事業を行わない、あるいは、負債の上限を定める等の措置を講じ、その旨を契約書等に記載する必要があります。

---

<sup>15</sup> 一般的に、匿名組合を組成して事業を行う場合、営業者としてその事業に特化した特別目的会社(SPC=Special Purpose Company)を設立します。(1)の自己調達型匿名組合であれば、そのSPCが事業と分配を行います。(3)の貸金業者出資募集型匿名組合であれば、そのSPCは事業者への融資と分配を行います。SPCは出資者への分配を行うため、株式会社もしくは有限会社である必要があります(NPO法人は不可)。また、SPCの設立にあたっては、倒産隔離を考慮する必要があります。倒産隔離とは、匿名組合がオリジネータ(SPCの議決権をもつ出資者)の倒産の影響を受けないような措置をとること、もしくは、匿名組合自体が営業者の行う匿名組合以外の事業を理由として倒産しないような措置をとることを指します。具体的には、前者への対応措置としては、オリジネータと営業者の間に倒産隔離のための法人(社団法人など)を設立し、オリジネータの議決権をSPCから分離します。後者への対応措置としては、匿名組合を組成する際に、出資者のリスクを低減させるため、本文中にも示してあるような「匿名組合契約外の事業からの倒産隔離」を行う必要があります。

図表3 CB事業者自己調達型のスキーム



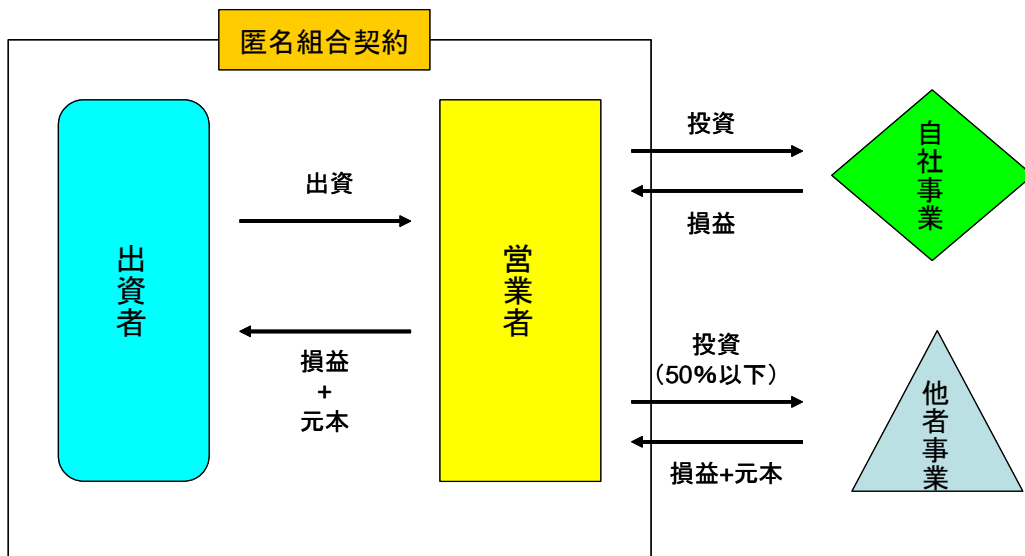
(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(2) CB事業者自己調達変形型：(例)「温暖化防止おひさまファンド」

自社事業のみならず、(出資金の50%以下の範囲で)他者事業にも投資するというスキームです。(出資金の50%以下であれば、他事業者に対して投資可能です<sup>16</sup>)

これは、上記(1)のスキーム(「CB事業者自己調達型」)の応用型ともいえるスキームです。例えば、グループ内企業における類似事業において、自社事業と同時期に資金ニーズが発生した場合、このスキームを活用すると、ファンドの窓口を複数設ける必要がなくなり、募集・勧誘業務の効率化が図れます。

図表4 CB事業者自己調達変形型のスキーム



(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

<sup>16</sup> 出資金の50%超を他事業者に投資する場合は、投資運用業に登録する必要があります。

### (3) 貸金業者出資募集型：(例) 各種市民風車ファンド（市民風車はまかぜちゃんを除く）

営業者が他者事業に融資する事業に、匿名組合員が出資するというスキームです。この場合、匿名組合契約は、融資事業別に締結しますが、営業者は1社で構いません。

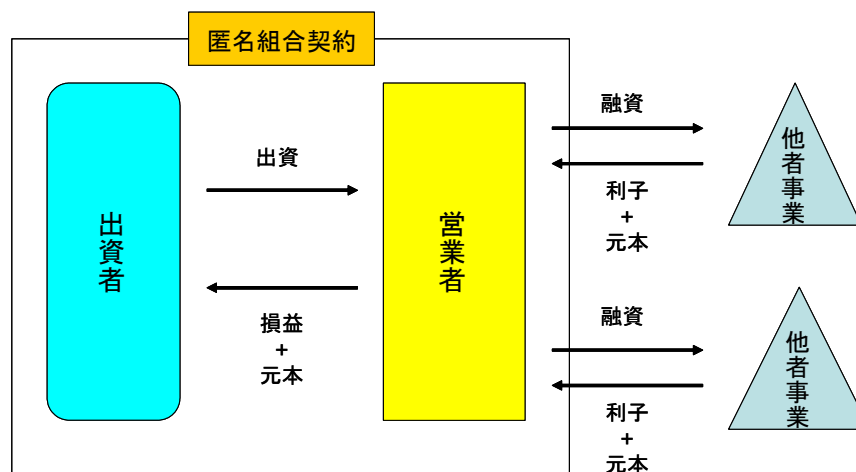
即ち、(1)の「CB事業者自己調達型スキーム」においては、倒産隔離をするため、原則として、事業の数だけ、営業者を設立する必要があります。しかし、貸金業者出資募集型スキームの場合、集められた資金（ファンド）は、他者事業への融資であるため、融資先が倒産等をしたとしても、そのための欠損は出資者に及ぶだけであり、営業者には及びません。そのため、各事業の区分管理さえしっかりと行えば、営業者が1社でも、複数の事業に関与することが可能になるのです。これが、当該スキームの最大のメリットといえます。実際、日本初の市民風車である「はまかぜちゃん」に続く市民風車のファンド募集は、このスキームにより行われ（営業者1社で複数のファンド募集が行われ）、出資の募集・勧誘の効率化が図られてきました。

但し、営業者は、貸金業（融資を行う業者）と第二種金融商品取引業（匿名組合等によるファンドの募集・勧誘を行う業者）の双方の登録が必要です。

貸金業登録をする場合、貸金業法では「登録時における団体の純資産（総資産から負債を引いた額）が2,000万円以上であること」が求められます。さらに、この2,000万円も、貸金業法が完全施行される2010年6月より、5,000万円に引き上げられることが決まっています。これだけの純資産を確保するのはそれほど容易ではないため、同スキーム（貸金業者出資募集型）を活用するのは、困難になっていくことが予想されます。

なお、このほか、営業者の株主の破綻が、営業者に及ばないようにするための倒産隔離は、他のスキームと同様、必要となってきます<sup>17</sup>。

図表5 貸金業者出資募集型のスキーム



(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

<sup>17</sup> 脚注15参照。倒産隔離とは、匿名組合がオリジネータ（SPCの議決権をもつ出資者）の倒産の影響を受けないような措置をとること、もしくは、匿名組合自体が倒産しないような措置をとることを指します。具体的には、前者への対応措置としては、オリジネータと営業者の間に倒産隔離のための法人（社団法人など）を設立し、オリジネータの議決権をSPCから分離します。

(4) 出資募集取扱型：(例)「カンボジア 1、2」、「西粟倉村共有の森ファンド 2009」等

営業者が、金融商品取引業者（募集・勧誘業務を取扱う業者）に出資の募集・勧誘を委託するというスキームです。

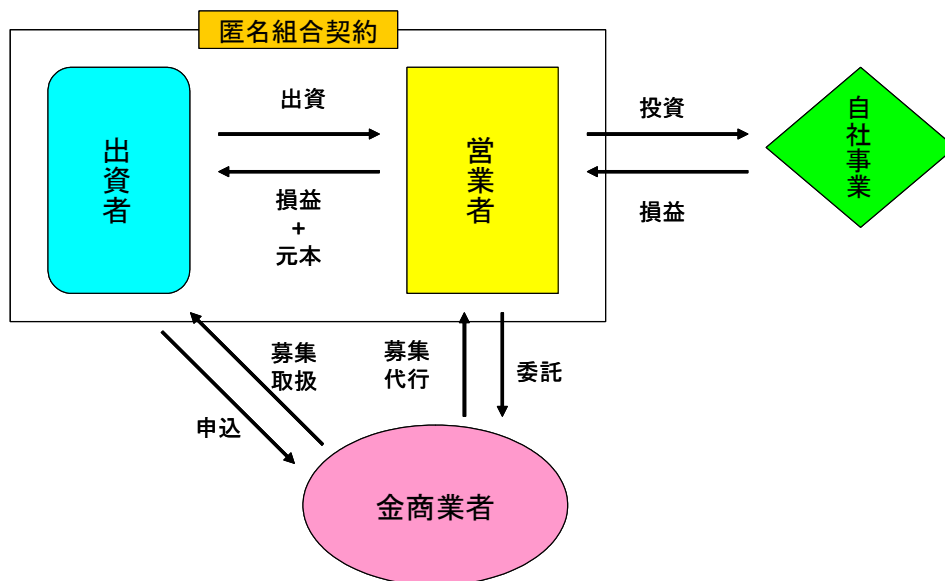
この場合、営業者は、募集・勧誘業務を行わないので、第二種金融商品取引業者の登録は必要ありません。出資者の募集・勧誘業務は、金商業者である取扱者が行います。

このスキームは、おひさまエネルギーファンド株式会社による「おひさまファンド 2009」の他、ミュージックセキュリティーズ株式会社が、「カンボジア 1、2」や「西粟倉村共有の森ファンド 2009」等において、実施しています。

このスキームのメリットとしては、営業者が金商業者登録をする必要がないことが挙げられます。即ち、CB 事業者は、資金調達に関する業務を他事業者任せにすることができ、事業そのものにより集中できるようになります。但し、他事業者（取扱業者）には一定の手数料を支払う必要があります。

また、委託元の事業は、営業者が自社事業に投資をするというスキームだけでなく、営業者が他社事業に融資するというスキームも考えられます。この場合、一回限りの融資であれば、一般的には「業」としては位置づけられないので、貸金業登録もしなくていいことになります。

図表 6 出資募集取扱型のスキーム



(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成



## 2.1.4 立ち上げの際に必要な法的手続きについて

### (1) 金融商品取引法（2007年9月30日施行）とは

#### 1) 金融商品取引法の規制対象が匿名組合に拡大するに至った法的趣旨

金融商品取引法制定以前においては、これに相当する法律として、証券取引法が存在していました。しかし、既述の通り、組合契約に基づく権利等（集団投資スキーム持分）を活用した投資形態が増加してきましたが、証券取引法は、こうした形態の取引を規制の対象としていませんでした。その結果、詐欺的な勧誘等により投資家が被害を受ける事例も多く発生するようになりました。

そこで、こうした集団投資スキーム持分（匿名組合を含む）を有価証券とみなし、法の規制対象とすることにより、これまで十分でなかった投資家保護を実現する目的で、金融商品取引法が制定されたのです。

#### 2) 規制対象となる「業」の範囲について

金融商品取引法においては、証券取引法に比較し、規制対象となる業務が大きく増加しています。

具体的には、金融商品取引法では、以下の四つの金融商品取引業を規制対象としています。

##### ・第一種金融商品取引業：

流通性の高い有価証券（株、投資信託、債権等）についての販売・勧誘、顧客資産の管理等を行う。

##### ・第二種金融商品取引業：

流通性の低い有価証券（匿名組合等の集団投資スキーム持分）についての販売・勧誘等を行う。

##### ・投資助言・代理業：投資助言等を行う。

##### ・投資運用業：投資運用を行う。

### (2) 第二種金融商品取引業者登録について

匿名組合を設立する（匿名組合契約に基づく権利を販売・勧誘する）際には、上記のうち、第二種金融商品取引業（者）に登録しなければなりません。

登録に必要な要件、準備、手続きは、以下の通りです。

#### 1) 登録要件

- ・資本金に関する規制（資本金 1,000 万円）

第二種金融商品取引業者が法人の場合、最低資本金規制があり、額は1,000万円です。

純財産額規制は、第二種金融取引業者にはありません<sup>18</sup>。従って、資本金は事業運営費（人件費、賃料等）に活用することができます。

なお、第二種金融商品取引業者が個人の場合、最低資本金規制や純財産額規制はありませんが、営業保証金規制（1,000万円）が課せられています。

#### ・組織に関する規制

「金商業等府令<sup>19</sup>」（第13条）では、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成」を有することが求められています。

この人的構成の中には、関連法規に十分な知識及び経験を有するコンプライアンス担当者（常勤）も含まれており、登録の際には、「重要な使用人」としてこの担当者の経歴等を提出することになっています。

## 2) 登録準備

登録申請を行う前に、管轄財務局へ提出する書類の一つとして「概要書<sup>20</sup>」がありますが、その中で、下記業務等の担当部署等を記載しなければならないことになっています。

### <概要書における業務分掌等に関する記載事項>

- ・ 売買等営業
- ・ 法令等遵守指導（コンプライアンス）
- ・ 帳簿・報告書の作成、管理
- ・ ディスクロージャー
- ・ 顧客管理
- ・ 役職員の研修等
- ・ 苦情等への対応方法
- ・ 内部監査
- ・ 外部監査の有無

従って、登録申請を行う前に、上記業務に関する社内体制・社内規定類を整備しなければならないこととなります。

## 3) 登録手続き

登録手続きには、管轄財務局へ以下の書類の提出が必要です。

<sup>18</sup> 第一種金融商品取引業者及び投資運用業者には、純財産額規制があります（両業者とも5,000万円）。

<sup>19</sup> 正式名称は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」です。

<sup>20</sup> 正式には、「新規・変更登録申請者（第二種金融商品取引業）の概要について」といいます。

#### ア) 概要書の提出

第二種業者に登録したい旨を本社が所在する都道府県の管轄財務局へ問い合わせると、概要書が送られてきます。

下記事項を記載後<sup>21</sup>、管轄財務局に提出し、承認を受けなければなりません。

#### <概要書における記載事項（例）>

- ・会社概要
- ・業務運営について
  - －金融商品取引業への参入目的について
  - －経営計画、収支計画等
- ・業務の内容・方法等
- ・人的構成・業務執行体制
  - －組織（人員配置、役員又は使用人の状況）
  - －業務分掌等
- ・他に行っている事業の種類
- ・個人の場合、営業保証金の供託
- ・不動産信託受益権等売買業務を行う場合
- ・ファンドの自己募集、私募の場合
  - －ファンドの組成状況
  - －募集予定のファンドの概要
- ・特記事項

#### イ) 申請書の提出

上記概要書が承認された後、申請書を提出することになります。申請書は、通常管轄財務局のホームページよりダウンロードできます。

また、申請書には、以下の書類等を添付することになります。なお、以下の添付書類のいくつかは、概要書を記載する段階で、管轄財務局から提出を要求され、チェックを受ける場合があります。

#### <主な添付書類>

- ・定款
- ・直近の決算書（資本金に関する登録要件を確認するためのもの）
- ・「役員又は使用人の状況」（組織に関する登録要件を確認するためのもので、役員とコンプライアンス担当者に関して記載。全員の履歴書も添付）
- ・業務方法書（業務手順や業務内容を記載したもの。財務局に雛形あり）
- ・社内規定（職位権限規定、コンプライアンス規定等）

<sup>21</sup> 各項目に該当しない場合は、「該当なし」とすればいいです。

#### 4) 届出に際しての留意点

登録手続きを行う過程において、様々な不明点、疑問点が出てくると考えられます。その際には、担当部署に問い合わせれば、色々と指導してもらうことができるでしょう。

##### <問合せ先>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・登録手続きに関して : 各都道府県管轄財務局</li><li>・法令解釈に関して : 金融庁 金融商品取引法担当 (代表連絡先 : 03-3506-6000)</li></ul> |
|--|

## 2.2 市民出資を募集する

### 2.2.1 募集前準備について

市民出資を募集するにあたっては、以下の準備を行う必要があります。

#### (1) 各種出資候補者への配布資料の作成

各種出資候補者へ配布すべき主な書類として、以下の資料が挙げられます。

##### 1) 契約書

契約書の記載条項例としては、以下があります。

＜契約書の記載条項例＞

・各種定義、投資対象となる事業、損益分配及び現金分配のルール、契約期間及び終了・解除<sup>22</sup>、出資者の権利義務<sup>23</sup>、投資（または貸付<sup>24</sup>）方針・方法等

##### 2) 契約締結前交付書面（重要事項説明書）【法定】（法<sup>25</sup>第 37 条の 3）

法定記載事項（下記参照）に則って、リスク情報等も含む厳密な内容を記した書類を作成することが必要です。

契約締結前交付書面に記載すべき事項の例として、出資のリスク、取締役、役員の経歴、事業内容、最近の財務諸表等があります。

＜金融商品取引法＞

金融商品取引法（法第 37 条の 3）は、「金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対して、（一定の）事項を記載した書面を交付しなければならない」としています。

＜金商業等府令<sup>26</sup>＞

金商業等府令（主に、第 79 条、82 条、83 条、87 条、99 条）では、契約締結前交付書面の記載内容と方法に関して、細かく規定しています。

特に、第 87 条（「出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載

---

<sup>22</sup> 通常、出資持分には流動性がなく、中途契約や一部払戻しができませんが、これらの取扱いについても明記する必要があります。

<sup>23</sup> 出資持分が分割できないため、相続する際には、誰か一人が相続する必要があることに関しても、明記することが望ましいです。

<sup>24</sup> 貸金業者出資募集型の場合

<sup>25</sup> 「金融商品取引法」を指します。以下、「法」とは、「金融商品取引法」を意味します。

事項の特則)が重要です。

### 3) パンフレット等募集のための各種説明資料

出資の募集にあたっては、パンフレット等各種説明資料を作成することになると思いますが、広告・販促製作物にも法規制があることに留意する必要があります。

具体的には、「業者の商号、名称または氏名」、「業者が金融商品取引業者であること、及びその登録番号」、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(出資リスク、手数料等)」等を表示しなければなりません。詳しくは、金商業等府令(主に、第72条、73条、74条、76条、77条)及び金融商品取引法施行令(第16条)を参照して下さい。

#### <金融商品取引法>

金融商品取引法(法第37条の1)は、「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、次に掲げる事項を表示しなければならない」としています。

- ・業者の商号、名称または氏名
- ・業者が金融商品取引業者であること、及びその登録番号
- ・金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

[顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの例]

ー出資リスク(元本割れリスク、事業者・営業者の信用リスク、出資持分の流動性リスク等)

ー手数料等の費用(申込手数料、払戻し手数料、管理報酬、譲渡手数料、振込手数料等)

#### <金商業等府令>

金商業等府令(主に、第72条、73条、78条)では、広告等の表示方法等に関して、細かく規定しています。

第72条によると、「広告類似行為」の例として、郵便、信書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット配布等が挙げられています。なお、インターネット(Webサイト)は、広告そのものという扱いです。

#### 【セミナー広報文の場合(例)】

##### ●注意事項

※本セミナー中で金融商品の具体的な説明をする場合がございます。ご説明する金融商品は損失が生じるリスクがございます。

※ご投資にあたっては、当該商品の契約締結前に契約書及び契約説明書をよくお読み頂き、ご自身でご判断下さい。

※ご投資の際には、商品毎に所定の手数料等をご負担いただきます。商品ごとに手数料及びリス

26 正式名称は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」です。

ク等は異なりますので、当該商品の契約締結前に契約書及び重要事項説明書をご確認下さい。

## 【株式会社自然エネルギー市民ファンド（市民風車ファンド 2008 石狩匿名組合）の例】

### ①Web サイト（「市民風車ファンド 2008 石狩匿名組合」の紹介ページ）

本資料は、商法 535 条に規定する匿名組合契約の締結を目的として株式会社自然エネルギー市民ファンドが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みの際には、重要事項説明書（契約締結前交付書面）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断下さい。本匿名組合の運用による損益は全て出資者に帰属します。また、本匿名組合は元本及び利回りが保証されているものではありません。

### ②Web サイトやパンフレット等における記載項目<sup>27</sup>

#### <出資のリスクについて>

#### ○ 風力発電事業者の信用リスク(貸付のリスク)

本匿名組合は、風力発電設備を用いて発電した電力の全量の石狩市への売電(石狩市は、その電力の全量を北海道電力株式会社に売電する予定です。)及び RPS 量の他の電気事業者への販売事業を行うための一切の業務を行う風力発電事業者である特定非営利活動法人北海道グリーンファンドに対する貸付を行います。従いまして、風力発電事業者である特定非営利活動法人北海道グリーンファンドの業務又は財産の状況の変化を直接の原因として貸付元利金の回収ができなくなり、出資の一部又は全部が回収できないおそれがあります。

#### ○ 営業者の信用リスク

本匿名組合にかかる財産の所有権はすべて発行者である株式会社自然エネルギー市民ファンドに帰属し、匿名組合員たる投資者はこれに関して持分又は所有権その他のいかなる権利も有しておらず、発行者に対して債権を有しているにすぎません。よって、発行者である株式会社自然エネルギー市民ファンドにつき、これらの法的倒産手続きが開始した場合には、投資者は他の一般債権者と同様の地位に立ち、その出資の一部又は全部が回収できないおそれがあります。

#### ○ 出資持分の流動性リスク

本匿名組合への出資金は、払い込みを行った日から最終償還日まで中途での解約及び一部の払戻しはできません。

#### <手数料などの費用について>

#### a. 申込手数料

本匿名組合出資金の 1.5%相当額

#### b. 払戻し手数料

該当事項はありません。なお、本匿名組合契約は、原則として中途解約はできません。

#### c. 管理報酬

発行者は、本匿名組合事業遂行の役務に対する報酬として、各事業年度について、本決算日から 3ヶ月以内に、当該事業年度の収益の 15%を本匿名組合の運用財産より受け取るものとし、投資者は、かかる営業者報酬を、各事業年度に、その出資比率に応じて、負担するものとします(1円未満切捨)。なお、営業者報酬の受取方法については、ファンド管理口座から発行者固有の銀行口座に振り替える方法により受け取るものとします。

#### d. 本匿名組合事業の損益計算に関する費用

金銭消費貸借契約締結にかかる費用(印紙税、法務手数料、調査費用等)、貸付債権の管理及び調査にかかる費用、営業者に対する報酬、ファンド組成にかかる費用(弁護士費用等)、出資者への報告に要する費用(郵送費用、印刷費用等)、公租公課、その他本事業の遂行のために必要な一切の費用。

#### e. 譲渡手数料

やむを得ない事由により本匿名組合出資を一括して譲渡する場合(かかる譲渡には発行者の承諾が必要となります。投資者は、5,250 円を発行者に支払うものとします。

#### f. 振込手数料

<sup>27</sup> 運用先事業によっては事業リスクが異なります。また、貸付型ではない場合もありますので、ここで記載しているリスクは、あくまでも風力発電事業の一例であることに留意してください。

出資金の支払及び分配金の支払時における振込手数料を投資者にご負担いただきます。

## (2) 出資金の分別管理口座の開設【法定】（法第 40 条の 3）

出資金は、「当該金銭を充てて行われる事業を行う者」（営業者）の「固有財産、及び、他の事業に係る財産と分別して管理すること」が求められており（法第 40 条の 3）、営業者は、出資金の口座を、他の財産と分別して、開設・管理する必要があります。

## (3) 契約締結前交付書面（重要事項説明書）の管轄財務局への届出【法定】（法第 37 条の 3）

出資者数が 500 名を超える可能性のある場合は、募集開始前日までに契約締結前交付書面の管轄財務局への届出が必要となってきます。

### 2.2.2 募集活動について

#### (1) 募集・勧誘活動の際の法的留意点（「行為規制」）【法定】（法第 37 条～40 条）

金融商品取引法は、利用者保護のため、金融商品取引業者に対し行為規制を課しています。募集・勧誘活動に関する行為規制としては、以下の規則が重要です。

<主な行為規則>

a) 広告等の規制（法第 37 条）：前掲

b) 契約締結前の書面の交付（法第 37 条の 3）：前掲

c) 禁止行為（法第 38 条）

金融商品取引法（法第 38 条）では、以下の行為が禁止されています。

- －虚偽告知
- －断定的判断の提供等
- －不招請勧誘、無確認勧誘、再勧誘
- －その他内閣府令で定める行為

d) 損失補てん等の禁止（法第 39 条）

金融商品取引法（法第 39 条）では、金融商品取引業者が、顧客に対し、損失を補てんすることや利益を保証することを禁止しています。

この規則は、公正な価格形成を阻害することや投資家の判断を歪めること等を防止するため、制定されたものです。

<金融商品取引法>

金融商品取引法は、「有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損



失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為」（法第 39 条の 3）を禁止しています。

#### e) 適合性の原則（法第 40 条）

金融商品取引法は、「金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資家の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること」（法第 40 条）を禁止しています。

これは、適合性の原則と呼ばれるルールであります。このルールに従えば、金融商品取引業者は、顧客の属性（顧客の知識、経験、財産の状況）及び投資目的に応じた適切な商品を顧客に勧誘する必要があります。そのためには、金融商品取引業者は、こうした顧客状況に関する情報を正確に把握するよう努力しなければなりません。

匿名組合の営業者は、必ず、契約締結前に、出資予定者の投資方針を確認するようにしています。具体的には、契約書と一緒に投資方針確認書<sup>28</sup>を出資予定者に送った後、投資目的や顧客の属性（顧客の知識、経験、財産）を書面に記入・返信してもらい、あるいは電話にて話してもらい等により、確認しています。

## (2) 業務フロー

募集・勧誘活動から成約までに至る標準的な業務の流れは、以下の通りとなります。

この中で、投資方針確認は、適合性の原則が適用され、非常に重要なプロセスであることを指摘したいと思います。

### 1) 資料請求受付・発送

資料請求受付等の手段（自社 Web サイト、電話等）は、各社によって異なります。

### 2) 投資方針確認

出資（投資）の意思が明確化されたとしても、契約に至る前に、出資予定者の投資方針を確認する必要があります。即ち、出資予定者（申込者）の知識、経験、財産、投資目的等を、「投資方針確認書」<sup>29</sup>等で確認した上で、当該金融商品が、申込者に適切なものであるかを判断しなければなりません。

### 3) 契約、出資金振込依頼

---

<sup>28</sup> 巻末資料参照（p.122）。

<sup>29</sup> 巻末資料参照（p.122）。

契約書を申込者に送付する際に、出資金振込依頼書を同封すると便利です。

#### 4) 問合せ等顧客対応業務

一連の業務において、顧客（申込者）から様々な問合せ等があると想定されますので、顧客対応業務を行う体制も考えておく必要があります。

### (3) 募集・勧誘活動の方法

#### 1) 一般的なマーケティング手法

出資者の募集・勧誘活動に活用し得る、一般的なマーケティング（プロモーション）手法を整理すると、下表の通りとなります。

このうち、広告は比較的多額の費用がかかるため、資金力の小さいCB事業者には不向きといえます。（但し、Web広告であれば比較的少額ですみます。）そのため、CB事業者は、広告以外の手段を活用し、地道にマーケティング活動を行っています。

図表7 一般的なマーケティング資料の例

手法	内容	備考
広告	新聞、雑誌、テレビ等	
	特定ターゲット層メディア	特定地域限定新聞折り込みチラシ等
	Webサイト上の広告 (右記3種類が存在)	アフィリエイト、 検索連動型広告、バナー広告
パブリシティ	新聞、雑誌、テレビ等のマスメディア	一般プレスリリース ・過去に取材実績のある記者リスト活用 ・関連記者クラブ プレスリリース代行サービス
	特定ターゲット層メディア	
	広報パートナー所有メディア	著名人・賛同企業のWebサイト、 ブログ、メールマガジン、等
	Webメディア	
ダイレクトメール (DM)	郵便（チラシ、イベント告知等）、FAX	
	メールマガジン	自社Webサイト上に登録フォームを設置
口コミ	口コミ促進用ツール	ノベルティ <sup>30</sup> 、出資証明書、等の作成
インターネット	他団体・ブログからのサイトリンク	
	自社ブログ、ツイッター、掲示板等の開設	
	自社Webサイトの充実	
イベント	ファンドの募集説明会の開催	
	他団体開催のイベントへの参加	ブース出展、等
	非出資者向け事業内覧会	

30 企業・団体が宣伝目的で無料配布するもの（通常、企業・団体の名称等が記されている）。

## 2) 先行事例

## ① 株式会社自然エネルギー市民ファンド

- 会社概要：株式会社自然エネルギー市民ファンドは、市民が参加する自然エネルギーの普及を全国的に推し進めるため、2003年2月に設立された。当社と共に市民風車の普及をすすめる両輪として、事業の開発、コンサルティングを担う「株式会社市民風力発電」は、事業開発、メーカー、電力会社などとの折衝、風況データの解析など、風力事業分野での経験と実績の豊富なエキスパートが業務にあたっており、当社が融資する各プロジェクトに対する事業精査を行い、皆様の出資リスクの低減を図っている。
- 法人名：株式会社自然エネルギー市民ファンド
- 本社所在地：東京都中野区中野4-7-3
- 設立日：2003年2月27日
- 資本金：1,000万円
- 沿革：2003年2月 有限会社自然エネルギー市民ファンド 設立  
2004年1月 株式会社に変更
- 登録：第二種金融取引業者 関東財務局長（金商）第1811号
- 事業内容：  
-各地の市民風車プロジェクトに係る匿名組合出資の募集・運営及び管理  
-日本各地の市民風車プロジェクトに対する事業計画・資金計画のサポート  
-自然エネルギー普及に資するファイナンスに係る新たなビジネスモデルの開発
- URL：<http://www.greenfund.jp>

<マーケティングの方法：充実した顧客リストを最大限に活用>

初期の購入者は、「地元の事業だから」「風車が好き」「エコに関心がある」等、自身の興味範囲から出資する方が圧倒的に多かった。しかしながら、事業へ広がりをもたせる上では、この方々のみに毎回頼るには限界を感じていた。そこに、たまたま、定期購読者100万人以上の有料通販雑誌を発行している通販会社と知り合う機会が訪れた。同通販会社は、自然エネルギーの導入の重要性を強く意識しており、企業活動の中で何か実行したいという強い問題意識を持っていたため、同ファンドが推進する風車事業に協力したいとの申し出を行ってきた。こうして、話が進み、同通販会社は、同ファンドによる風車事業を社として支援すると共に、同雑誌を通じ、主旨に賛同する読者に出資を呼びかけることとなった<sup>31</sup>。これまでに3回（いずれも毎年1月1日発行紙面）、出資募集の案内を掲載したが、どの時も大反響であった。

<sup>31</sup> 2007年9月30日の金融商品取引法施行以降、この例で示されているような通販会社が行った出資募集の呼びかけ（勧誘）を行う場合には、通販会社も金融商品取引業者の登録が必要である。しかし、その当時はまだ規制対象外であったため、登録無しで通販会社も協力することができた。

株式会社自然エネルギー市民ファンドは、過去の出資者・申込者の名簿を大切に、新たな募集を行う時は、リストにある人たちにチラシを送付することになっている。

そのほか、環境省や経済産業省の記者クラブに、市民風車ファンドの募集開始情報をリリースしている。また、業界紙や専門誌にも、取り上げてもらうことがある。

募集説明会は、東京と事業が実施される地元の両方で1～2回程度ずつ行っている。説明会においては、地球温暖化対策や市民からの投資の必要性についてまず説明し、出資の案内は、その後に行っている。こうすることで、説明会は、単なる出資募集のための会合ではなく、啓蒙の場として、位置づけられることになる。

風車が完成し、運転が開始された頃、運転開始を記念したイベントを行うことも多い。このイベントには全国から出資者が集い、自分たちが出資した事業が実現していることを確かめる機会として毎回盛況である。そのほか、風車に自分の名前を載せるサービスも継続して行い、出資者の満足感、モチベーションを高めると共に、新たな事業に出資していただくことも期待している。（株式会社自然エネルギー市民ファンド 談）

## ② おひさまエネルギーファンド株式会社

○会社概要：環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業（平成のまほろばまちづくり事業）」として選定された飯田市の事業を担う民間企業となることがきっかけとなり、民間と行政によるパートナーシップ型公共事業を担う事業会社として、飯田市内の市民団体（NPO 法人南信州おひさま進歩）を母体に、2004年12月におひさま進歩エネルギー有限会社が設立された。その後、このおひさま進歩エネルギーを母体に、全国的な市民出資を行うファンド会社として、おひさまエネルギーファンド株式会社が2007年10月に設立された。

○法人名： おひさまエネルギーファンド株式会社

○本社所在地：長野県飯田市本町2-15 いとうや3F

○設立日：2004年12月24日（2007年10月1日現社名に変更）

○資本金：1,000万円

○登録：第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1927号

○事業内容：

- －日本各地の自然エネルギー及び省エネルギー事業に係る匿名組合出資の募集・運営及び管理
- －太陽光、バイオマス等の自然エネルギーを利用した発電・発熱業務及び電力・熱・燃料の販売
- －高効率の照明や空調の省エネルギーに関する機器の導入販売及びリース
- －グリーン電力証書等に関する販売及びコンサルティング

○URL：<http://www.ohisama-fund.jp>

<マーケティングの方法：多彩なマーケティング活動を展開>

おひさまエネルギーファンド株式会社は、地道なマーケティング活動を展開することにより、新規顧客を開拓するという方法を採用している。活動内容は、下記の通り、多岐にわたっ

ている。

➤ **パブリシティ**

これまで取材を受けた記者、及び記者クラブに、同ファンドの活動等に関する情報をリリースしている。また、1,000人位の記者を登録しているプレスリリース代行サービス会社の有料サービス（年22万円で12回リリース可能）も利用し、上記以外のメディア・記者の新規開拓にも積極的に取り組んでおり、月に1回程度定期的にプレスリリースを依頼している。

なお、NHKの「クローズアップ現代」（2008年1月17日放送）に、「南信州おひさまファンド」の立ち上げ時の話が取り上げられた。これに対する反響は大きく、当時募集していた「温暖化防止ファンド」の出資金集めに貢献した。

また、同ファンドに賛同する著名人や企業のWebサイト、メルマガ、ブログ等もリスト化し、随時情報を発信することにより、無償で広報の協力を得ている。

➤ **DM**

出資者、資料請求者、メールマガジン（メルマガ）登録者には、週に1回メルマガを送付している。なお、Webサイトにアクセスして来た人は、匿名でメルマガ登録が可能となっており、ユーザーとの情報伝達の架け橋になるよう工夫している。

➤ **ロコミ**

出資者を通じたロコミが少しでも広がるように、独自の携帯用ストラップを作ったり、出資者向け出資証明書を送ったりする等、ロコミのきっかけ作りや顧客満足向上に向けての取り組みを行っている。

（マスコットキャラクター・さんぼちゃんの携帯電話ストラップ）



➤ インターネット

出資をしてもらうには、まず、ファンドの善し悪しよりも会社としての信頼を獲得することが最も重要であると考え、自社のウェブサイトの制作においては、会社概要や実績等のコンテンツを充実させている。また、顔写真、役員のプロフィール、出資者の声、出資金の集まり状況等、実態のあるものを多く掲載するようにしている。

自社ブログも開設し、若手スタッフが顔写真やプロフィールを公開する形で、事業の進行状況などもフレンドリーに発信している。

さらに、他社のブログにて同ファンドの情報を掲載してくれた人には、お礼のコメントを送ると共に、ファンドのウェブサイトへのリンクを貼るようなこまめな努力も行っている。

➤ イベント

規模にかかわらずイベントや説明会を、途切れなく定期的に開催し、それを、マスコミへのプレスリリース、DM・メールマガジン等のコンテンツに利用するという工夫もしている。また、話題づくりや顧客満足向上の両面の意図から、ファンド資金による施設が完成した後は、出資検討者向けに事業内覧会、出資者向けに事業見学会兼完成記念祝賀会等を、1泊2日～2泊3日で開催している。

### ③ ミュージックセキュリティーズ株式会社

○会社概要：「音楽に関する事業（音楽制作・販売・著作権管理業務）」及び「事業の証券化業務（ファンドの組成・出資募集取扱等）」の二つが主要事業である。当初は音楽事業から開始したが、2001年に音楽ファンドを立ち上げ、匿名組合方式により出資の募集業務（証券化業務）を行ったことを契機に、証券化業務を横展開するようになり、同業務が音楽事業とは別の一つの事業分野として位置づけられるようになった。証券化業務の利用事業者数は25事業者（10業種）、ファンド取扱数は73本である（2010年3月現在）。

○法人名： ミュージックセキュリティーズ株式会社（以下、MS社）

○本社所在地： 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

○設立日： 2000年12月28日（2002年5月、株式会社化）

○資本金： 1億7,246万5,300円

○沿革： 2001年 音楽ファンド、2005年 飲食店ファンド、2006年 純米酒ファンド  
2008年 第二種金融商品取引業者取得

○登録： 第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1791号

○事業内容：

・証券化業務（音楽に関わる権利を中心とした知的財産の証券化業務、証券化を通じて形成された投資家・顧客コミュニティと連携したマーケティングプロモーション業務）

・レコードレーベル業務、コンテンツサービス業務

○URL : <http://www.musicsecurities.com/>

＜マーケティングの方法：出資者とのコミュニケーションを重視＞

MS 社は、出資者とのコミュニケーションを充実させるサービスを顧客（事業者）に提供することを重視している。出資者は、事業者の顧客にもなりえる。また、特定のファンドの出資者が別のファンドの出資者になることもよくある。このように、MS 社の提供するサービスは、様々な面で相乗効果があるといえる。

具体的には、パブリシティや会員サービス等中心に、多岐にわたるマーケティング手法を活用している。

➤ パブリシティ

ファンドに関する事業についての情報を、テレビや新聞にリリースしている。その際、各事業のストーリー性をうまく伝えるようにしている。

例えば、出資募集の取扱いをしている営業者である林業事業者株式会社トビムシの岡山県西粟倉村の事業が、朝日新聞「社説」（2009年4月19日）に取り上げてもらっている。また、同マイクロファイナンス事業者「サミック」に関する話題が、テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」（2009年12月15日）にて放送された。

➤ 会員登録等

潜在的な出資者に、まずは、MS 社の Web サイトで会員として登録（無料）してもらうことを想定している。次に、MS 社の Web サイト等で好きなテーマを発見してもらい、各事業者所有のコミュニティ Web サイトへ登録（無料）してもらうことを目指している。同コミュニティ Web サイトでは、当該事業に関するファンド情報が入手でき、それを契機に小額出資へと結びついていくことが期待されている。

会員登録者には、メルマガや、イベント・ツアー、セミナー、ブログ等の案内が、送られるようになっている。

メルマガは、月数回、MS 社から、全会員共通のものを送っている。その他、各事業者が各コミュニティメンバー（各事業者のコミュニティ Web サイト登録者）等に向けて、メルマガ等で情報を発信している。

イベントとしては、各ファンドの説明会、各事業に関連するツアー等を実施している。例えば、2009年5月には、農業事業への関心を深めてもらうため、田植えイベントを実施した。

➤ Web サイト構築

MS 社は、Web デザイナーやエンジニアをスタッフとして採用しており、また、外部の業者とも連携している。事業者の要望に応じ、これらのリソースを活用し、当該ファンド募集のための Web サイト構築を支援している。事業者に予算があれば、コンテンツやデザインの充実度は当然向上するが、事業者に予算がない場合でも、MS 社の予算の

中で可能な限りのサービスを提供するようにしている。

事業者の Web サイトを含め、全体の Web システムは、MS 社で作成・運営している。

また、デザインは、事業者の個性が薄れないようにしている。MS 社は、エンジンだけを提供するという方針である。

なお、事業者のブログも、システムは、事業者の要請に基づき、基本的に MS 社で作成している。



## 2.3 市民ファンドを運営する

匿名組合を運営する際には、以下のことを実施する必要があります。なお、第二種金融商品取引業者は、当局（金融庁）の検査対象となり、登録後いつ検査が行われてもよいように、体制を常に整備しておかなくてはならないことも忘れてはなりません。

### (1) 毎決算後の出資者への財務報告書等の送付

営業者は、毎決算後、財務報告書を出資者に送付することになりますが、財務報告書には、匿名組合契約の対象となる事業に関してのみ記載すればいいことになっています。

ただ、財務報告書の他に、事業の進行状況などを身近に知ることができるニュースレターのようなものを同封すると、顧客（出資者）の満足向上につながるでしょう。

### 【株式会社自然エネルギー市民ファンドの「運用報告書」及び「ニュースレター」の例<sup>32)</sup>】

＜市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合＞

#### ①「第4期運用報告書」（2009年6月）

○概況報告

1. 出資者の皆様へ
2. 主要な経営指標
3. 運用状況

○決算報告

1. 財務諸表の作成方法について
2. 監査証明について
3. 財務諸表
4. 監査報告書

#### ②「News Letter vol.4」（2009年6月）

→風車ごとに、「近況」、「風車の稼働状況と売電実績」、「今後の抱負」について記載している。

1. 大間市風力発電所（愛称：「まぐるん」ちゃん）
2. 市民風力発電所2号機（愛称：竿太郎）
3. 秋田未来エネルギー市民風力発電所（愛称：風こまち）
4. うなかみ市民風力発電所（愛称：かざみ）
5. 波崎未来エネルギー風力発電所（愛称：なみまる）

### (2) 契約内容に応じた出資者への損益・元本等の金銭分配

契約内容に従い、本事業の利益または損失及び元本を出資者へ分配します。通常、決算期毎に分配を行うケースが多いですが、金銭分配のタイミングは契約内容で営業者が定めることが

<sup>32)</sup> 本文は、巻末資料参照（p.129）。

できます。

図表8 ファンド別の金銭分配方法（例）

ファンド名	分配方法等
市民風力発電所・ 「青森1号機」及び「秋 田1号機」に関連する 匿名組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1口：10万円、契約期間：10年間</li> <li>・ 分配方法：               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 4年目と10年目に、元本及び利益分配金を分配。</li> </ul> </li> </ul>
市民風車ファンド 2008 石狩匿名組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1口：50万円、契約期間：15年間</li> <li>・ 分配方法：               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 利益分配金は、初年度から毎年分配。</li> <li>－ 元本は、1年間据置き、2年目から毎年返還。</li> </ul> </li> </ul>
おひさまファンド 2009 匿名組合（A号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1口：10万円、契約期間：15年間</li> <li>・ 分配方法：               <ul style="list-style-type: none"> <li>「1年目から5年目まで」、「6年目から10年目まで」、「11年目から14年目まで」の各期間において、それぞれの期間ごとに固定された額（元本＋利益分配金）が毎年支払われる。</li> </ul> </li> </ul>
おひさまファンド 2009 匿名組合（B号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1口：50万円、契約期間：5年間</li> <li>・ 分配方法：               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 1年間据置き</li> <li>－ 2年目から5年目まで、元本及び利益分配金が毎年同額支払われる。</li> </ul> </li> </ul>

（資料）三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

### （3）決算ごとの事業報告書の作成、保管及び提出【法定】（法47条の2～3）

金融商品取引法によれば、金融商品取引業者（第一種を除く）は、「事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書<sup>33</sup>を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない」（法第47条の2）と定められています。

さらに、「事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、一定期間、公衆の縦覧に供しなければならない」（法第47条の3）とされています。但し、ここでいう「内閣府令で定めるもの」とは、「金商業等府令」（第183条の2）により、「事業報告書に記載されている事項」と規定されており、結局、その全ての事項を記載して説明書類を作成することになります。

### （4）出資金の分別管理【法定】（法40条の3）

前述の通り、営業者は、出資金を、他の財産と分別して、管理する必要があります。一般的には、専用の銀行口座を開設し、帳簿類も他事業と区別して管理します。

<sup>33</sup> 通常、各財務局のホームページから事業報告書のフォーマットをダウンロードすることができます。詳しくは、管轄財務局にお問い合わせ下さい。

#### (5) 帳簿書類の保管【法定】(法 47 条)

金融商品取引法によれば、金融商品取引業者（第一種を除く）は、「その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない」とされています。

#### (6) 出資者との交流<sup>34</sup>

上記（1）～（5）までは、匿名組合を運営する上での義務といえますが、営業者（ファンド担当者）は、それに加え、出資者との交流を活性化し、次なる投資へとつなげていくことが重要です。

出資者との交流の例としては、以下のことが挙げられます。

- ・ イベントの開催（例：風車の運転開始後の記念イベント、等）
- ・ ニュースレターの送付（例：決算後の財務報告書送付の際に添付、等）
- ・ メールマガジンの送付（例：メルマガ登録者への週 1 回の送付、等）
- ・ 次のファンドの案内（例：既存顧客へのチラシ送付、等）

---

<sup>34</sup> 出資者との交流を目的としたメールニュースの例は、巻末資料参照（p.123）。

### 3. 関連法規

#### 3.1 商法

第二編（商行為）のうち、第四章が、匿名組合に関する規定であります。以下は、特に重要と考えられる条文の抜粋です。

（匿名組合契約）

第五百三十五条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

（匿名組合員の出資及び権利義務）

第五百三十六条 匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。

- 2 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。
- 3 匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。
- 4 匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない。

（利益の配当の制限）

第五百三十八条 出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。

（匿名組合契約の終了に伴う出資の価額の返還）

第五百四十二条 匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

#### 3.2 金融商品取引法

同法は、2007年9月30日に施行されました。同法では、その目的を以下のように明記しています。

第1章 総則

第1条 この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

また、金融商品取引業等に関する規制の細則は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」

(2007年8月6日内閣府令第52号)において、明記されています。

### 3.3 金融商品販売法（「金融商品の販売等に関する法律」）

金融商品販売法は、2000年5月に成立し、2001年4月より施行されています。同法は、投資家保護を目的とし、金融商品販売業者等の説明義務や損害賠償責任、勧誘方針の策定義務等を規定しています。

金融商品販売法と金融商品取引法は、投資家保護を目的としていることでは同じですが、前者が民事に関する法律（金融業者と顧客との関係の規制）であり、後者が業法（金融業者に対する規制）である点が違ってきます。

金融商品販売法においては、「金融商品販売業者等の説明義務」を第3条で規定しています。そのうち、「重要事項」に関しては、「第3条の1」で明記しており、その内容は、大体において、金融商品取引法の「第37条の3」（契約締結前の書面の交付）の記載事項とほぼ同じです。

金融商品販売法の「第3条の2」では、「前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない」と規定されており、金融商品取引法と同様、適合性の原則が適用されています。但し、この点に関しては、「業法である金融商品取引法では、『業務の運営の状況』が適合性の原則に則っているかどうかの問題になるのに対し、民事法である金融商品販売法では、業者が説明義務をつくしたかどうかの解釈基準として適合性の原則が働くこととなります<sup>35</sup>。」

金融商品販売法の「第9条」では、金融商品販売者に対して、勧誘方針の策定等を義務づけており、「金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に対する方針（勧誘方針）を策定しなければならない」と規定しています。さらに、「第9条の2」において、勧誘方針において定めるべき事項として、「適合性の原則に関する事項」、「勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項」、「そのほか勧誘の適正に関する事項」を挙げています。

---

<sup>35</sup> 永田光博「営業店の新金融商品販売ルール Q&A」社団法人金融財政事情研究会（2007年9月）p.43

### 3.4 犯罪収益移転防止法

同法により、金融機関に対し本人確認が義務づけられています。

<金融機関における本人確認について<sup>36</sup>>

平成 20 年 3 月 1 日以降、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、金融機関に対し本人確認が義務づけられることとなりました。

犯罪収益移転防止法の施行に伴い、従来、金融機関に本人確認を義務づけていた「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）」（以下「本人確認法」という。）は廃止されますが、金融機関との取引に際して行われる本人確認の内容は基本的に変わりません。

この法律において、特定事業者（金融機関等）は、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うこと（第 4 条）、及び、その記録を作成し 7 年間保存することが義務づけられています（第 6 条）。本人特定事項とは、当該顧客等が個人の場合は、氏名、住居、生年月日をいい、法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいいます（第 4 条）。

匿名組合契約の場合、契約時に、氏名・住所・生年月日が確認できる書面のコピー等が必要です。通常、まず、運転免許証等のコピーを送ってもらい、第一段階の本人確認を行います。次に、本人の住所に書留郵便<sup>37</sup>を送付し本人が受領したことを確認することにより、居住確認が行われます。

### 3.5 個人情報保護法

個人情報の取扱いに関連する法律であり、2005 年 4 月 1 日より全面施行となりました。

同法は、顧客人数 5,001 人以上の組織を規制する法律ではありますが、金商業者登録時に個人情報管理の社内規定も必要なこともあり、プライバシーポリシー<sup>38</sup>の作成とそれに則った顧客データ管理は重要であるといえます。

<sup>36</sup> 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>)

<sup>37</sup> 実際には、本人が転居しそこに転送されてしまうことも考えられるため、「転送不要つきの書留郵便」を送ることが必要です。

<sup>38</sup> 個人情報の使途、目的、範囲を明記したものです。

**参考資料：匿名組合契約による市民ファンドの設立編**

参考資料（１）：投資方針確認書（例） 122 ページ

参考資料（２）：出資者との交流に関するメールニュース（例） 123 ページ

参考資料（３）：運用報告書及びニュースレター（例） 129 ページ

地球温暖化防止おひさまファンドA号匿名組合契約  
 申込者様の投資方針確認書

平成19年9月30日に金融商品取引法が施行され、投資性の高い金融商品を幅広く対象とする横断的な利用者保護法制の整備が行われました。そこで、同法の施行に伴いお申し込みいただきました貴方様にご確認いただきたい内容を次に記しております。お手数をおかけして恐縮ですが、必ずご記入いただきますようお願いいたします。

弊社では、申込者様のご意向と実情の理解につとめ、適した商品の勧誘をおこなってまいりたいと考えております。なお、申込者様の投資方針と弊社の勧誘方針が合致しない場合、お取引をご遠慮いただく場合がありますのでご了承下さい。

以下の質問にすべてご回答下さい。

(記入モレがございましたと受付できかねますので、ご記入のほどよろしく願いたします)

申込者のお名前 (右欄にご記入下さい)	
------------------------	--

※以下の当てはまる項目のチェックボックスに✓印をつけてください。

Q1：投資目的（一つ選択してください）

- 自然エネルギー及び省エネルギー事業への投資運用（元本割れリスクは許容可）
- 短期間での売却益を重視・追求
- 元本割れリスクが低い商品へ投資し、利子・配当等安定収益を確保

Q2：投資するお手持ちの資金の性格（一つ選択してください）

- 余裕資金（10年程度運用可能なもの）
- 生活資金もしくは短期間運用可能な余裕資金

Q3：本A号匿名組合契約は、B号匿名組合契約と比べて、契約期間が5年短く（10年程度）、利益分配の順位が優先し損失分配の順位が劣後するリスクの低い契約内容となっておりますが、目標年間分配利回りの最大値がB号に比べて0.5%低く（契約期間全体で2.1%）設定されていることを承知されていますか。

- はい
- いいえ

Q4：今までの投資経験（複数選択可）

- 国内株式       投資信託       MMF・中期国債ファンド・公社債
- 海外株式       外貨MMF       先物・オプション・信用取引・その他
- 投資経験なし



※「投資経験なし」にチェックされた方は下記質問にも必ず回答下さい

温暖化防止おひさまファンド匿名組合は、以下のような金融商品であることを承知されていますか？

- ・株式のような一般的な有価証券と違い流通市場がなく、換金が長期間制限されること
- ・当社及び当社からの出資を通じて、他の事業者が実施する自然エネルギー及び省エネルギー事業に投資するため、当社もしくは投資先の事業者の業務又は財産の状況の変化を原因として、損失（元本割れ）が生じる恐れがあること



- はい
- いいえ



■  
”あなたのお金が社会を変える”おひさまファンド募集中！

\* 募集締め切り12月末まで(先着順・予定) \*

<< 温暖化防止おひさまファンド メールニュース >>

2008/10/24FRI <http://www.ohisama-fund.jp/>

1).【プレスリリース】

温暖化防止のための自然エネルギー投資ファンドへ  
一般市民からの出資額が3億円を突破！

<温暖化防止おひさまファンド／長野県・岡山県で太陽光発電事業など>

2).【開催迫る！】当社東京オフィスにて

「おひさまファンド・ミニ説明会」を開催しています！

(次回開催日：10/30(木)他)

3).11 /22(土)・23(日)(1泊2日)

「南信州おひさま発電所・事業見学エコツアー」参加者募集中！

<先着40名限定>

4).【出資者特典のお知らせ】

「さんぽちゃん携帯電話ストラップ」を準備しました

<南信州の間伐材を使用・1年間のグリーン電力付き！>

5). 今週の出資者の声

～託された”意思”をご紹介します～

■  
1.【プレスリリース】

温暖化防止のための自然エネルギー投資ファンドへ  
一般市民からの出資額が3億円を突破！

<温暖化防止おひさまファンド／長野県・岡山県で太陽光発電事業など>

出資額3億円突破を記念して、10月20日(月)に下記の通りプレスリリースを行いました。ご報告いたします。

<プレスリリースはここから>

おひさまエネルギーファンド株式会社(本社：長野県飯田市、代表取締役 山口勝洋、URL <http://www.ohisama-fund.jp>) が2007年11月より募集を開始している、国内の自然エネルギーや省エネルギー設備の導入のための資金を募る「温暖化防止おひさまファンド」への市民からの出資額が、3億円に到達いたしました。

10月20日(月)現在の集計で、出資申込が全国の一般市民554名より3億490万円が寄せられています。

3億円を突破したのは、国内の太陽光発電事業を投資対象として含むおひさまファンドや類似の市民ファンドとして、今回が初めてです。これは、金融危機の不安の中にも関わらず、温暖化防止への市民の意識の高まりが、おひさまファンドへの出資を後押ししてくれた成果であると考えています。

おひさまエネルギーファンド(株)は、2008年12月末までの募集目標額の4億6,200万円の達成に向けて、引き続き募集活動を継続して参ります。

■続きはこちらから：

[http://www.ohisama-fund.jp/weblog/2008/10/post\\_47.html](http://www.ohisama-fund.jp/weblog/2008/10/post_47.html)

---

2.【開催迫る！】当社東京オフィスにて  
「おひさまファンド・ミニ説明会」を開催しています！  
(次回開催日：10/30(木)他)

---

\* 30日(木)開催の説明会も、まだ残席がございますので、ぜひご参加ください\*  
~~~~~

おひさまファンドは、全国の市民の出資をもとに、長野県飯田市を中心とした地域で太陽光発電などの自然エネルギーを増やし、省エネルギーを進める事業を行っています。

現在、合計でサッカーコート1面分の広さにもなる110カ所の太陽光発電所等を完成させるための温暖化防止おひさまファンドを今年の12月末まで募集中です。

<http://www.ohisama-fund.jp/>

「ぜひ直接説明してほしい」というお声にお応えて、下記の通り「おひさまファンド」に関するミニ説明会を月に1~2回の頻度で弊社東京オフィスにて開催しています。

「事業イメージがわいてきて良かったです」、「とても分かりやすい説明で来て良かった」など、参加者の皆さんにご好評をいただいています。

おひさまファンドについて、私笹川を含むスタッフが直接ご説明します。会社の雰囲気を見たい、スタッフと直に話したいなど、どんな方でもどうかお気軽にお越しいただければ嬉しいです！

■過去の説明会の様子；

<http://blog.canpan.info/ohisama-fund/archive/92>

※とてもアットホームで小規模な会です^^

■日時：

・第6回：10月30日(木)19:00~<参加者募集中>

・第7回：11月8日(土)13:00~<参加者募集中>

・第8回：11月27日(木)19:00~<参加者募集中>

※第9回目以降の開催は、現在のところ未定です。

■場所：おひさまエネルギーファンド(株)東京事務所 会議室にて

〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3

JR中央線／東京メトロ東西線 中野駅北口より徒歩7分

[http://www.ohisama-fund.jp/contents/corp\\_aboutus.html](http://www.ohisama-fund.jp/contents/corp_aboutus.html)

■対象者：おひさまファンドへ出資に興味がある一般市民の皆さん

■参加費：無料

■定員：各回12名(先着順)

■内容(予定)：所用時間約90分

1)おひさまファンドのご説明(当社より：1時間程度)

※担当スタッフよりスライドを映して、「おひさまファンド」について概要をご説明します。

2)質疑応答(30分程度)

※疑問点など、どんなことでもお気軽にご質問ください。

■【重要】申し込み方法:

参加にあたっては、必ず事前にお申し込みをお願いします。

下記のフォームまたは、お電話でお申し込みくださいませ。

<https://www.ohisama-fund.jp/cgi-bin/event/>

TEL: 03-5318-3331(受付時間: 平日10時~18時)

---

3.11 /22(土)・23(日)(1泊2日)

「南信州おひさま発電所・事業見学エコツアー」参加者募集中!

<先着40名限定>

---

\*まだ残数ございます。申込締め切りも迫っていますので、ぜひ!

~~~~~

市民の皆さまのおひさまファンドへの出資で、長野県飯田市にて着々と進んでいる温暖化防止事業をご覧いただくための見学会を開催します。

おひさま発電所などの見学と併せて、温泉やりんご狩り、郷土料理、地元の方々との交流など、南信州の観光も満喫していただくツアーです。

従来は出資者のみをツアーにお呼びしてきましたが、今回初めて、出資を検討中の皆様にもご参加いただけるよう企画しました。

事業見学と南信州の秋を堪能しに、飯田市へいらっしやいませんか?

スタッフ一同、お待ちしております!

■日時: 2008年11月22日(土)・23日

(日)【1泊2日】

■定員: 先着40名限定

■参加費: 20,500円~

■申込締め切り: 2008年11月8日(土)

・主催: おひさまエネルギーファンド株式会社

・協力: 南信州観光公社

※このバス・ツアー中に移動によって排出される二酸化炭素は、おひさま発電所から生まれるグリーン電力証書で100%カーボンオフセットします。参加者には、記念にグリーン電力証書(複写)をプレゼントします。

※【出資者の皆様へ】

出資者の皆様限定のツアーは、ファンド募集終了後(来年)に改めてご案内する予定ですが、ぜひこの機会にも、ご家族、ご友人をお誘い合わせの上、ご参加いただければ幸いです。

■ツアー詳細&申込方法はこちらです:

[http://www.ohisama-fund.jp/weblog/2008/10/post\\_45.html](http://www.ohisama-fund.jp/weblog/2008/10/post_45.html)

---

4.【出資者特典のお知らせ】

「さんぽちゃん携帯電話ストラップ」を準備しました

<南信州の間伐材を使用・1年間のグリーン電力付き!>

---

それぞれの想いを持って出資をしてくださった方に、日常生活の中でおひさまファンドを身近に感じて、周囲の

方々に出資したことについてお話し始めていただけるような、そんなきっかけづくりになる、ささやかなプレゼントをご用意したいと思っていました。

「ただ、安易に捨てられてしまうようなモノを作成するのでは、環境負荷を増やすだけで、本末転倒だし、どうしよう・・・」

こんな経緯で、スタッフが悩みに悩んだ結果、やっと意見がまとまりました(笑)。

この度、希望される出資者の方全員に、エコな携帯電話ストラップをご用意することになりました。

#### 【エコな理由！】

- ・南信州の地元の間伐材を素材に使用します。
- ・携帯電話で使用する1年分の電力をおひさまファンドの太陽光発電所で 生まれたグリーン電力によってカーボンオフセットできる「グリーン電力証書」がつきます。
- ・当社のマスコットキャラクター「さんぽちゃん」がモチーフです。

#### ☆さんぽちゃんのご紹介☆

- ・名前の由来：  
太陽(SUN)の恵みへの感謝と、「一歩、二歩、三歩と着実に未来に向かって歩いていく」という気持ちを込めて名付けられました。
- ・デザインの由来：  
南信州の太陽(顔)、山(体)、川(足)を現しています。  
こんなキャラクターです↓

<http://www.ohisama-shinpo.or.jp/sunpo/sunpo.htm>

※こう見えても、南信州では幼稚園児の間で大人気です。

環境教育のキャラクターとして、さんぽちゃんが各所に出現しているからです。

出資者の皆様のご応募、お待ちしております！

★10月下旬発送分の一次締め切りは本日(10月17日)で終了ですが、引き続き、受け付けておりますので、ご連絡くださいませ。

■応募方法について詳しくはこちらです↓

[http://www.ohisama-fund.jp/weblog/2008/10/post\\_46.html](http://www.ohisama-fund.jp/weblog/2008/10/post_46.html)

---

#### 5.今週の出資者の声

～託された“意思”をご紹介します～

---

受付を担当しております永田と申します。

皆様からお寄せ頂くあたたかなメッセージ、想いは私たちの大切な原動力であり、大切な財産です。

今回は最近ご出資くださいました方の中から幾つかお声を紹介させていただきます。

- 1.「未来へ良い環境を残せますように。」大八木 善光 様(京都府、男性、80代)
- 2.「より良い日本&地球の未来の為に投資したいと思います。」I.N. 様(広島県、女性)
- 3.「既に『市民風力発電所、石狩』と『南信州おひさまファンド』に出資しています。この両者の実績が在るので、今回も結構安心感を持って申し込みを決断できました。」(大阪府、男性)

ご自身の大切なご資金を地球上の万物の共有する未来の為に託されるお気持ちが、深く心に響いてまいります。心のこもったメッセージをありがとうございました。

■その他のメッセージはこちらです：

<http://www.ohisama-fund.jp/contents/tree.html>

■お写真付きメッセージはこちらです：

[http://www.ohisama-fund.jp/contents/voice\\_people.html](http://www.ohisama-fund.jp/contents/voice_people.html)

---

最後まで読んでくださってありがとうございます！

感想や、ご意見、ご質問がありましたら、  
お寄せいただくと、とても嬉しいです！

(おひさまエネルギーファンド 笹川桃代より)

---

■おひさまファンドの公式Webサイト(出資募集中！)

<http://www.ohisama-fund.jp/>

●リンクして下さる方、募集しています！

→<http://www.ohisama-fund.jp/contents/link.html>

●スタッフ・ブログ更新しています

→<http://blog.canpan.info/ohisama-fund/>

■メールニュースの過去の記事はこちらです

→[http://blog.canpan.info/ohisama-fund/category\\_15/](http://blog.canpan.info/ohisama-fund/category_15/)

●メールニュースの解除：

お手数ながら、[info@ohisama-fund.jp](mailto:info@ohisama-fund.jp)宛に

【メールニュース配信停止】

のタイトル名で空メールを送ってください。

●ご意見、お問合せは → [info@ohisama-fund.jp](mailto:info@ohisama-fund.jp)まで。

■おひさま発電所マップ：

おひさまファンドの出資で稼働が着々と始まっている

南信州の太陽光発電所をGoogleマップで紹介しています。

[http://www.ohisama-fund.jp/contents/results\\_map.html](http://www.ohisama-fund.jp/contents/results_map.html)

※合計127カ所！

■おかやまさんさん発電所 発電所レポート中！

●おかやまさんさん発電所 発電所マップ

[http://www.bizen-greenenergy.co.jp/map\\_.html](http://www.bizen-greenenergy.co.jp/map_.html)

※17箇所の発電所の場所と写真、毎日の発電量がわかります。

●おかやまさんさん発電所 発電レポート☆

[http://www.bizen-greenenergy.co.jp/index\\_.html](http://www.bizen-greenenergy.co.jp/index_.html)

※17箇所全体の発電量の集計結果です。はほぼ毎日更新しています。

■携帯クリック募金キャンペーン実施中！

→1クリックでおひさまファンドに、クリック募金事務局が1円出資、“37グラムの二酸化炭素(CO2)削減”につながります！

※クリック募金のサイト：

アドレス：<http://bokin.tv/>

(募金は、携帯電話からのアクセスのみ可能です)

※キャンペーンページ：

[http://wapnavi.net/click/template/pc/ohisama/ohisama\\_pc.html](http://wapnavi.net/click/template/pc/ohisama/ohisama_pc.html)

※一人1日上限、1回までです。

<<今日から毎日1日1クリックをお願いします>>  
<<お友達にも、ぜひ紹介してください>>

---

|(C)おひさまエネルギーファンド株式会社  
| 第二種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1927号  
|[ 東京事務所] 〒164-0001東京都中野区中野4-7-3  
| TEL:03-5318-3338 FAX:03-3319-0330

---

| 「おひさまファンド」は、預貯金ではありません。  
| 「出資」の契約のため、事業が計画通りにいかない場合は、  
| 元本割れのリスクもございます。  
| 皆さんにぜひ参加してほしいですが、  
| 「重要事項説明書」を事前に十分に読んで検討をお願いします。  
| 不明点があればお気軽にお問い合わせ下さいませ！  
| ■資料のご請求はこちらです  
| →<https://www.ohisama-fund.jp/cgi-bin/request/>

---

2009年6月

市民風車ファンド2006  
（大間・秋田・波崎・海上）  
匿名組合

第4期  
運用報告書



株式会社自然エネルギー市民ファンド  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1811号

市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合  
第4期運用報告書 目次

	頁
概況報告 .....	2
1. 出資者の皆様へ.....	2
2. 主要な経営指標.....	3
3. 運用状況 .....	4
決算報告 .....	6
1. 財務諸表の作成方法について .....	6
2. 監査証明について .....	6
3. 財務諸表 .....	6
4. 監査報告書.....	10

1. 本書は「市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合」匿名組合契約書第18条第3項の規定に基づき、出資者の皆様に運用結果を報告する書類です。
2. 「市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合」は、金融商品取引法の規定に従い、有価証券報告書を平成21年6月24日に関東財務局長へ提出いたします。インターネットに接続できる場合は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のHP（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）において閲覧が可能です。上記のページより「閲覧」⇒「有価証券報告書等」⇒「有価証券報告書等の閲覧」⇒「提出者情報から検索」⇒「ファンド検索」のページでファンドコード欄に「G06471」と入力してください。
3. 「市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合」の匿名組合出資は、風力発電事業者に貸付を行い、風力発電事業の業績の変動等による影響を受けますので、元本が保証されているものではありません。これらの運用による損益はすべての出資者の皆様に帰属します。



---

## 概況報告

### 1. 出資者の皆様へ

出資者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。市民風車を通じた自然エネルギーの促進にご理解とご支援を賜り、ご出資いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、みなさまには大変お待たせをいたしました。市民風車ファンド2006（大間・秋田・波崎・海上）匿名組合（以下「本匿名組合」といいます。）第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）運用の御報告をいたします。

#### 【運用概況】

当事業年度も貸付先の状況に大きな変動はなく、本匿名組合の運用は順調に推移しております。

また、各市民風力発電所の運転状況等につきましては、別紙として各風力発電事業者からの報告をまとめた「Community Wind Power Fund 2006 News Letter Vol.4」を同封しておりますので、あわせてご参照願います。

#### 【業績概況】

当事業年度におきましては、貸付先である各風力発電事業者より、金銭消費貸借契約書に基づき利息の支払(28,332,402円)及び有限責任中間法人波崎未来エネルギーを除く各事業者より第2回目の元本返済(49,740,370円)が行われました。

これにより、今年度の1口当たりの出資の戻りは28,918円、利益の分配は14,020円となりました。これらは匿名組合契約第16条および同17条の規定に基づき、平成21年6月30日までに出資者の皆様へお振込いたします。（振込手数料は差し引かせていただきます）。

今後もこれら利息収入をベースとした安定的運営および分配をおこなっていく所存でございます。

## 2. 主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	
事業年度	自 平成18年 2月15日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日	
(a) 営業収益(売上高) (千円)	7,226	22,458	28,204	28,332	
(b) 経常利益又は経常損失(△)金額 (千円)	△1,126	16,437	21,699	22,468	
(c) 当期純利益又は当期純損失(△)金額 (千円)	△1,126	16,437	21,699	22,468	
(d) 出資持分総額 (千円)	860,000	860,000	860,000	810,498	
(e) 発行済出資持分の総数 (口)	1,720	1,720	1,720	1,720	
(f) 純資産額 (千円)	858,873	875,311	881,699	832,966	
(g) 総資産額 (千円)	860,228	878,707	885,961	837,222	
(h) 1口当たり純資産額 (円)	499,345	508,902	512,615	484,282	
(i) 1口当たり当期純利益又は当期純損失(△)金額 (円)	△654	9,556	12,615	13,062	
(j) 分配総額(注1) (千円)	—	—	—	—	
(k) 1口当たり分配金額(注1) (千円)	利益の分配	—	—	8,902	12,615
	出資の戻し	—	—	—	28,780
(l) 自己資本比率 (%)	99.8	99.6	99.5	96.8	
(m) 自己資本利益率(注2) (%)	△0.1	1.8	2.4	2.6	

(注1) 事業年度内に分配された金銭の分配金によっております。

(注2) 当期純利益又は当期純損失(△)を純資産額で除して算出しております。

### 【組合等の出資総額】

本書提出日の直近日である平成21年3月31日現在の本匿名組合の出資総額、本匿名組合が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数は以下の通りです。

出資総額	810,498千円
発行する出資持分の総数	上限なし
発行済出資持分の総数	1,720口

最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減は以下の通りです。

年月日	摘要	発行済出資持分総額(口)		出資持分総額(千円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成18年2月15日	匿名組合出資	1,720	1,720	860,000	860,000	(注)
平成20年6月30日	出資の戻し			△49,502	810,498	

(注) 1口当たり出資金500,000円にて、本匿名組合が成立しました。

### 3. 運用状況

#### 【投資状況】

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

資産の種類	保有総額(千円)	対総資産比率(%)
長期貸付金(注)	759,757	90.7
預金・その他の資産	77,465	9.3
資産合計	837,222	100.0

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

	金額(千円)(注)	対総資産比率(%)
負債総額	4,256	0.5
純資産総額	832,966	99.5
資産総額	837,222	100.0

(注) 当ファンドでは、当ファンド設立後次の風力発電事業者に貸付を行いました。本書提出日までの貸付額の相手先別内訳は以下のとおりです。

風力発電事業者	貸付額(千円)
有限責任中間法人市民風力発電おおま	106,186
有限責任中間法人秋田未来エネルギー	166,285
有限責任中間法人あきた市民風力発電	179,143
有限責任中間法人うなかみ市民風力発電	167,143
有限責任中間法人波崎未来エネルギー	141,000
合計	759,757

#### 【純資産等の推移】

本匿名組合の総資産額、純資産額及び内国組合契約出資持分1口当たりの純資産額は以下の通りです。

年月日	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの純資産額(円)
平成 20 年 3 月 31 日	885,961 (864,262)	881,699 (860,000)	512,615 (500,000)
平成 20 年 4 月 30 日	888,285	883,669	513,701
平成 20 年 5 月 31 日	890,682	885,707	514,945
平成 20 年 6 月 30 日	821,164	815,750	474,273
平成 20 年 7 月 31 日	819,210	817,786	475,457
平成 20 年 8 月 31 日	821,638	819,478	476,441
平成 20 年 9 月 30 日	823,811	821,302	477,501
平成 20 年 10 月 31 日	826,207	823,338	478,684
平成 20 年 11 月 30 日	828,527	825,310	479,831
平成 20 年 12 月 31 日	830,924	827,341	481,012
平成 21 年 1 月 31 日	832,967	829,024	481,990
平成 21 年 2 月 28 日	848,988	830,934	483,101
平成 21 年 3 月 31 日	837,222 (814,754)	832,966 (810,498)	484,282 (471,220)

(注) 各事業年度末の分配金を控除した後の分配額の額を括弧内に記載しております。

【分配の推移】

	事業年度	利益の 分配 (千円)	出資金の 戻し (千円)	分配総額 (千円) (注)	内国組合契約 出資持分1口 当たりの分配 の額(円)
第1期	平成18年2月15日～平成18年3月31日	—			—
第2期	平成18年4月1日～平成19年3月31日	—			—
第3期	平成19年4月1日～平成20年3月31日	15,311		15,311	8,902
第4期	平成20年4月1日～平成21年3月31日	21,699	49,502	71,201	12,615

(注) 「分配総額」は、事業年度内に分配された、2005年11月発行の「市民風車ファンド2006(大間・秋田・波崎・海上)匿名組合目論見書」記載の「第二部【発行者情報】第1【組合等の状況】2【投資方針】(4)分配方針 a.及び b.に記載された金銭の分配金及び出資金の戻しの合計額となっています。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

	事業年度	自己資本利益率(%)
第1期	平成18年2月15日～平成18年3月31日	△0.1(注)
第2期	平成18年4月1日～平成19年3月31日	1.8(注)
第3期	平成19年4月1日～平成20年3月31日	2.4(注)
第4期	平成20年4月1日～平成21年3月31日	2.6(注)

(注) 当期純利益又は当期純損失を純資産額で除して算出しております。

【販売及び払戻しの実績】

本書提出日の直近4事業年度における本匿名組合出資持分の販売実績及び払戻し実績は以下の通りです。

事業年度	販売日	販売口数	払戻し口数	発行済口数
第1期	平成18年2月15日	1,720口	—口	1,720口
第2期	—	—口	—口	1,720口
第3期	—	—口	—口	1,720口
第4期	—	—口	—口	1,720口

## 決算報告

### 1. 財務諸表の作成方法について

本組合の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

本組合は、第3期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）および第4期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、リンクス監査法人による監査を受けております。

### 3. 財務諸表

#### (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第3期事業年度 (平成20年3月31日現在)		第4期事業年度 (平成21年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
1. 現金及び預金		76,464	8.6	77,465	9.3
流動資産合計		76,464	8.6	77,465	9.3
II. 固定資産					
1. 投資その他の資産					
長期貸付金		809,497	91.4	759,757	90.7
固定資産合計		809,497	91.4	759,757	90.7
資産合計		885,961	100.0	837,222	100.0
(負債の部)					
I. 流動負債					
1. 未払金		4,249		4,256	0.5
2. 預り金		13			
流動負債合計		4,262	0.5	4,256	0.5
負債合計		4,262	0.5	4,256	0.5
(純資産の部)					
I. 出資総額					
II. 剰余金					
1. 当期末処分利益又は 当期末処理損失 (△)		21,699		22,468	
剰余金合計	※1	21,699	2.4	22,468	2.7
純資産合計		881,699	99.5	832,966	99.5
負債・純資産合計		885,961	100.0	837,222	100.0

## (損益計算書関係)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 営業者報酬 4,249千円 支払手数料 1,299千円 通信費 412千円 印刷費 357千円 旅費交通費 227千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 営業者報酬 4,255千円 支払手数料 876千円 業務委託費 362千円 印刷費 236千円 通信費 155千円

## (リース取引関係)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
リース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## (有価証券関係)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (デリバティブ取引関係)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (税効果会計関係)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (持分法損益等)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1口当たり純資産額 512,615円 1口当たり純利益金額 12,615円	1口当たり純資産額 484,282円 1口当たり純利益金額 13,062円
潜在投資口調整後1口当たり純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。	潜在投資口調整後1口当たり純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。

(注) 1口当たり純利益又は純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) 金額(千円)	21,699	22,468
匿名組合員に帰属しない金額(千円)	—	—
匿名組合員に係る当期純利益又は当期純損失(△) 金額(千円)	21,699	22,468
期中平均投資口数	1,720	1,720

## (重要な後発事象)

第3期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第4期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左


#### 4. 監査報告書

##### 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 6 月 15 日

市民風車ファンド 2006 (大間・秋田・波崎・海上) 匿名組合  
営業者  
株式会社自然エネルギー市民ファンド  
取締役会 御中

リンクス監査法人  
業務執行社員 公認会計士

金沢 修 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられている市民風車ファンド 2006 (大間・秋田・波崎・海上) 匿名組合の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び出資者資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は営業者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般の公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、監査法人に財務諸表に重大な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、営業者が採用した会計方針及びその適用方法並びに営業者によって行われた見積の評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、市民風車ファンド 2006 (大間・秋田・波崎・海上) 匿名組合の平成 21 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# Community Wind Power Fund 2006 News Letter vol.4 June 2009

## Contents

1. 大間市民風力発電所 (愛称:「まぐるん」ちゃん)…………… P 2  
有限責任中間法人 市民風力発電おおま
2. 市民風力発電所秋田 2号機 (愛称:竿太郎)…………… P 3  
有限責任中間法人 あきた市民風力発電
3. 秋田未来エネルギー市民風力発電所(愛称:風こまち)…………… P 4  
有限責任中間法人 秋田未来エネルギー
4. うなかみ市民風力発電所 (愛称:かざみ)…………… P 6  
有限責任中間法人 うなかみ市民風力発電
5. 波崎未来エネルギー風力発電所 (愛称:なみまる)…………… P 7  
有限責任中間法人 波崎未来エネルギー



株式会社自然エネルギー市民ファンド

〒164-0001 東京都中野区中野 4-7-3 TEL.03-5318-3330 FAX.03-5318-3430

E-mail shusshi\_huusha@greenfund.jp URL <http://www.greenfund.jp/>

本ニュースレターは、「市民風車ファンド 2006(大間・秋田・波崎・海上)匿名組合」の契約に基づく運用報告とは別に各地の市民風車の運転状況などをお伝えするものです。各風力発電事業主体からの報告を営業者である(株)自然エネルギー市民ファンドにおいてとりまとめてお届けしています。

### 【用語の説明】

#### 設備利用率とは？

設備容量 (kW) に対する発電電力量 (kWh) の割合で、たとえば1年間の場合以下の式で計算します。  
設備利用率 (%) = 年間発電電力量 (kWh) ÷ (設備容量 (定格出力) (kW) × 24 (時間) × 365 (日))

#### グリーン電力証書とは

発電時に CO2 を排出しない太陽光や風力といった自然エネルギー (= グリーン電力) の「環境価値」を証書化し販売することで、購入した企業、団体、個人がグリーン電力を使っているとみなせる制度。

# 1. 大間市民風力発電所 (愛称:「まぐるん」ちゃん)

## 有限責任中間法人 市民風力発電おおま

### ① はじめに

「まぐるん」ちゃんも大きなトラブルもなく、無事3周年を迎える事ができました。これもみなさまのご協力の賜物と心から感謝しているところです。

本年度から本格的に始めたグリーン電力証書発行の取り組みは次第に環が広がっています。

昨年末の12月24日と25日、北九州市門司港レトロイルミネーション30万球が、本州最北端大間町でがんばっている「まぐるん」ちゃんのグリーン電力で灯されました。赤い糸ではなく『みどりの糸』(グリーン電力証書)で大間町と北九州市門司港レトロ地区が結ばれましたが、何かロマンがあって良いと思いませんか。

更に「グリーンプライダル」も始まり、八戸市内のホテルでこれまで三件の披露宴で証書が活用されました。ある日の披露宴、新郎は町を上げて積極的に自然エネルギーの導入に取り組む岩手県葛巻町の方、新婦は元大学教授のお嬢様。グリーン電力証書あつらえのウエルカムボードでお迎えし、座席表などの印刷物にロゴマークを入れた上、披露宴の中で『証書』の紹介する念の入れよう。当初、場にそぐわないのではないかと心配しましたが、そこは葛巻町のみなさまで結構馴染んだようです(新婦のお父様が一番喜ばれたとか)

こうした取り組みは新聞にも報じられ、反響があったせいでしょいか、ホテル側から早速グリーンプライダルを積極的に進めたいとの申し出がありました。話しは、グリーンプライダルに止まらず「宴会での食べ残しを有機肥料に加工」「農地を借り、社長を先頭にホテルマンがその有機肥料で野菜づくり」「ホテルメイド有機野菜を食材としてお客様に提供する」といった計画も熱く語られました。

グリーンプライダルが意外なところへ転がりだしました。顛末がどのような結果になるか、楽しみです。随時ホームページでも紹介しますので、ぜひご覧下さい(<http://www.h-greencity.org/>)。

### ② 風車の稼働状況と売電実績

今年度の売電量は2,388,120kWh、設備利用率は27.3%でした。5月と11月には、定期点検を行い「まぐるん」ちゃん健康状況を確認しました。7月の設備利用率が9.8%と落ち込んでい

ますが、これは平均風速が3.5m/sと極端に弱かったためです(今年度の平均風速6.2m/s)。

強風時には風車を守るため自動的に運転停止となりますが、ある程度の強風が予想される時は事前に風車を止めています。これにより運転時間は若干短くなりますが、風車を労わるこの取り組みは長い目で見れば、良い結果を生むものと思います。また、強風により「起動・停止」が繰り返されることで自動復帰ができなくなる、というデメリットも防ぐことができます。自動復帰できない場合は、現地まで赴き、リセットします。その間、どんなにいい風が吹いても風車は発電することができません。予防的措置には不必要な運転停止時間を削減する効果もあるといえます。

こうした細やかな対応をするために強力な助っ人が現れました。「どこでもまぐるんちゃん」です。監視ソフトをモバイルパソコン入れ、出張先であれ枕元であれいつでもどこでもまぐるんちゃんを見守れるようにしました。さっそく役に立っており、今後の活躍が期待されます。

### 「まぐるん」ちゃん売電実績(定格出力1000kW)

月	売電量(kWh)	設備利用率
4月	214,190	29.7%
5月	192,410	25.9%
6月	172,840	24.0%
7月	72,930	9.8%
8月	185,510	24.9%
9月	157,480	21.9%
10月	257,640	34.6%
11月	233,180	32.4%
12月	284,490	38.2%
1月	129,510	17.4%
2月	273,440	40.7%
3月	214,500	28.8%
合計	2,388,120	27.3%

### ③ おわりに

私たちは全国で7番目にグリーン電力証書を取り扱う事業者として登録しましたが、グリーン

電力への関心も高まり、登録事業者は 27 社 (2009 年 1 月末現在) にまで増えています。

そんななかで私たちは、自ら所有する風力発電所で発電した電気の「環境価値」を自分の手で「証書化」して販売しています。いわば「顔の見えるグリーン電力証書」発行事業者として地域に根ざしたユニークな事業を今後とも推し進め、地域での自然エネルギー普及に取り組んでまいります。

また昨年、加藤登紀子コンサートを実施した際、少し利益が残りました。これを元に「グリーンシティ自然エネルギー基金」を立ち上げました。これは「まぐるん」ちゃんの運営に役立てる「育英基金」のように考えております。「グリーン電力証書」の利益や寄付も積み立てます。「証書」は企業・



「まぐるん」ちゃんとお花見です (サクラ・ツツジ等)

【大間町までのアクセス】 参考まで東京を基点としております。

JR・バス：東京駅 (JR 東北新幹線・3 時間 7 分) ～八戸駅～ (JR 東北本線特急・29 分) ～野辺地駅～ (JR 大湊線・56 分) ～下北駅～ (下北交通バス・約 1 時間 30 分) ～大間町

飛行機：羽田空港～ (JAL・1 時間 15 分) ～青森空港～空港から車で約 3 時間 20 分  
羽田空港～ (JAL・1 時間 15 分) ～三沢空港～空港から車で約 2 時間 50 分

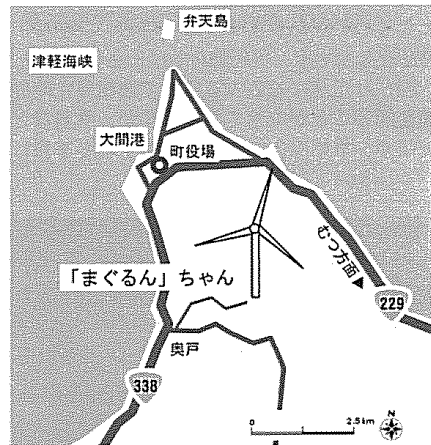
飛行機・フェリー：羽田空港～ (ANA, JAL, AIRDO・1 時間 20 分) ～函館空港～ (連絡バス・20 分)  
～函館駅～ (連絡バス・15 分) ～函館港より約 1 時間 40 分 (津軽海峡フェリー)

【風車までのアクセス】

風車のすぐ近くまでの便利な公共交通機関はございません。お車のご利用をお薦めいたします。

団体・イベントそして個人でも購入出来ますのでご利用下さい。ここでなんですが、定額給付金の使い道にお悩みの方、グリーンシティの「証書」を購入していただければ幸いです。

最後になりますが大間で一人ぼっちの「まぐるん」ちゃん。このがんばりやさんを励ますために近くに市民ウインドファームを是非建設をしたいものと計画しています。ただし電力会社の狭き門「抽選」を突破しなければなりません。たとえ困難であっても、私たちはチャレンジしてまいります。今後ともよろしく御願いたします。



「まぐるん」ちゃんマップ  
青森県下北郡大間町大字奥戸ニツ石

## 2. 市民風力発電所秋田 2 号機 (愛称：竿太郎 - かんたろう -)

有限責任中間法人 あきた市民風力発電

### ① はじめに

今年も大きなトラブルもなく、また風にも恵まれ (平均風速 6.8m/s・年)、年間売電量が 400 万 kWh を超え、運転開始からの総売電量も 1,000 万 kWh を達成することができました。これもみなさまのご支援の賜物と感謝申し上げます。

秋田県には「竿太郎」「風こまち」「天風丸」と

3 基の市民風車が稼動しています。県内ではグリーン電力や風力発電への関心が高まっており、市民風車の取り組みを紹介させていただく機会も増えております。

引き続き 3 基の市民風車で力を合わせ、普及啓発活動を行ない、地域の環境活動に貢献する風力発電事業を行ってまいります。

## 02 風車の稼働状況と売電実績

売電量や設備利用率など数字に表れるようなトラブルはなかったものの、いくつかの軽微なエラーやトラブルによる運転停止がありました。

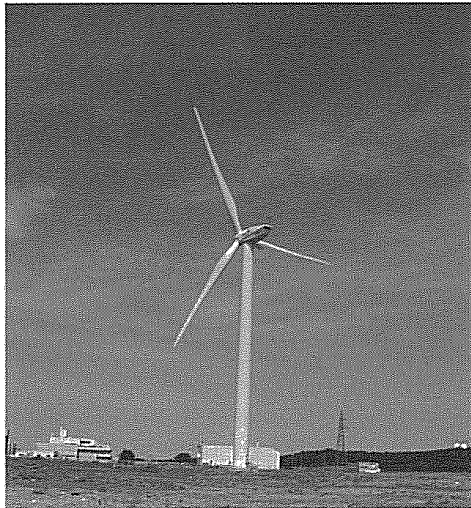
とくに日本海特有の冬季雷（風こまち報告参照）の影響は、軽微であっても手の掛かる対応が必要です。風力発電設備の運転はコンピュータ制御で行われており、その状況は遠隔監視システムにより現場を離れていても逐次最新の情報を得ることができています。しかし冬季雷の影響が NTT 回線に及ぶとこの遠隔監視システムによる操作が不能となることがあります。この場合、現地での状況確認をした上で、再起動をかける必要があります。

現在は迅速に対応することで運転停止時間の短縮を図ることができておりますが、吹雪などの悪天候や、早朝深夜を問わず発生する冬季雷は気ま

ぐれです。よりよい管理体制を維持できるよう、電気主任技術者はじめ地元電気設備業者、風車メーカーとも連携し取り組んでまいります。

## 03 おわりに

今年度、売電量 4,086,900kWh、設備利用率 31.1%という結果を残すことができたのも、一分一秒でも発電機会を失わせたくないという取り組みの成果が現れたものと思っております。一方で毎日運転し続ける風車には、多少のトラブルはつきものと考えております。これからも長く、確実に良好に運転し続けられるよう、今後も日々の運転管理を充実させ、トラブルの兆候をいち早く察知できるよう取り組んでまいります。今後ともよろしくお願いたします。



ある日の竿太朗

竿太朗売電実績（定格出力 1500kW）

月	売電量 (kWh)	設備利用率
4月	332,500	30.8%
5月	379,220	34.0%
6月	139,190	12.9%
7月	113,530	10.2%
8月	208,730	18.7%
9月	205,550	19.0%
10月	377,300	33.8%
11月	367,080	34.0%
12月	522,240	46.8%
1月	527,960	47.3%
2月	417,400	41.4%
3月	496,200	44.5%
合計	4,086,900	31.1%

## 3. 秋田未来エネルギー市民風力発電所（愛称：風こまち）

有限責任中間法人 秋田未来エネルギー

### 01 はじめに

秋田マリーナのランドマークとしても親しまれている「風こまち」。風向きにあわせて首を振る「風こまち」はヨットなどが寄港する際の「風の案内人」にもなっているようです。

そんな「風こまち」のもとに、今年も多くの子どもたちが訪れてくれました。秋田市立戸島小学校は全校児童およそ 90 名。小さな小学校ですが子どもたちは元気いっぱい、興味津々の様子で初めてみる風車に驚きの声をあげていました。同校の校長先生は実は市民風車と深い縁がありまし

た。以前はお隣の潟上市の天王南中学校で教鞭をとっていらしてということですが、潟上市といえば、秋田の市民風車一号機「天風丸」の地元です。多くの方に出資をいただいた「天風丸」には地域のこどもたちからの出資もありました。それが潟上市立天王南中学校生徒会です。空き缶回収で得た収益で「天風丸」出資して、利益が出れば地域に還元しようというユニークな取り組みです。そんなこどもたちの取り組みを通じて市民風車に理解が深まり、新たな赴任先でもこの市民風車をこどもたちに見せたいと思ってくださったそうです。市民風車の応援の環が着実に広がっていることを実感するできごとでした。また、由利本荘市立本荘南中学校は今年も1年生が風車見学に訪れてくれました。これで3年連続、学校の恒例行事となってきています。



風車見学会に訪れた戸島小学校のみなさん

## 02 風車の稼働状況と売電実績

今年もまた日本海特有の冬高夏低の風の恵みとなっています。今年は6、7月の平均風速が4m/s 台、設備利用率も低くなっておりませんが、この間、目立ったトラブルはなく、風況による影響が強く出たといえます。一方、12月には59万kWhと2006年3月からの運転実績の中でもトップの売電量となりました。これは平均風速が8.3m/sと風に恵まれたことに加え、トラブルによる運転停止の影響もなかったためといえます。続く1月も風はよかったですのですが、1月14日事故が起こりました。落雷です。

日本海沿岸は冬、寒冷前線に沿って発生する「冬季雷」が多発する地域です。大陸からの冷たい空気と対馬暖流により暖められた水蒸気により日本海で発生し、雪を降らし落雷し、その後乾燥した

風だけが太平洋側に吹き抜けます。この「冬季雷」は世界的にもめずらしい現象といわれています。これまで大きな被害もなくきた「風こまち」ですが、今年はずかまってしまいました。落雷があったのは遠隔監視システムに必要なNTT回線でした。これらを格納している受電設備の一部、ブレーカースイッチなどが焼損しましたが、風車に被害が及ばなかったことは不幸中の幸いといえます。焼損部の部品交換、受電設備内の清掃、落雷対策などを施し、運転を再開しています（運転停止：1月15～30日）。

風こまち売電実績（定格出力1500kW）

月	売電量 (kWh)	設備利用率
4月	286,900	26.6%
5月	317,880	28.5%
6月	96,690	9.0%
7月	95,210	8.5%
8月	170,880	15.3%
9月	163,640	15.2%
10月	279,670	25.1%
11月	319,110	29.5%
12月	594,490	53.3%
1月	184,250	16.5%
2月	382,220	37.9%
3月	268,160	24.0%
合計	3,159,100	24.0%

## 03 おわりに

今年も「風こまち」ではグリーン電力証書を販売しました（販売委託先：エナジーグリーン株式会社）。「風こまち」によるグリーン電力証書は、「久米繊維工業のオーガニックTシャツプリント」「小田急電鉄のロマンスカー」「バンダイのゲームソフト」などに活用されています。今後も証書システムを活用することで、より多くの方に自然エネルギーの可能性、必要性などを認知いただく機会を提供してまいります。

また落雷による15日間の運転停止の他、出力制御、ブレード制御に関するシステム基盤のエラーが発生し、基盤交換や風車メーカーによる定期点検を利用した調整、調査を行っています。原

因の特定と早期の運転再開の両立には、風車メーカー、地域の電気設備業者、電気主任技術者と連携が欠かせません。今後もさらにその体制を強化し、発電機会を最大限に活かしてまいります。引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

竿太郎&風こまちマップ

【風車所在地】

竿太郎：秋田県秋田市新屋町字砂奴寄

風こまち：秋田県秋田市飯島字堀川

【秋田市までのアクセス】 参考まで東京を基点としています。

JR：東京駅（JR 秋田新幹線・約4時間）～秋田駅

飛行機：羽田空港～（ANA、JAL・1時間5分）～秋田空港～（連絡バス・50分）～秋田駅

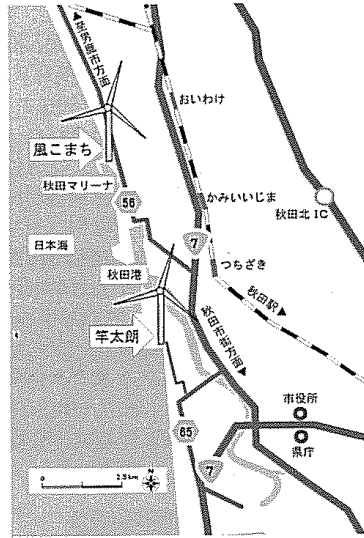
高速バス：新宿駅西口～秋田駅前

（秋田中央交通、小田急シティバス・8時間20分）

【風車までのアクセス】

風車のすぐ近くまでの便利な公共交通機関はございません。

お車のご利用をお勧めいたします。



## 4. うなかみ市民風力発電所（愛称：かざみ）

有限責任中間法人 うなかみ市民風力発電

### 01 はじめに

お陰様で「かざみ」は今年7月に3歳の誕生日を迎えます。「かざみ」がある風景もすっかり海上の町におなじみとなりました。

「かざみ」が建った「滝のさと公園」には、いつも子どもたちが元気に遊んでいます。これからの社会を担う子どもたちが将来「エネルギー」を考えるとふと思い出すのが風車の下で遊んだこと、というのわが町ならではの風景です。

このように「かざみ」はいつでもどなたでも見に行くことができますが、スタッフの説明を希望されることもあり、適宜対応しています。昨年7月に行なわれた見学会は、千葉県内で自然エネルギーについて学習している方々の集まりで、風力発電の仕組みについて熱心に耳を傾けていました。

また昨年10月には環境教育と環境保全活動の交流と啓発を行なう「環境シンポジウム千葉会議」が主催した学習会に招かれました。

「人類はあらゆる生命体を巻き込み地球温暖化の坂道を加速度を増しながら転げ落ちている。化石燃料への依存に決別して自然エネルギー活用の道を選ぶことが求められている。」という視点に立ち、学識経験者、風車メーカー、施工業者、発

電事業者（一般企業、市民風車）がそれぞれの取り組みなどを報告しました。当法人から代表理事宮内祥恭が出席し市民風車による風力発電事業についてお話し、市民風車への理解と協力を呼びかけました。

### 02 風車の稼働状況と売電実績

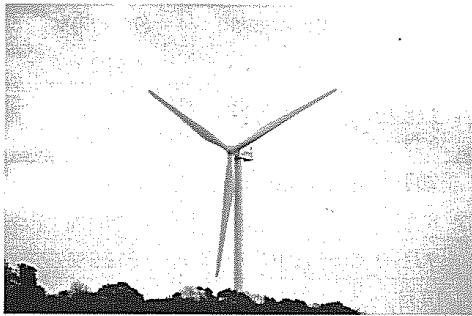
2008年度の売電量は2,899,176kWh、設備利用率は22.1%と昨年より若干上回る事ができました。とくに4月は平均風速7.3m/sと今年の平均5.7m/sの3割近く上回り、売電量も35万kWhを超えました。トラブルを感じさせない結果を出しておりますが、実は4月は増速機冷却ファンが損傷し、交換作業などのため6日間（4月10日～15日）の運転停止がありました。風車メーカーによる点検、交換品の手配、交換作業に掛かった比較的スムーズに行われたと思いますが、このトラブルがなければもっと売電できたはずでした。

より早く、確実に対応できるよう、風車メーカーなど関係者との連携強化に努めます。

またブレード（羽根）の異音について風車メーカーとも協議をしており、必要な措置を実施する予定です。今後も予防保全を含めメンテナンスを

### 03 おわりに

風車は風まかせで頼りにならない等と悪く言われることもあります。しかし欲張らず、無理をしない、身の丈にあったエネルギーを自然から頂戴し暮らすことが地球温暖化防止につながります。そんな暮らし方のシンボルとして「かざみ」をアピールするためにも、引き続き運転管理を維持、向上させていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。



←丘の上からひょっこり顔を出す「かざみ」

### かざみ 売電実績 (定格出力 1500kW)

月	売電量 (kWh)	設備利用率
4月	351,504	32.5%
5月	321,192	28.8%
6月	232,944	21.6%
7月	148,896	13.3%
8月	181,968	16.3%
9月	150,600	13.9%
10月	161,088	14.4%
11月	225,024	20.8%
12月	304,944	27.3%
1月	214,872	19.3%
2月	264,792	26.3%
3月	341,352	30.6%
合計	2,899,176	22.1%

## 5. 波崎未来エネルギー風力発電所 (愛称：なみまる)

有限責任中間法人 波崎未来エネルギー

### 01 はじめに

「市民風車ファンド 2006」の末っ子風車「なみまる」も運転開始から2年が過ぎ、初めて1年間の稼働実績を報告できるようになりました。お蔭様で、重大なトラブルも無く、順調に稼働して、ほぼ予測通りの発電をすることが出来ました。海水浴場に隣接していることもあり、風車の海岸として海水浴客のみなさんからも認知されつつあります。また、地元のサーファーのみなさんからは、町のどこからでも、「なみまる」を見れば風向きがわかるため、海岸に行かなくても、波の状態が想像できると好評もいただいています。

「日経ヴェリタス (日本経済新聞社)」、茨城新聞社から取材を受け、それぞれ「エコに投資」「脱温暖化、地域の挑戦、環境保全に市民参加」という特集記事が掲載され、茨城県地球温暖化対策室からの視察も受け入れることになりました。また東京工業大学(原科研究室)の研修を受け入れ、「地域環境と風力発電」というテーマのヒアリング調査を受け「波崎地区に見る新しい風」という市民風車に対する大変好意的な報告書も作成していた

だけました。

また、昨年6月には、映画「不都合な真実」の無料上映会と自然エネルギーの普及啓発事業を市内の文化センターで行い、多くの市民のみなさんに参加していただけました。

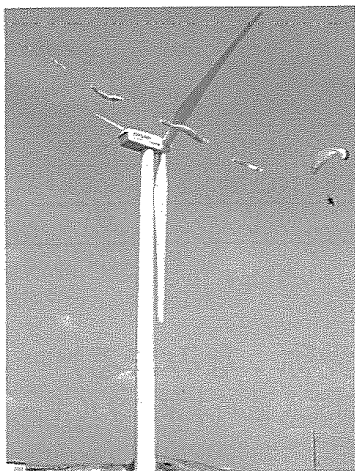
今後とも、「なみまる」とその収益を活用して、環境保全事業や普及啓発活動を通して、地域への還元と地球温暖化防止活動を行って参りますので、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

### 02 風車の稼働状況と売電実績

年間平均風速は6.0m/sと飛びぬけて良いということではありませんが、運転停止時間が短く、発電機会を十分に活かすことにより売電量を積み重ねていくことができました。軽微なエラーはありますが軽微であっても発生したエラーの原因究明が必要です。例えば、制御システムに関するエラーには、風車メーカーが該当する基盤を交換することで対応していますが、なぜエラーが発生するのか根本原因を知ることが今後の運転管理に必要です。制御システムに関する情報は限られてお

りますが、事業者としての責任を果たすためにも、風車メーカーとの連携を強化し、「なみまる」の健康状態を維持管理していきます。

なお、8月16日に落雷があり、運転停止となりました。幸いなことに風車機器には影響がなく10時間後に運転を再開しています。またブレード（羽根）からの異音も確認されています。これはブレードの製造過程で発生したゴミが取りきれず、ブレード内部で球状に固まった可能性が考えられています。しばらく経過を観察し、除去、清掃など対策を検討、実施します。



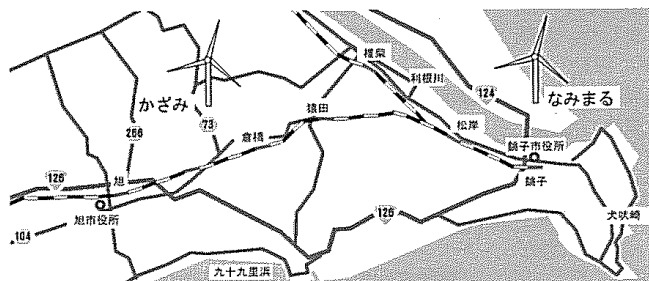
「なみまる」とモーターパラグライダー  
このほりをお供に空をスイスイ！

### 03 おわりに

現在は保証期間の範囲内で部品交換などを行うため、風車機器及び性能リスクは軽減されていますが、いずれ保証期間は切れ、事業を進めていく間には経年劣化も予想されます。機器トラブルの兆候をいち早く察知し、適切な対応が行えるよう管理体制を強化してまいります。今後ともよろしくお願いたします。

なみまる 売電実績（定格出力 1500kW）

月	売電量 (kWh)	設備利用率
4月	348,144	32.2%
5月	399,648	35.8%
6月	247,920	23.0%
7月	181,080	16.2%
8月	210,984	18.9%
9月	210,672	19.5%
10月	274,080	24.6%
11月	344,568	31.9%
12月	323,256	29.0%
1月	271,152	24.3%
2月	365,184	36.2%
3月	392,784	35.2%
合計	3,569,472	27.2%



かざみ&なみまるマップ

【風車所在地】

かざみ：千葉県旭市岩井

なみまる：茨城県神栖市波崎

【茨城県神栖市（波崎海水浴場）までのアクセス】 参考まで東京を基点としております。

JR・バス：東京駅（JR 総武本線特急・2時間17分）～銚子駅～（関東鉄道バス・15分）～波崎海水浴場

バス：東京駅八重洲口前（千葉交通・2時間30分）～銚子駅～（関東鉄道バス・15分）～波崎海水浴場

車：東京駅付近（東関東自動車道・潮来ICから約40分）～波崎海水浴場

※「なみまる」は、波崎海水浴場駐車場横で元気に発電中です。

【千葉県旭市（滝のさと自然公園）までのアクセス】 参考まで東京を基点としております。

JR：東京駅（JR 総武本線特急・1時間39分）～飯岡駅

バス：東京駅八重洲口前（千葉交通・2時間5分）～旭

車：東京駅付近（東関東自動車道/東総有料道路・およそ2時間）～滝のさと自然公園

※JR 飯岡駅、バス旭停留所からはお車のご利用をお薦めします。



## 参考文献

- ・青木寿幸・井岡亮[著](2009)『最新投資組合の基本と仕組みがよーくわかる本』秀和システム
- ・川崎善徳[著] (2007)『[政令・内閣対応]金融商品取引法の基本がよくわかる本』中経出版
- ・黒沼悦郎[著] (2009)『金融商品取引法入門』日本経済新聞社
- ・さくら総合事務所・永沢徹[著] (2010)『SPC & 匿名組合の法律・会計税務と評価 第4版  
清文社  
(匿名組合が法律面、会計・税務面から詳しく解説され、匿名組合利用の実務書としてまとめられている本です。また、投資スキームの実際例や実務上の問題点も取り上げられ、わかりやすく説明されています。)
- ・商事法務[編集] (2007)『金融商品取引法法令集 I 行為規制編』商事法務  
(「金融商品取引法」、「金商業等府令」等の法令の全規定を記載しています。)
- ・須藤美和[著] (2005)『マーケティング実践講座』ダイヤモンド社
- ・永田光博[著] (2007)『営業店の新金融商品販売ルール Q&A』金融財政事情研究会
- ・野澤澄人[著] (2006)『金融商品取引法の基本と仕組みがよーくわかる本』秀和システム
- ・日野正晴[監修]・TMI 総合法律事務所[編集] (2009.4)『集団投資スキームのための金融商品取引法 Q&A』中央経済社
- ・藤瀬裕司[著] (2008)『ファンドビジネスと金融商品取引法』日本経済新聞社
- ・六川浩明 他[著] (2007)『要点解説 金融商品取引法』中央経済社
- ・有限責任中間法人自然エネルギー市民基金[編著] (2007)『自然エネルギー事業のファイナンス  
初心者ガイドー市民から出資を募って自然エネルギーを普及させる方法』有限責任中間法人  
自然エネルギー市民基金



---

---

平成 21 年度環境省請負業務

平成 21 年度コミュニティ・ファンド等を活用した  
環境保全活動の促進に係る調査検討業務 関連資料

市民出資・市民金融実践者のためのファンド設立マニュアル  
NPO バンク 設立編  
匿名組合契約による市民ファンドの設立編

---

平成 22 年 3 月

発行：環境省総合環境政策局 環境計画課  
<http://www.env.go.jp/>  
東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

調査担当：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
環境・エネルギー部  
<http://www.murc.jp/index.php>

---

---